

上郷村誌

上郷村教育會著

684
94

684-94



1200501578368

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



上
郷
村
誌



鄉
村
誌



604-94

目次

第一章 地理	一、位置及境界	五
	二、地勢	五
	三、地質	八
	四、地積	八
	五、地候	九
第二章 人口	一、人口動態	三
	二、人口靜態	三
	三、人口調查	三
	四、職業別戶數	六
第三章 行政	一、沿革概說	一七
	二、沿江戶時	一七
	三、維新以後町村制實施前	一七
	四、町村制實施以來	一八
	五、町村制實施以來の村吏員	二二
	六、村會議員	二三
	七、村會の概況	二四
	八、本村選出郡會議員	二七
	九、選舉權を有する者	二七
	十、陪審員候補者	二七
	十一、經濟更生委員會	二七
	十二、委員會、基本調査に現れたる全貌、農業土木指導委員會	二七

第四章 財

- 一、概況
- 二、村歳入状況
- 三、村歳出状況
- 四、租税外収入状況
- 五、歳出費用
- 六、村民負擔状況
- 七、村民負擔状況
- 八、村民負擔状況
- 九、村民負擔課率
- 一〇、村税納入成績例
- 一一、縣稅納入成績例

政

第五章 警

- 一、駐在所
- 二、消防組
- 三、上郷村私設森林消防隊
- 四、上郷村婦人火防組合
- 五、上郷村衛生組合
- 六、上郷村トラホーム豫防組合
- 七、病院

察

第六章 兵

- 一、徵兵検査の成績
- 二、兵籍にあるもの數
- 三、在郷軍人分會
- 四、從軍者
- 五、殉國者
- 六、戰傷者
- 七、墓地

事

第七章 教

- 一、寺小屋時代
- 二、明治五年學制頒布後の教育
 - (一)、小學校及分教場出張教授所並廢校沿革
 - (二)、學校設置以來の校長及教員
 - (三)、校醫
 - (四)、學務委員
- 三、上郷村立農業補習學校
- 四、上郷村立青年訓練所
- 五、上郷村青年團
- 六、上郷村女子青年團
- 七、上郷村少年赤十字團
- 八、上郷村教育會
- 九、各分教場後援會
- 一〇、上郷村青年團附屬圖書館
- 一一、上郷村社會教育委員會

育

第八章 神

- 一、村格
- 二、無格
- 三、堂
- 四、神

社

第九章 宗

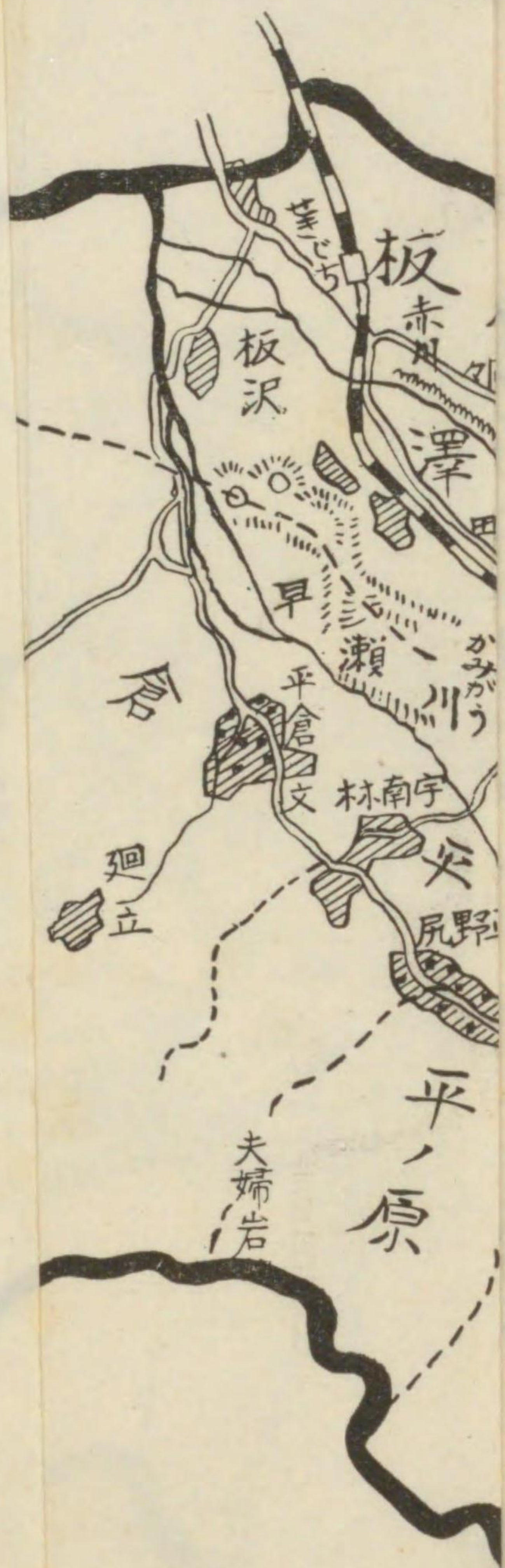
- 一、概説
- 二、寺院
- 三、他町村寺院の檀徒及其宗派
- 四、神道

教

第十 章 風 俗	一、概 説	一一
	二、衣 服	一一
	三、食 物	一一
	四、住 居	一一
	五、冠 婚	一一
	六、民 葬	一一
	七、年 中 行 事	一一
	八、(婚禮、年祝、新宅祝、出産、葬禮、祭禮)	一一
	九、(農家の休日及行事)	一一
第十一 章 産 業	一、概 説	一〇
	二、農 業	一〇
	三、(耕地法改良課程、耕地面積及耕作戸數、主要作物付段別及收量)	一〇
	四、(耕地整理組合の狀況)	一〇
	五、畜 産	一〇
	六、(植林、自然林の分布狀況、産出木材及製炭、木炭の販路)	一〇
	七、(掃立數量及收購高、市場)	一〇
	八、(酒、醬油)	一〇
	九、(養鶏、養兎、養蜂、竹製品、製米、商業)	一〇
	一〇、(養鶏、養兎、養蜂、竹製品、製米、商業)	一〇
	會 社	一〇
第十二 章 交 通	一、概 説	一七
	二、道 路	一七
	三、鐵 道	一七
	四、索 道	一七
	五、其他交通運輸機關	一七

第十三 章 通 信	六、交 通 調 査	一四
	一、概 説	一四
	二、郵 便	一四
	三、電 報	一四
	四、ラ ヂ ー	一四
第十四 章 史 蹟 名 勝 記 念 物	一、館	一七
	二、古 蹟	一七
	三、古 蹟	一七
	四、名 勝	一七
	五、洞 窟	一七
	六、記 念 物	一七
第十五 章 篤 行 者	一、篤 行 者	一四
	二、(篤行者の官吏篤志者の來往)	一四
第十六 章 天 災	一、概 説	一五
	二、不 況 狀 況	一五
	三、村 救 濟 事 業	一五
	四、救 濟 方 法	一五
	五、凶作學者官吏篤志者の來往	一五
	東北地方特殊農業機關新設意見書	一五

全圖




中央高地より岩手驛方面を望む

(忠魂碑)

伊上郡 上郷村全

50000



栗橋村

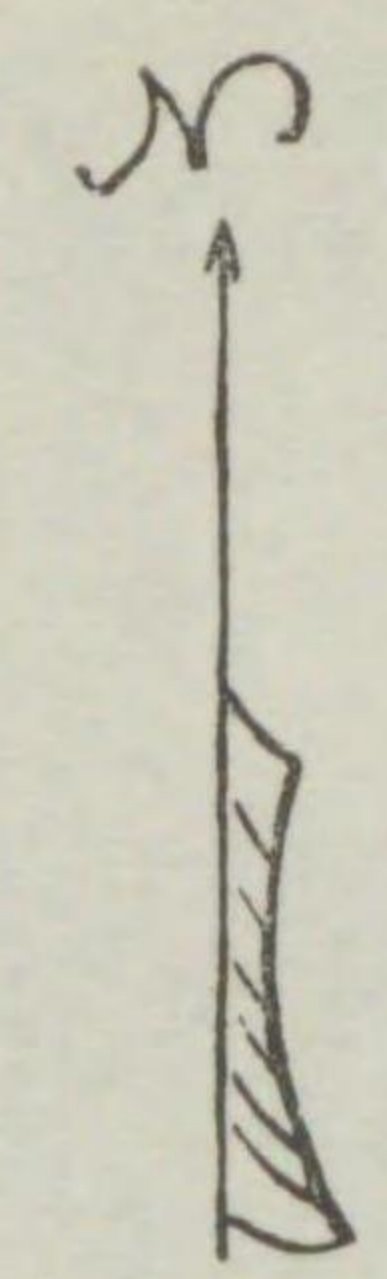
甲子村

東

仙氣郡

伊上郡 上郷村全圖

50000



小友村

遠野町

青笹村

蛇野内

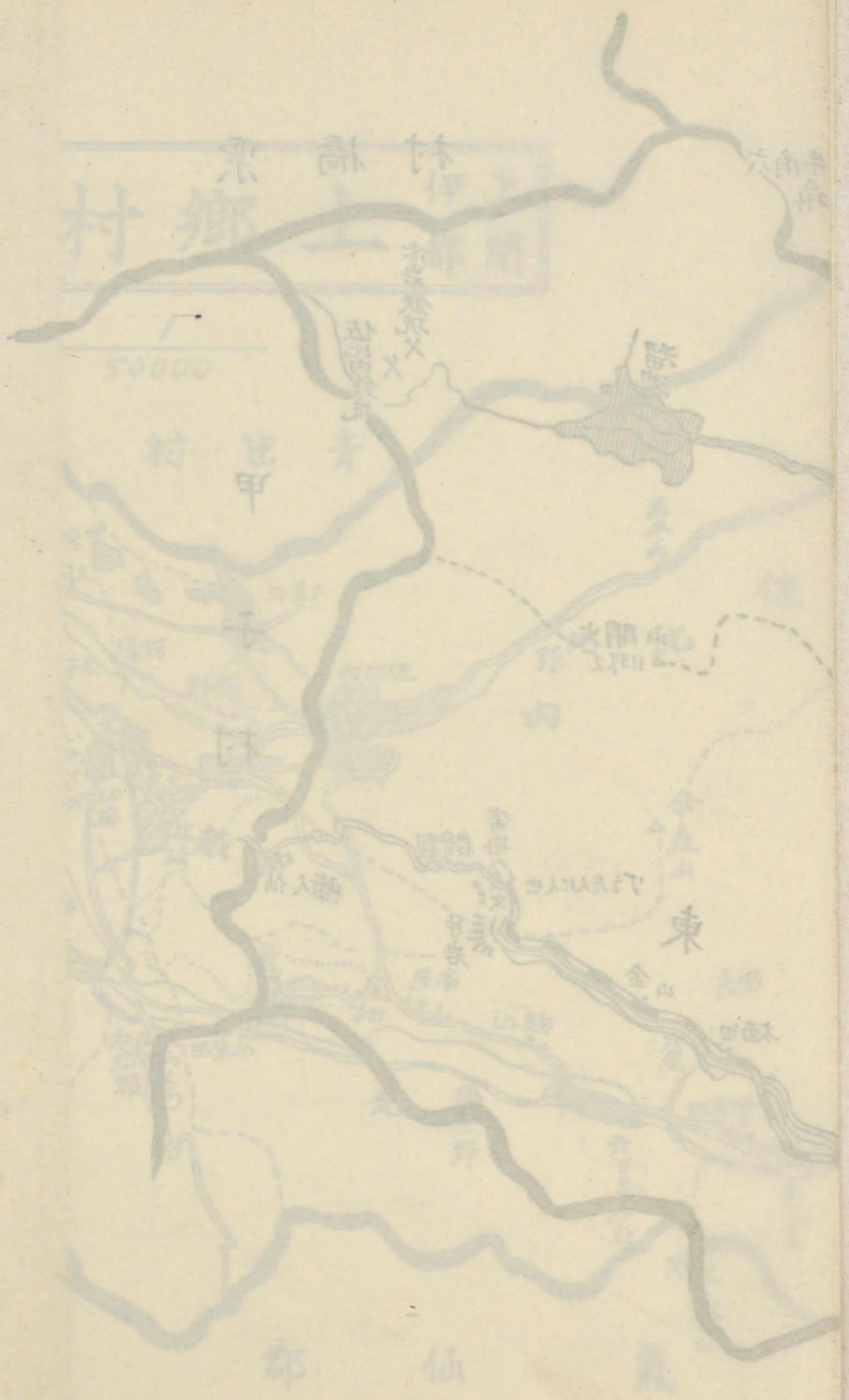
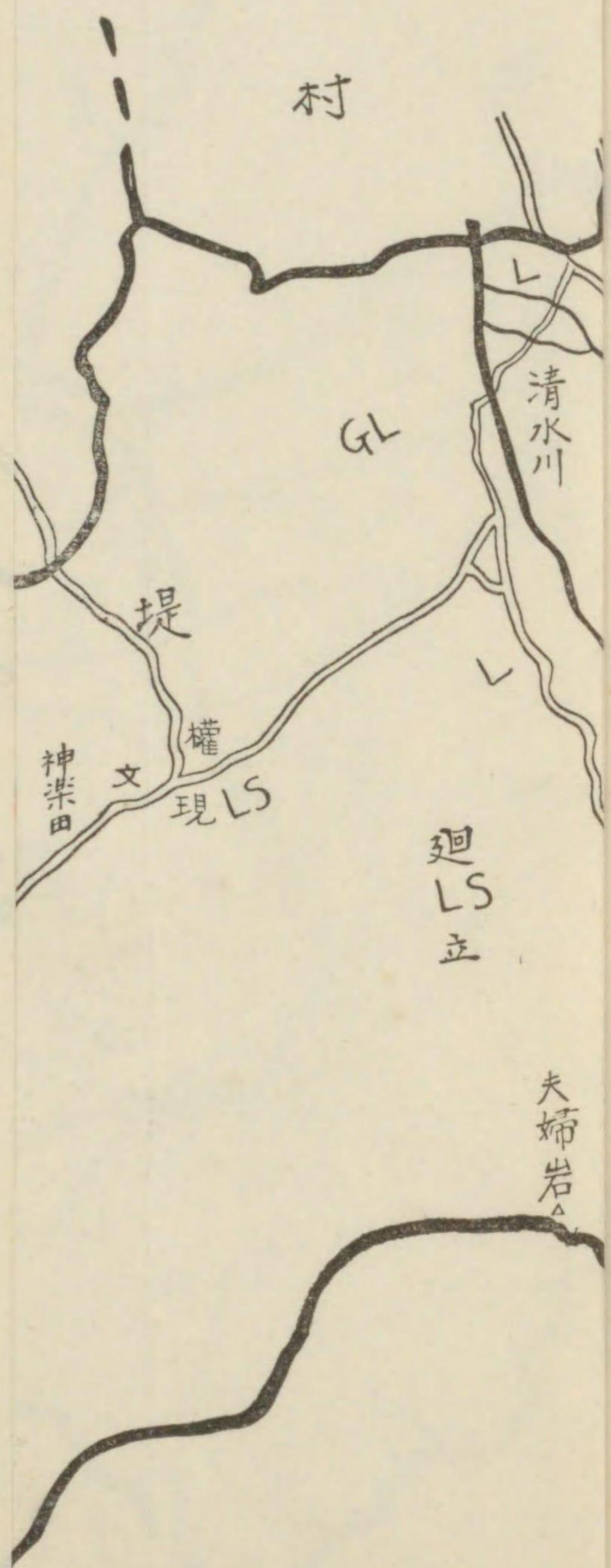
内

來

平原

氣仙郡

例		凡		
壤質	礫土	壤土質	埴土質	腐植土質
S	G	GL	CL	L




望を面方驛郷上手岩り地高央中

(碑魂忠)

例		凡		
砂壤土質	礫土	壤土質	埴土質	腐植土質
LS	G	GL	CL	L

上郷村略圖 伊上郡 閉


土質圖

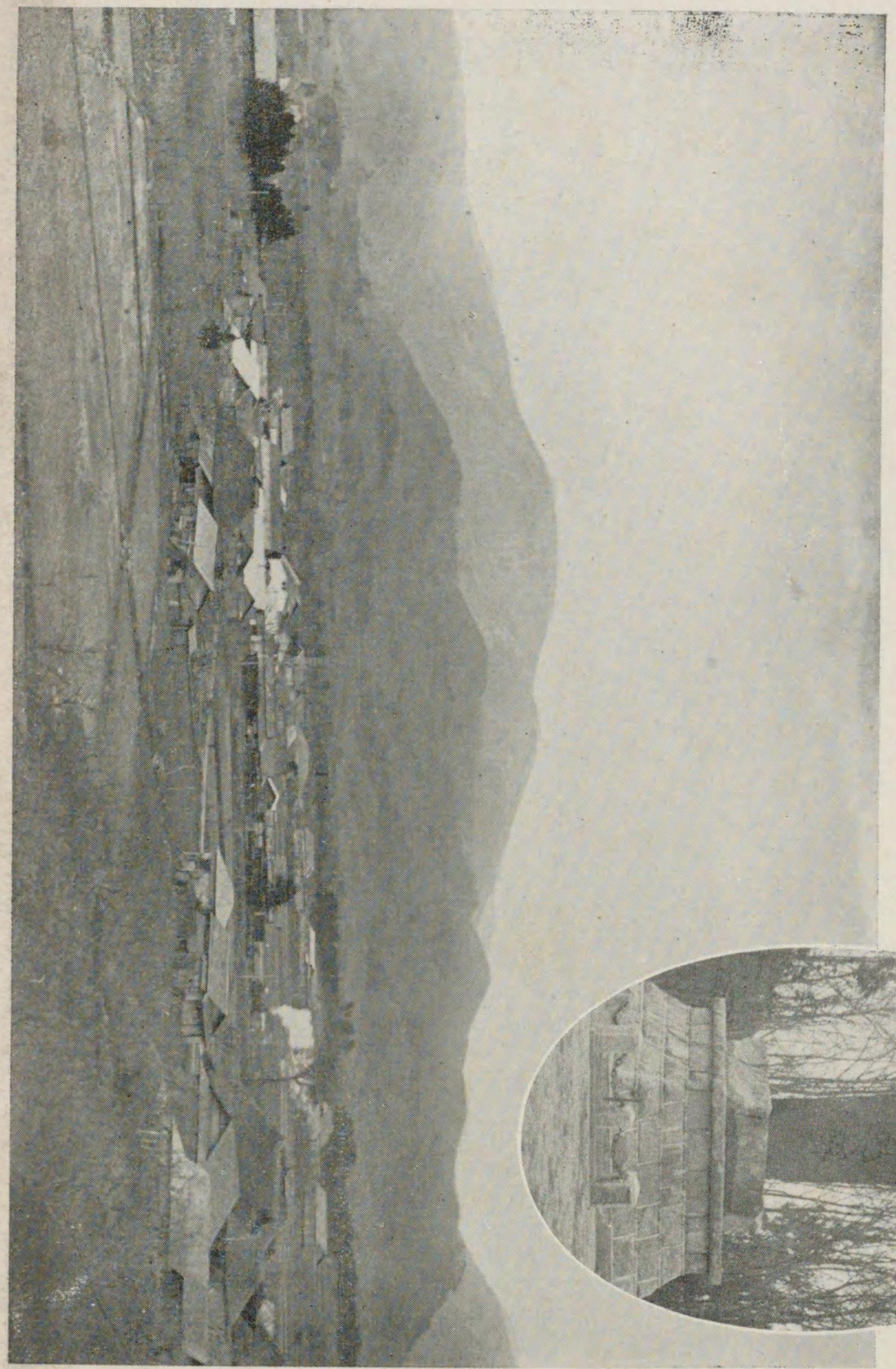
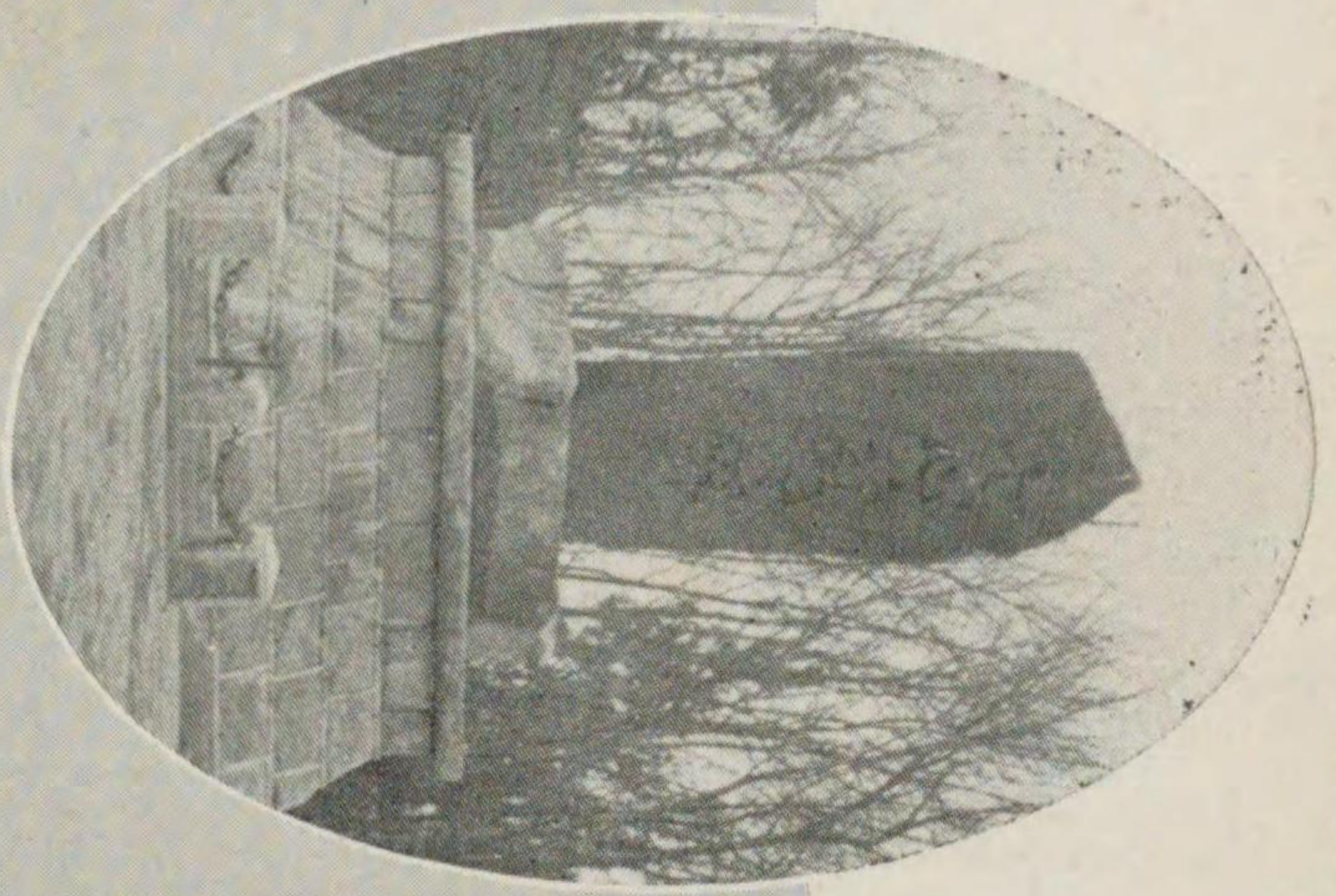
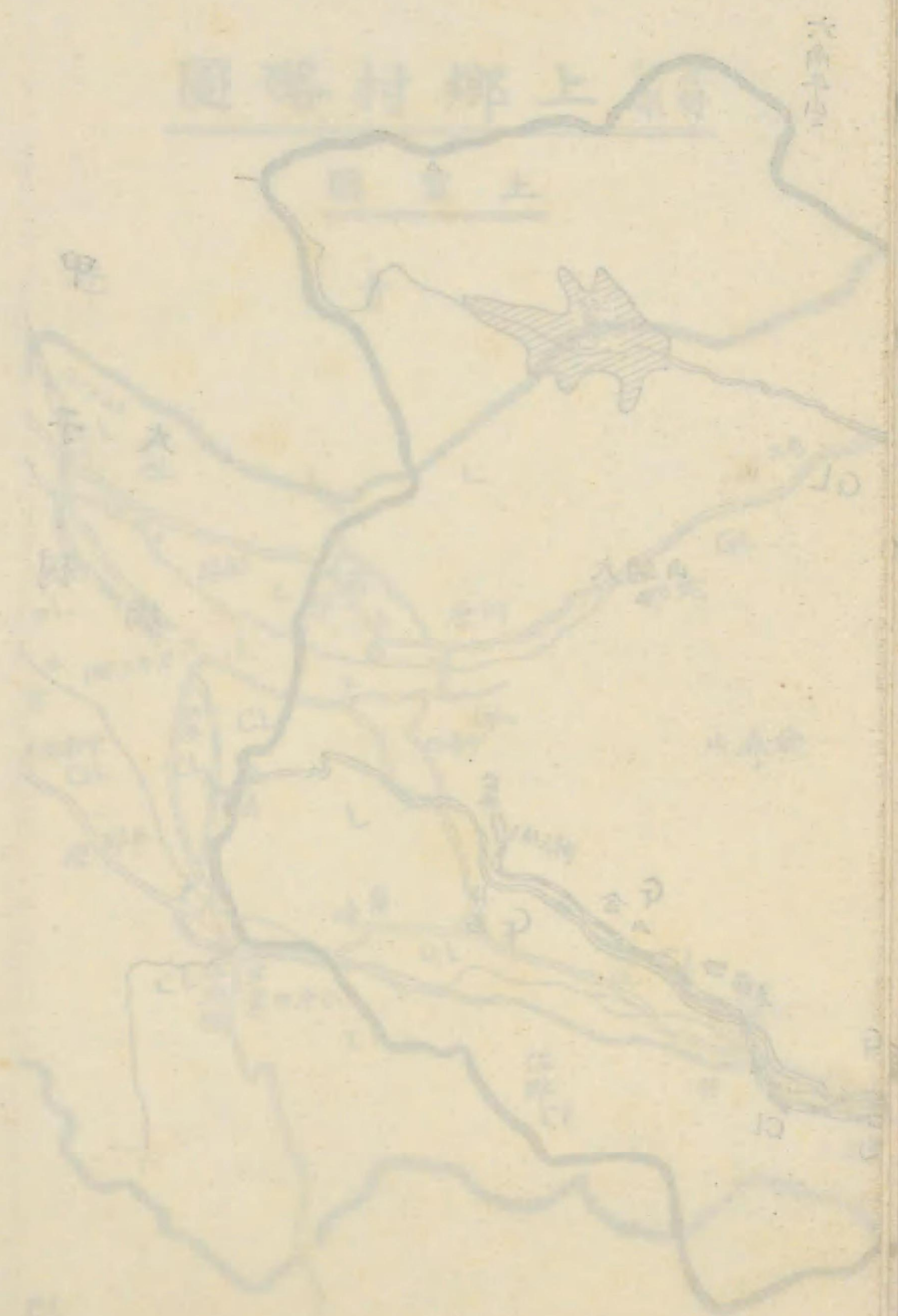


例 凡				
砂壤土質	礫土	壤礫土質	壤埴土質	腐植土
LS	G	GL	CL	L

伊上郡 上郷村略圖

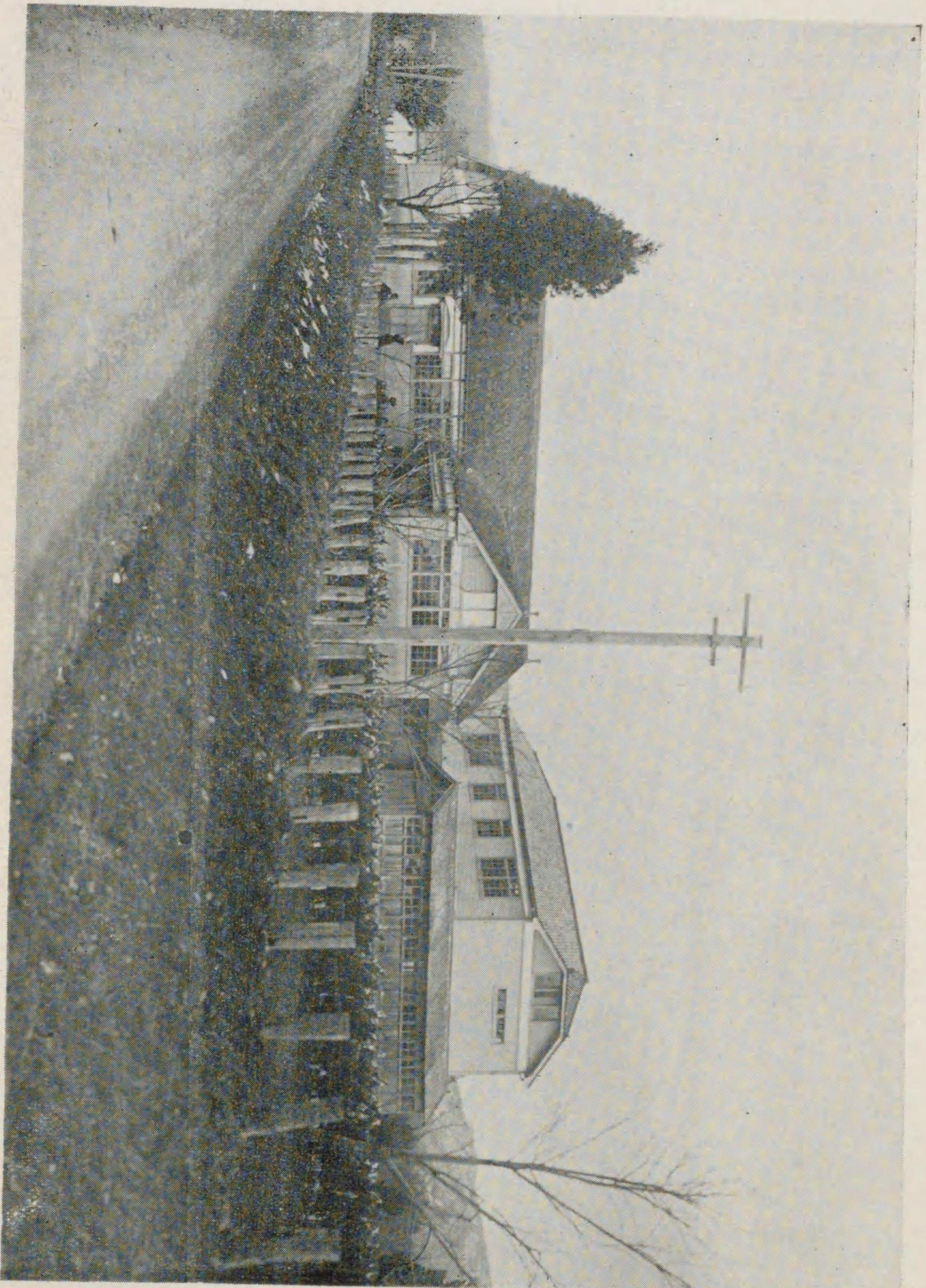
土質圖



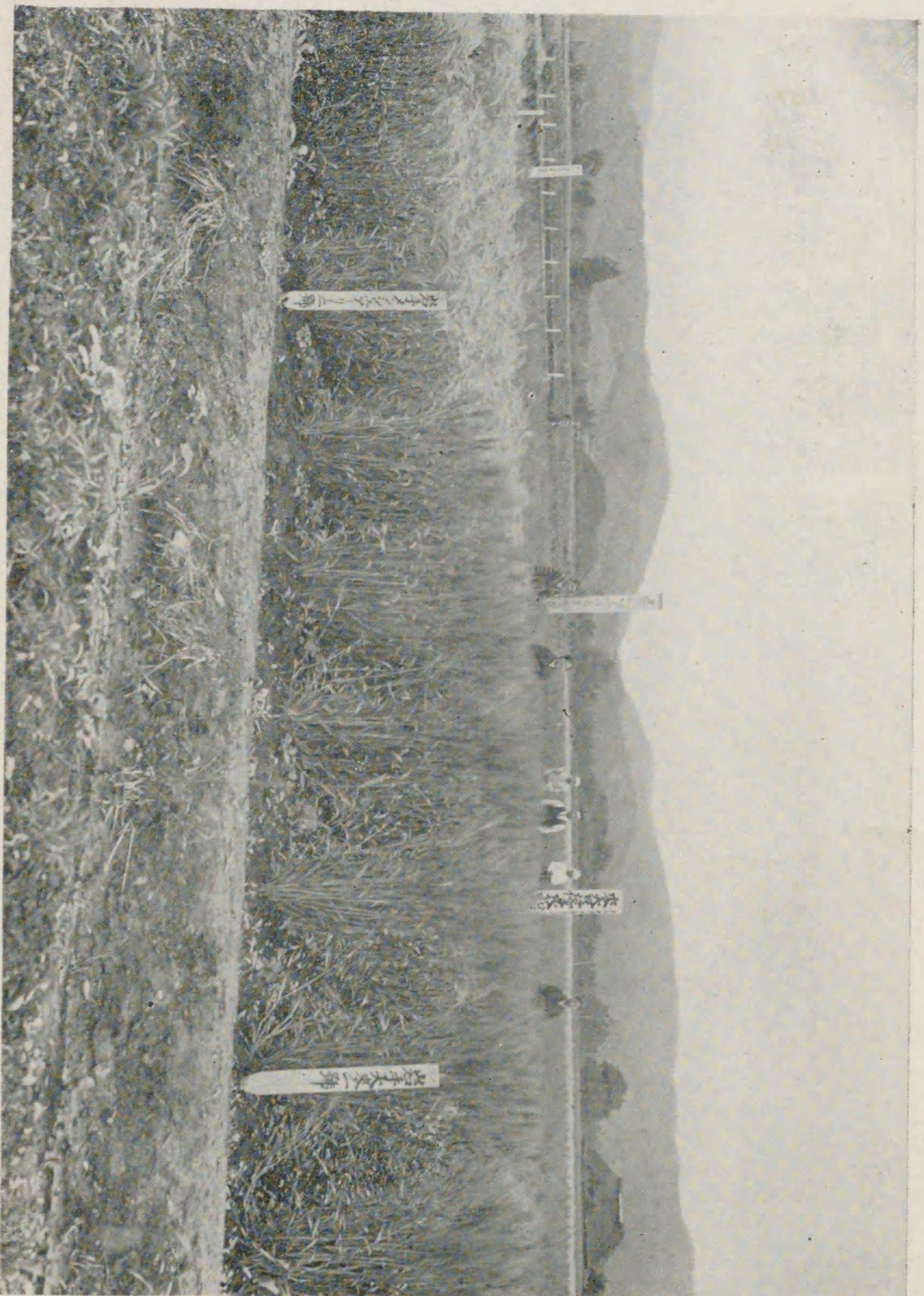


中央高地の黒崎郷

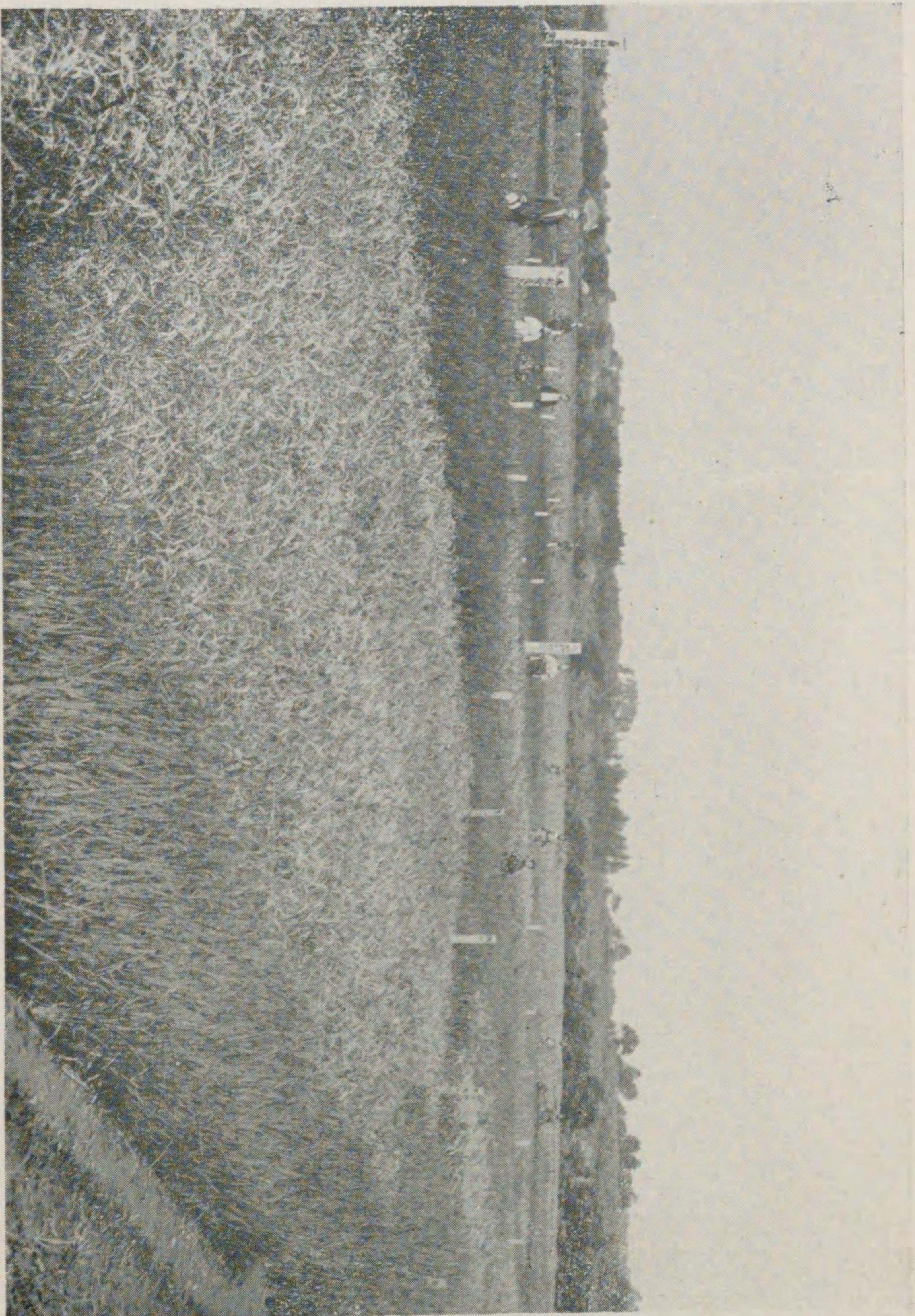
(忠魂碑)



北 方 見 上 郷 常 高 等 小 學 校



(作麥) 地習實校學習補業農鄉上



（況狀實結日十二百二年九和昭）田習實校學習補業農郷上



(草除番一) 田習實校學補業農鄉上

凡例

- 一、本誌は分擔して資料調査をなしたる關係上、調査の日數、本務の繁閑等の影響をうけ、一讀して濃淡あるを免れずといへども、教育上本村の現狀を知らしむるに貢献することあるべきを信ず。
- 一、本誌の章節文類は必ずしも當を得たるものに非ず。財政を行政より分ちたるが如き、又排列の前後せるなきにあらず。文辭に至つては、洗練したるものにあらず。
- 一、動植物の分布、方言に關する事項は重要なれども、調査中に屬するを以て、追つて増補することゝしたり。今次の凶作に關する事項の大部分も亦同じ。
- 一、篤行者は故人のみを掲げ、現存者は相當あれども記載を後日に譲りたり。
- 一、本誌の統計は村役場の公簿より得たるものなり。
- 一、本村には右の外参考すべき文献少きを以て、古老より聴取したる事項相當多きを以て、誤りなき能はず。後日正確なる証憑を得て訂正せん。
- 一、本誌編纂中大寺菊池萬之助氏及菊池福雄氏より得たる資料及仙人峠驛長より得たる觀象記録は甚だ重要なものなりき。記して謝意を表す。
- 一、本誌編纂に關與したる者は、鈴木陽、小菅精一、松尾修三、古川清、齋藤勇治、佐々木健一、内田松雄、昆研吉、佐々木健吉、大矢明三、立花精太郎、吉田善吉、澤里武治、菊池俊雄の學校職員なり。



上閉伊郡内平均最高の地盤を占むる上郷村は、地味に於て豊沃ならず、春遅く來り早く冬に入り、風強く氣温低く、天恵甚だ薄くして、一毛作の水田は勿論、畑作といへども收穫率多からず。文化進展の餘地亦多し。

古來、縣内陸部と海岸部との重要通路に當り、各戸數頭の牡馬を飼養して、駄送を行ひ、往くに遠野に於て改装せられたる特有の二斗俵を、險峻を経て釜石及盛地方に運び、復路魚介を遠野に移入して、人馬仙人頂上に絶ゆることなく、風雪赤羽根峠を杜絶せしことなし。依りて遠野一六の市日を賑はし、市日馬千疋の大部は、本村の馬たりしなり。本村之れによつて常に富めり。然るに大正時代に入りて、花巻・釜石間の鐵道建設計畫成り、釜石鐵道・岩手輕便鐵道は、仙人峠を索道を以て連絡し、ために駄馬は先づ仙人峠に全然影を見ず、昭和時代に及びては自動車の發達著しく、赤羽根峠亦人馬の影を絶つに至れり。

然れども大正の中年、世界大戰に伴ふ好況時代は、各戸に電燈普及し、林産數十万圓は鐵道の便を利用して盛んに移出せられ、俚言、「山寶」は農産品の昂騰と共に現實に、村民を豊樂の絶頂に打上げたり。大戰の終了と共に、好況の利は次第に夢と消え、不況時代に入りては林産も減退し、農産品は異常に下落し、自動車の利用は益々發達して、索道も鐵道も次第に利用の度を減じ來れり。

之れより曩、好況時代の餘力は村民に耕地改良と增收の計畫を誘發し、十餘の耕地整理組合組織せられ着々工を竣へ、不況に伴ふ政府の時局匡救開墾助成方法と相俟つて、水田は舊に倍し、其の面積四百二十町歩に及び、隣郡下閉伊郡の二分の一に相當し、産米正に七千石を超え、食して尙餘りあるに至れり。

然りといへども之れ等事業費の長年月に亘る償還義務と、屢々遭遇する凶作（古來ケカンといふ）とは、永く村民に重壓を加ふべきを以て、村民は更に大なる決心と大なる努力とを以て、本村の發展に力を致さざる可からず。

茲に於て一層村民の體位の向上を圖り、各種教育機關を充實して、智能の啓發に特段の力を用ひ、勞力に腦力に、他地方への發展をも畫ると俱に、村内産業機關を整備して、其合理的活動を促進し、増殖増産の度を昂め、以て凶作悲惨史の卷を閉ぢ、各々適所に力を竭して、永遠止まざる進展を期せざる可らず。

昭和九年十一月十日

上郷尋常高等小學校長
編纂者代表 鈴木 木

陽

上郷村誌

第一章 地理

一、位置及び境域

上郷村は岩手縣上閉伊郡の中南部に在り。縣内東部に蟠る北上山脈を以て脊梁となし、北上川の支流、猿ヶ石川上流に形づくらるゝ遠野盆地の最東部を占む。現在村内を六大字に分ち、東區を佐比内及び細越、南區を平ノ原・平倉・西區を來内、北區を板澤とす。村の東部は仙人峠連峯を以て甲子村に界し、西は青笹村及び遠野町・小友村に隣り、南は仙人峠より物見山に至る山脈を以て氣仙郡上有住村及び下有住村に接す。北は大半青笹村に接し、僅かに東北部に於て栗橋村に境す。東西二十六軒（六里二十二町）南北十二軒（三里）にして、其の面積十四万八千三百アール（五方里餘）あり。之を本郡内各町村の面積に比較するに、小友村の次位にありて郡内第八位の廣衰を有す。四極を示せば左の如し。

- 極 東 〓 仙人峠と土倉峠との中間
- 極 西 〓 氣仙郡上有住村に頂上を有する貞任山肩
- 極 南 〓 氣仙郡下有住村に頂上を有する男火山肩
- 極 北 〓 青笹村に頂上を有する六角牛山肩

二、地

勢

北上山脈中に介在する故に高原性にして、東に仙人峠あり、其の支脈にて南を塞ぎ、僅かに赤羽根・蕨の二峠によりて氣仙郡に通ず。地形東西に長く、南北に短く、仙人峠及び其の連峯と東北の六角牛山及び大開山の支脈によりて、早瀬川と猫川とに區切られ、東部に仙人連峯の西走山脈高く、中央の滑田峠及び其の支脈西走し、早瀬川流域地帯と仙人峠澤、猫川流域地帯とに分ち、東部最も高く、西部に向ふに従つて低く、其の梁骨狀「コ」の字形なり。

(一) 山

岳

山岳は北上山脈中の高峯六角牛山及び仙人峠連峯の支脈をなし、東部及び南部を占む。主なる山岳左の如し。

- 1、六角牛山 本村及び青笹・栗橋の三村に跨る。海拔千二百九十四米あり。遠野三山（早地峯山石神山・六角牛山）の一にして、遠く之を望めば富嶽の如く、諸山の上に屹立し、眺望頗る佳なり。山頂は青笹村内にあり。少彦名命を祀る。六角牛神社あり。登攀容易なり。
- 2、大開山 海拔千百三十九米あり。
- 3、傘森山 海拔八百六十二米にして、傘をひろげたるが如き形をなす。
- 4、仙人峠 海拔八百八十七米、本郡東西兩部の境界なる峻嶺にして、釜石街道の通ずる所なり。本村沓掛、甲子村大橋の間に在り。古來九十九曲の急坂と稱し、頂上に仙人堂あり。東南遙かに太平洋を望む。
- 5、滑田峠 海拔四百三十六米、傘森山の支脈にして釜石街道通ず。
- 6、赤羽根峠 五百四十二米、氣仙郡との境にして盛街道通ず。
- 7、其他 蕨峠は海拔五百六十二米、氣仙郡下有住村に通ずる所なり。又林崎より清水川に至る細長き四百三十七米の丘陵あり。

(二) 川

- 1、早瀬川 源を仙人峠の若木澤に發して西流す。其の名の如く川瀬早く水量少し。大開山及び傘森山に源を發せる畑屋澤は、畑屋を経て此の川に合す。佐野・番屋・細越・岩崎・小原田の灌漑用水となり、上郷橋附近に於て用水として平倉及び大寺・寺田に引用せられて川床表れ、平倉・繋に至る間水なし。増水期は五、六、九月の降雨期にして、水量最も多く常に水温低冷なり。青笹村及び遠野町・松崎村を経て猿ヶ石川に合す。平時は水量極めて少きも、一度大雨至れば忽ち氾濫して被害甚し。明治二十三年の大洪水は最も慘狀を極め、川床爲に隆起して石礫累々たり。
- 2、猫川 六角牛山東側に源を發し、清水川に至りて早瀬川に合す。急峻なる溪谷を南流し、赤岩・佐比内兩鑛山の前を通り、昭和六年竣工せし溜池（最大貯水量十一万立坪）に引用せられて、灌漑用水に充てられ、放水せられて再び溪谷に入りて南流、蛇野に於て暮坪及び森の下・火尻の二方面に分水せられ、何れも灌漑用水に充てらる。溜池築造前より平時川床上に流水を見ず増水期に於てのみ巨石を轉流する激流を見る。
- 3、來内川 源を南境の蕨峠に發し、砂子澤溪谷より來内を縦貫し遠野町内を流れて猿ヶ石川に合す。此の川は夏季と雖も水量も減することなく、降雨あるも尙氾濫することなし。以上は何れも沿岸水田の灌漑に利用せられ、又いわな・鰻・かじか等の淡水魚を産す。

(三) 沼

澤

沼澤は皆人工溜池にして、佐比内溜池・越田堤・暮坪堤・關口堤あり。何れも附近水田の灌漑に利用せらる。

(四) 平地

早瀬川流域の東、細越平地及び猫川流域の佐比内平地、來内川流域の來内平地等あり。皆山狹平地にして形狹長なる上荒蕪地多く、主なる平地は傘森山麓より西に擴がる猫川下流の平地にして、面積最も廣く、森の下・火尻・暮坪・羽場・板澤・伊原・關口の小部落をつくる。早瀬川下流の平倉平地は小原田より開けて赤羽根・平の原・平倉・寺田・大寺・擊の平地をつくり、猫川流域平地との間に林崎より清水川に至る丘陵横はりて兩平地を限る、凡て遠野盆地の一部をなし高原性なり。

(五) 各部落の高度

沓掛	五百五十七米八十一糎	佐田	四百六十三米三十三糎
佐比内	四百十米	役場附近	三百七十四米六十一糎
宇南	三百六十二米	來内	四百米
赤川	三百四十一米四十八糎		

三、地質

本村の地質は褶曲古生界隆起層・石炭系・二疊系等にして、岩盤深生層花崗岩なり。東部の仙人峠連峯より甲子村に亘りて本邦有数の鐵鑛の床、所謂釜石鑛山あり。釜石鑛山の鑛床は花崗岩の古生層と接觸せる接觸鑛物帯中に介在し、接觸鑛物として柘榴石・輝石・綠簾石等を爽雜す。鐵鑛は瀧の澤より新種山・元山・佐比内・赤岩を経て青の木に至る迄鑛床をなし、又大峯鑛山よりは金鑛を産出す。その他よりは磁鐵鑛・黃鐵鑛・黃銅鑛を産出す。又各所に良質の石灰岩露出せり。細越地方は花崗岩にして地味稍肥沃なるも、石灰岩の表はるゝ地方は概ね粗鬆なり。表土性は砂質壤土、腐植質壤土にして、第四紀古生層、洪積層、沖積層より成る。(地質土性圖參照)

四、地積

一、本村の面積及び其の細別左の如し。

總面積	一四、八三〇〇アール(五方里七七四)
御料地(山林)	五九四七アール(六一町一反)
國有地(山林)	三、四〇〇〇アール(三四六町九反)
民有有租地	二、九五七一アール(二九八町七反)
民有免租地	一一六六アール(一一町七反)
田	二、三七一五アール(二三九町五反)
畑	六、六六八七アール(六七五町九反)
宅地	一、三六四九アール(一三七町九反)
山林	一八、八三六九アール(一九〇三町七反)
原野	一、二四六八アール(一二五町九反)

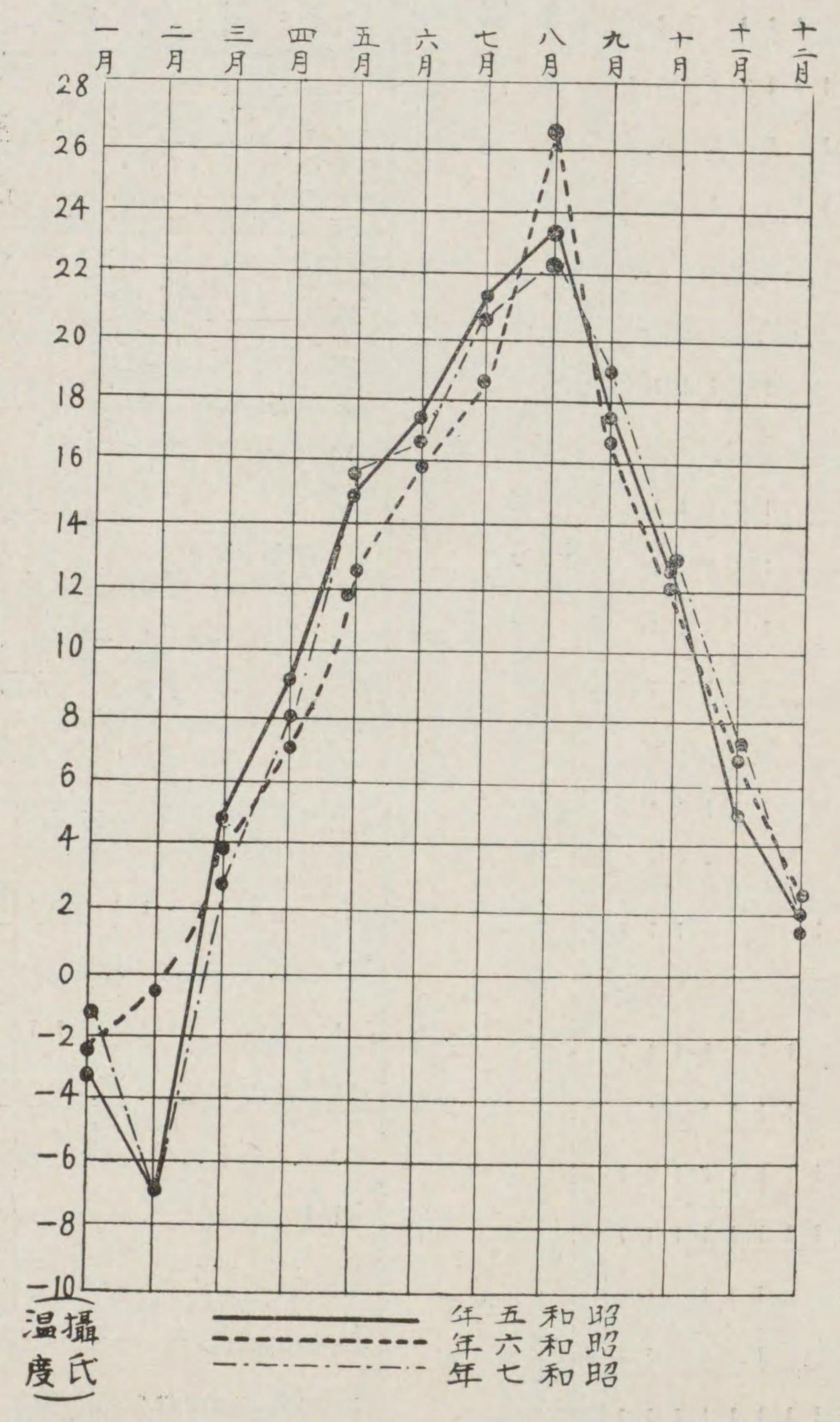
二、民有地の細別左の如し。

五、氣候

候

北上山脈中に在るを以て高原性にして、且海岸より遠きたため大陸的氣候なり。寒暑の差甚し。

最 近 三 年 間
 氣 温 表
 上 郷 小 學 校 觀 測 室 内 温 度



計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
快晴	三	四	三	二	四	三	二	一	一	一	一	三
晴	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
曇	〇	一	八	四	七	七	六	三	〇	三	二	一
雨	一	七	二	九	三	一	〇	八	七	二	三	六
天	三	六	五	六	四	二	二	四	四	三	一	一
雪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
天	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
快晴	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
晴	一	四	五	一	二	六	三	九	九	六	一	二
曇	一	五	三	七	三	七	四	一	七	四	九	〇
雨	四	五	一	五	八	五	五	八	三	三	四	三
天	一	四	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一
雪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
天	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
快晴	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
晴	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
曇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
天	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
天	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
快晴	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
晴	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
曇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
天	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
天	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
快晴	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
晴	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
曇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
天	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
天	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

イ、氣 温 郡内最寒冷の地にして、中央平地に於て夏季室内攝氏三十二度、(華氏九十度)を越ゆること稀にして、冬季は最低攝氏零下十七度位なるも、時に零下二十度以下に下ることあり。

ロ、風 夏季には東風、南風あるも概ね北及び西の風多く、冬季峻烈なり。櫻桃等の幼技凍死す。又初秋の候暴風あり。

ハ、降水量 雨量は本村内に於て観測せしことなきも、上閉伊郡役所に於て観測せしものの統計より少きが如し。(但し最大雨量)

灌溉期 一八五、〇耗リ七一、四耗
 非灌溉期 八六、五耗リ六三、〇耗

郡内中にては他町村に比し少きも耕農上適度なり。初霜は平年十月中旬、終霜は平年五月中旬にして、初雪は十月下旬或は十一月上旬、終雪は四月上旬或は中旬を例とす。積雪は山麓七十糎以下にして、四月下旬尙白雪を山に見る。梅櫻桃等の開花期は概ね四月下旬以後五月中旬頃なり。(気温表参照)

天氣調査表 (自昭和四年至昭和八年)

(上郷氣象觀測所發表)

三、國勢調査

區名	大正十四年國勢調査ノ結果		昭和五年國勢調査ノ結果	
	世帯數	人口	世帯數	人口
第一區	八〇	四三二	九二	四九七
第二區	二〇	一〇七	二二	一〇〇
第三區	三〇	一五九	三二	一五九
第四區	四〇	二〇七	四二	二〇七
第五區	五〇	二五九	五二	二五九
第六區	六〇	三〇七	六二	三〇七
第七區	七〇	三六〇	七二	三六〇
第八區	八〇	四一七	八二	四一七
第九區	九〇	四七五	九二	四七五
第十區	一〇〇	五三二	一〇二	五三二
計	九八	五〇七	一〇〇	五〇七

四、職業別戸數

年次	職業別戸數						計	現在戸數
	農業	工業	商業	交通	公務	家庭		
明治二十一年	二六四	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十二年	二五五	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十三年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十四年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十五年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十六年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十七年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十八年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十九年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治三十年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正元年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正二年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正三年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正四年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正五年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正六年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正七年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正八年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正九年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正十年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和元年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和二年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和三年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和四年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和五年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和六年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和七年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和八年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和九年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十一年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十二年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十三年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十四年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十五年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十六年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十七年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十八年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十九年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和二十年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	

年次	職業別戸數						計	現在戸數
	農業	工業	商業	交通	公務	家庭		
明治二十一年	二六四	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十二年	二五五	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十三年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十四年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十五年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十六年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十七年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十八年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治二十九年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
明治三十年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正元年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正二年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正三年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正四年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正五年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正六年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正七年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正八年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正九年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
大正十年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和元年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和二年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和三年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和四年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和五年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和六年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和七年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和八年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和九年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十一年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十二年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十三年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十四年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十五年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十六年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十七年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十八年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和十九年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	
昭和二十年	二六三	二二	三	一	一	一	二七二	

第三章 行政

一、沿革概説

本村は大同年間以後の史跡によりて、住民當時既に多數増加し、文化の開発相當其の度を進めしこと推測に難からず。御歴代征定の後新郡の設けられて閉伊郡の一部をなし、後三年の役後藤原氏の領有する所となり、鎌倉時代以後阿曾沼氏の領有に移り、桃山時代以後南部氏領となり、以て明治維新に至る。大正三年岩手輕便鐵道岩手上郷驛開業と共に、村内行政交通經濟の中心は森の下より岩手上郷驛附近に移り、此の地に戸口の増加著しく、所謂上郷なる字名も通稱せらるゝに至れり。又明治の末年以後釜石鑛山佐比内採鑛所作業開始と共に従業員多數居住するを以て、新らしく第十區の行政區を設け、村財政にも益する所多かりしが廢鑛と共に行政區を廢止せり。

二、江戸時代

近世以前は正確なる文献を得ること能はざれども、江戸時代に於ては、佐比内村・細越村・板澤村・來内村・平倉村及平野原村の各行政區に分れて夫々肝煎あり之れを統轄せり、外に切掛村は板澤村の一部として又大寺村は平倉村の一部として取扱はれ、幕府には報告せざる所の村なり。安永年間遠野通本村の石高、小名及其の戸數は當時の村勢を知る唯一の資料なり。

村名	高	石	斗	升	合	家數																
佐比内村	高	三百十九	石	三斗	七升	六合	家數 百六軒															
南	十一	軒	宇南田	九	軒	川原	廿三	軒	門野	十五	軒	高屋	六	軒	暮坪	十五	軒	赤澤	八	軒		
和野	六	軒	羽場	九	軒	古戸	四	軒														
細越村	高	百七十一	石	九升	六合	家數 百三十五軒																
沓掛	一	軒	田目	木	一	軒	笹生	田	十	軒	畑屋	五	軒	桑畑	九	軒	鳥海	八	軒	竹ノ澤	四	軒

板澤 番屋四軒 胡桃立五軒 澤田三軒 堰口二軒 岩崎廿三軒 清水川二軒 小原田六軒
 赤羽根三軒 林崎六軒 火尻六軒 細工谷六軒 太田七軒 森ノ下廿四軒
 村 高百四十九石六斗八升五合 家數六十四軒
 大師田六軒 越田七軒 双金二軒 本宮二軒 中居七軒 大儘三軒 伊原六軒
 堤 五軒 赤川六軒 關口六軒 細田六軒 清水川七軒 大洞二軒
 來内 村 高 七十五石四斗七升九合 家數 三十九軒
 砂子澤二軒 神樂田四軒 神樂二軒 五面十四軒 細越澤二軒 堤 五軒 同地三軒
 宇南一軒 長洞二軒 長根山一軒 下新田一軒 横屋二軒
 切掛 村 高 十石七斗六升八合 家數 十一軒 小名ナシ
 平倉 村 高 八十五石四斗三升九合 家數 七十五軒
 赤羽根七軒 宇南林古軒 田屋三軒 廻立六軒 高洞野三軒 繫三軒 双金六軒 中屋敷四軒
 大寺 村 高 八石四斗五升四合 家數 十軒 寺田五軒 大寺五軒
 平野原 村 高 三十四石三斗一升二合 家數 二十六軒 小林十二軒 平野原十四軒
 江戸時代最後の肝煎たりし人々左の如し
 佐比内村 朝橋倉七 細越村 菊池深七 平倉村及平野原村 菊池重右衛門 板澤村來内村 菊池長佐

三、維新以後町村制實施前

明治元年十二月藩主南部氏白石城主に轉封せられ、舊藩は朝廷の直轄となり、遠野地方は戸田藩の取締る所となり、明治二年七月南部氏藩知事として舊藩に復歸せしと雖も、此の地方は遠野を縣廳所在地とする江刺縣所管となり、四年村長を任命して行政を司らしめたり。村長を命せられしもの左の如し。此の時に於て

は切掛村は板澤村の一部となり、大寺村は平倉村の一部となれり。(後大庄屋は郡長に、庄屋は村長に、大組頭は副村長となりたり)

細越村 細川倉七 佐比内村は朝橋倉七 澤板村及來内村 菊池長佐 平倉村及平野原村 菊池與五郎
 明治四年廢藩置縣のことあり、次で全國三府七十二縣に廢合せらるや、江刺縣は廢せられて新縣盛岡縣に併せられ、盛岡縣は五年岩手縣と改稱せられ、本村の所屬之にこれに伴へり。

明治六年檢地のことあり、初めて田畑につき測量行はれ、水田は三百坪を一段歩とし、畑其他は九百坪を以て一段歩となせり。

明治八年再檢地行はれ、總て三百坪を以て一段歩と定められ、地割地番を附し地券狀を交付して、各自の所有權を明確にしたり。全十一年總檢地行はれて地券狀は十二年に交付せられ登記法施行に至る。

表

菊狀 紋章	地券	陸中國西閉伊郡佐比内村二地割三十番 字森下 同國同郡同村 持主 佐藤 與次右衛門 一草生地貳拾壹步
桐狀 紋章	地租	此ノ地價 參厘 此ノ百分ノ三厘位未滿 地租 明治十年ヨリ此百分ノ貳ケ半金厘何未滿 地租 右檢査之上授與之 明治十三年一月三十一日 岩手縣 西閉伊郡長 米内眞豐

裏

國名郡名村名	氏名	表書ノ地所自今右認名 年月日 郡長名印
日本帝國人民土地ヲ所有スルモノハ必ズ此券狀ヲ有スベシ 日本帝國外ノ人民ハ此ノ土地ヲ所有スル權利ナキモノトス故ニ何等ノ事由アリトモ日本政府ハ地主即チ前人ノ所有ト認ムベシ 日本人民此ノ券狀ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所有シ又ハ土地ヲ賣買讓渡賃入書入等ヲナサントスルモノハ渾テ其規則ヲ遵守スベシ 若シ其規則ニ因ラズシテ此ノ券狀ヲ有スルモノ其ノ權利ヲ得ザルモノトス		

地割番號及び字名次の如し

細越村

- 一新平田 二初山 三深澤 四松鼻 五森ノ下 六畑福 七八日市 八八日市 九橋本 十前谷地
- 十一火尻 十二林崎 十三林崎 十四岩船 十五小原田 十六赤羽根 十七岩崎 十八清水川 十九澤田 廿荒町
- 廿越田川原 廿二佐野 廿三瀧澤 廿四番屋 廿五瓜ヶ森 廿六駒込 廿七駒込 廿八村木 廿九鳥海 卅日出道
- 卅一岩鼻 卅二桑畑 卅三小岩 卅四畑屋 卅五關屋 卅六佐生田 卅七笹生田 卅八日光 卅九常樂 四十田面木
- 四十一前澤 四十二金山 四十三片岩 四十四沓掛

佐比内村

- 一初山 二森ノ下 三運南 一曲道 五同心地 六南 七我口 八月山 九小屋敷 一〇三又川
- 一一蛇野 一二川久保 一三平場 一四南馬木 一五北馬木 一六笹久保 一七下川原 一八内野 一九下内野 二〇小森
- 二一石橋 二二川原 三鍛冶屋敷 二四室ノ木 二五小森 二六上中野 二七籬 二八小庭 二九赤澤 三〇上川原
- 三一熊野 三二一本杉 三三中野 三四高野 三五暮坪前 三六暮坪下 三七和野前 三八下平 三九曾根 四〇堀切
- 四一道合 四二羽場野 四三櫻木 四四板澤境 四五羽場 四六古戸

平倉村

- 一繫 二繫 三繫川原 四道下 五道上 六八野澤 七繫 八沼田 九繫川原及馬場野 一〇馬場野
- 一一沼澤 一二沼澤 一三天神前 一四中屋敷 一五下川前 一六中渡 一七倉田前 一八倉田屋 一九稻荷前 二〇狐澤
- 二一廻立 二二大洞 二三大森 二四中田 二五中野 二六地崎 二七地崎川原 二八宇南林 二九向川原 三〇宇南野
- 三一力石 三清水屋敷 三三館前 三小田川原 三五下川原 三六地神 三七後川原 三八留場 三九石佛 四〇赤羽根
- 四一永上 四二大畑川 四三石佛 四四寺田 四五館下 四六大寺 四七觀音 四八双金 四九双金 五〇本宮

平野原村

- 一平野原 二神明 三上川原

板澤村

- 一細田前及石淵山 二關口前 三關口表 四長根下 五赤川下 六赤川下 七野川口 八伊原下 九伊原 一〇羽場下
- 一一茶屋後 一二切掛 一三大師田 一四越田 一五越田後 一六中居表 一七中居前 一八鳴石 一九後林 二〇川田

來内村

- 一長洞 二長洞 三同地 四堤 五丸木林 六権現 七鍋田下 八神樂田 九三石 一〇砂子澤
- 一一萩原 一二中村 一三小沼澤 一四六人役 一五細越澤

岩手縣は初め管内を廿一區に分ち、後年の西閉伊郡は其の第十六區なりしが、明治八年第十二大區に改められ、六ヶ抜所に分轄せられたり。現上郷村は其第十二小區にして、糠前に在る三番抜所管となる。當時戸長は伊能友壽、副戸長は石橋順治にして、何れも縣の任命する所なり。其の下に組織代あり、村民より選出せられたるものを縣より申付けられたり。明治十一年頃の組織代次の如し。

- 細越村 細川倉七・新田清見 佐比内村 朝橋關七・石田祐謙 板澤村 菊池長佐 來内村 菊池清之丞
- 平倉村及平野原村 菊池與五郎・菊池萬之助

明治十二年第十二大區は西閉伊郡となり、選舉による戸長次の如く申付けられたり。

後幾程もなく三ヶ村戸長役場、四ヶ村戸長役場設置せられ、河野平太郎・中山悦人・工藤右市相つぎて中澤・佐比内・細越の三ヶ村戸長となり、富山勇藏・菊池万之助・菊池市助・萩野熊人は相つぎて板澤・平倉平野原・來内の四ヶ村戸長となれり。

明治十三年青笹・糠前・中澤・板澤・佐比内・細越・平野原・平倉の八ヶ村戸長役場糠前に設けられ、一ヶ年の後關口に役場を移して、町村制實施の時に至れり。此の頃戸長は工藤右市にして副戸長なし、來内村は一時横田村に合せしが、横田村の希望する所にあらざりしを以て、間もなく分離して板澤村の一部として八ヶ村戸長役場所管となれり。

四、町村制實施以來

明治廿二年四月初めて町村制實施せられ、民意による自治行政布かれ、板澤・佐比内・細越・平倉・平野原・來内の六ヶ村を合して新しく上郷村と稱し、舊村名を大字名となせり。而して地割字名元の如し。此の制度による村長・助役・収入役の任期は各四ヶ年にして、村會に於て選出せられ、村會議員は定員十二名にして、半數は三年後に改選せられ、爾後三ヶ年毎に任期六ヶ年を経過したる者に代るべき者を選挙したりしが、明治四十四年議員の任期四年と改められ、大正二年四月總改選行はれ、爾後四年を経過する毎に改選せらる。

役場は初め森ノ下に置きしが、岩手輕便鐵道開通と共に交通の中心は上郷驛に移れるを以て、役場も大正八年に至り、現位地に敷地を佐々木勇吉より寄附を得て新築移轉せり。(寄附者は銀盃を下賜せらる)

昭和四年縣稅戶數割に代り家屋稅設けられ、從來の戶數割は特別稅として市町村稅に名稱を見るに至り、家屋稅の標準たる賃貸價格を決定すべき第一回調査委員は、昭和五年第一次調査委員として次の如く家屋所有者より選出せられたり。

荻野七郎・菊池大吉・佐々木三和吉・菊池宇右衛門・菊池熊之助

第一回第二次調査委員は第一次調査委員によりて選出せられ、佐々木三和吉當選し、縣の調査會に出席せり。此の調査は昭和七年よりは五ヶ年毎に行はるることとなり、委員の任期は四年と定められたり。

昭和六年地租條例廢止せられ地租法施行せられ、從來の地價による地租は賃貸價格によることとなり、其の調査委員は村内土地所有者より選出せられ、荻野七郎當選し遠野稅務署の調査會に出席して、賃貸價格の決定に加れり。全國土地賃貸價格標準等級一筆(賃貸價格五厘)より同百四十等(同二千六百圓)の内本村の適用部分次の如し。但し宅地は一坪當り、鑛泉は一筆當り、其の他は一段步當りとす。

(1) 田の賃貸價格

板澤 七二級(10,000)一八一級(3,000) 來内 六四級(6,000)一八〇級(10,000) 細越 六四級(6,000)一八一級(3,000)
 佐比内 六六級(7,000)一七九級(18,000) 平倉 六八級(8,000)一八一級(3,000) 平野原 七六級(14,000)一八〇級(10,000)

(2) 畑の賃貸價格

板澤 五二級(2,600)一六三級(5,700) 來内 四六級(1,400)一五四級(3,000) 細越 四六級(1,400)一六二級(5,400)
 佐比内 四六級(1,400)一六〇級(4,800) 平倉 五〇級(2,100)一六〇級(4,800) 平野原 五二級(2,600)一六〇級(4,800)

(3) 宅地の賃貸價格

板澤 一五級(0,050)一三一級(0,650) 來内 一一級(0,010)一五級(0,035) 細越 一二級(0,033)一三一級(0,650)
 佐比内 一一級(0,010)一八級(0,050) 平倉 一三級(0,036)一九級(0,055) 平野原 一八級(0,050)

(4) 池沼の賃貸價格

板澤 二四級(0,090) 來内 二四級(0,090) 細越 二四級(0,090) 佐比内 二四級(0,090) 平倉 二四級(0,090)
 平野原 二四級(0,090)

(5) 山林原野の賃貸價格

板澤 三四級(0,150)一三六級(0,450) 來内 二六級(0,130)一三四級(0,350) 細越 二八級(0,160)一三六級(0,450)
 佐比内 二六級(0,110)一三六級(0,450) 平倉 三四級(0,150)一三六級(0,450) 平野原 三六級(0,450)

(6) 雑地の賃貸價格

細越 二四級(0,090) 佐比内 三〇級(0,100) 平野原 三四級(0,150)

五、町村制實施以來の村吏員 (村長助役収入役區長)

一、村長

鷓飼 興孝(明治三六・八一) 遊田 研吉(明治六六・八一) 小時田 金藏(明治〇六・三三・三一) 小原 藤一郎(明治三三・四二)
 柏葉 富次郎(村長代理明治三九・三一 翌五・八) 佐々木 三和吉(明治四四・五九) 荻野 祐次郎(大正七・九 一三・三三)
 佐々木 三和吉(大正三三・四二・九)

二、助役

清水 七一郎(明治三五・九一) 新田 清見(明治六六・五十一 死亡) 菊池 万之助(明治六七・六六) 工藤源藏(明治四二・四三)
 近江 徳次郎(明治七〇・七〇 一三・三三) 工藤源藏(明治六二・〇一) 菊池 万之助(明治三三・三一) 鈴木 源一郎(明治四五・五三・〇一)

小時田 金藏(大正三〇・三六) 上台 佐吉(大正七・三二) 荻野 祐次郎(大正八・七九) 鈴木 源一郎(大正九)

三、收入役

清水 七郎(兼掌櫃三・五・三一) 鶴 飼 興 孝(兼掌全六・五九) 太田 惣助(三・四・三一) 西村 熊之助(全三・四・五一)
細川 幸吉(全三・九・四) 鈴木 源一郎(全三・三・六一) 青柳 常哉(全三・七・六・三一) 岩井 省三(全四・六・三)
細川 郷助(全三・二・三一) 上臺 佐吉(大正四・四・元一) 佐々木 熊次郎(全七・三・八一) 細川 倉之助(全二〇・五・九一)
佐々木 熊次郎(三・九・六一) 菊池與右衛門(昭三・〇・四一) 小向 宇之松(全七・〇・〇一)

四、書記

鈴木 源一郎(大正四・一・三一) 助役就任 小笠原芳右衛門() 佐々木 喜代治()
菊池 清人(昭三・五・三一) 瀧澤 伊勢松(大正〇・三・三一三・六・一九) 佐々木 德之助()
島津 義高(大正一〇・三・三一不詳) 中山 三雄(全二〇・三・三一不詳) 菊池 豊治(大正二・一・〇一三・五・三三)
千葉 皖一(大正二・四・三一三・二・九) 菊池 與右衛門(昭七・〇・六三〇) 收入役就任 桑畑 鶴松(昭三・六・三〇一昭四・四・八)
佐々木 長福(昭三・九・三〇一八・八) 佐々木 乙治(昭三・五・三一) 新田 稔(昭三・五・二一八・三・八) 小笠原幸一(昭九・二・三一九・二・三〇)

五、村會議員

- 1 明治二十二年(初代)(議席番號順以下同じ)任期六ヶ年、三ヶ年以後ヨリ半數宛改選
石田裕謙、細川傳之丞、荻野熊人、太田惣助、工藤源藏、小向留松、小向嘉八、菊池三平、菊池多藏、菊池万之助、菊池長三郎、
當選者大洞喜三郎は兄嘉八も當選せる故に辭任せり
- 2 明治二十五年四月半數改選異動
太田惣助、新田清見、石田裕謙、小時田大作、朝橋倉七、菊池三平、工藤源藏、菊池万之助、小向嘉八、太田市兵衛、細川傳之丞、
菊池理助
- 3 明治二十八年四月半數改選異動
大洞喜三郎、菊池理助、工藤源藏、菊池三平、鈴木久助、荻野熊人、菊池万之助、小時田大作、細川傳之丞、欠員、太田市兵衛
佐々木圓藏

- 4 明治三十一年四月半數改選異動
鈴木久助、菊池万之助、菊池万藏、菊池角藏、工藤源藏、佐々木圓藏、荻野熊人、大洞喜三郎、近江德次郎、細川傳之丞、太田市兵衛
菊池三平、
- 5 明治三十四年四月半數改選異動
小向倉之助、佐々木圓藏、菊池西松、菊池角藏、佐々木龜之助、近江德次郎、菊池三平、細川傳之丞、工藤源藏、新田万十郎、菊池万
之助、菊池萬藏
- 6 明治三十七年四月半數改選異動
佐々木龜之助、荻野熊人、新田万十郎、菊池萬藏、工藤源藏、太田周助、小向倉之助、細川傳之丞、菊池周吉、菊池三平、菊池西松、
佐々木圓藏
- 7 明治四十年四月半數改選異動
近江德次郎、小林鶴藏、太田周助、菊池三平、荻野熊人、菊池西松、新田万十郎、細川傳之丞、菊池萬藏、工藤源藏、大洞喜三郎、
菊池周吉
- 8 明治四十三年四月半數改選異動
荻野熊人、細川傳之丞、近江德次郎、菊池清四郎、佐藤與傳治、小林鶴藏、小時田金藏、菊池西松、佐々木廣治、佐々木末圓藏、菊池周
吉、工藤深吉
- 9 大正二手四月町制改正により全改選任期四ヶ年となる以後同じ
菊池西松、近江德次郎、細川傳之丞、菊池周吉、西村熊之助、菊池清四郎、菊池子々吉、太田市兵衛、荻野熊人、林崎與松、小時田金
藏、菊池藏之助、
- 10 大正六年四月改選
太田市兵衛、菊池三平、小時田金藏、荻野熊人、菊池吉右衛門、小向西松、菊池熊之助、近江德次郎、菊池西松、菊池周吉、菊池藏之
助、西村熊之助
- 11 大正十年四月改選
菊池長十郎、佐々木三和吉、小向西松、犬亦甚之助、菊池三平、菊池周吉、林崎與松、鈴木榮藏、菊池西松、平山松兵衛、小時田金藏
工藤深吉
- 12 大正十四年四月改選

菊池千太郎、菊池伊右衛門、鈴木榮藏、佐々木宗明、小向金次郎、西村熊之助、新田詰一、林崎奥松、荻野祐次郎、菊池西松、中山万之助、澤田重造

13 昭和四年四月改選

林崎奥松、菊池松之丞、菊池吉右衛門、菊池壽太、鈴木榮藏、近江徳次郎、西村熊之助、中山松次郎、菊池西松、佐藤與市、小向己之吉、菊池伊右衛門

14 昭和八年四月改選

佐々木徳之助、荻野七郎、犬亦政吉、菊池貞藏、山崎政藏、工藤深吉、田中秀彌、菊池萬重郎、菊池壽太、菊池三太郎、金濱福松、菊池馬助

六、區

長 (明治卅年以前は不明、人名記載第一區第二區……第九區)

1 明治卅年六月廿五日村會に於て選舉

佐々木勘右衛門、荻野留藏、荷池庄松、近江徳次郎、菊池善之助、佐々木民治、荷池周吉、小向倉之助、菊池清七

2 明治卅四年六月五日村會に於て選舉

佐々木勘右衛門、在家勇七、西村福藏、佐々木龜之助、堀切直藏、菊池西松、菊池新太郎、小向留之助、菊池清七

3 明治卅八年四月廿九日村會選舉

田代字八郎、在家勇七、西村福藏、佐々木龜之助、堀切直藏、菊池西松、菊池寅之助、金濱村吉、菊池精之丞、佐々木圓之丞

4 明治四十二年六月十九日村會に於て選舉

林崎萬太、在家勇七、工藤深吉、山崎林之丞、堀切直藏、佐々木圓之丞、菊池福松、小向嘉八、小笠原政次郎

5 大正二年二月廿八日行政區變更佐比内探礦所を第十區とす

林崎彦七、中山萬之助、菊池徳太郎、小林駒吉、朝橋倉吉、佐々木宗明、菊池宇右衛門、小林鶴藏、小笠原政次郎、高橋理四郎

6 大正四年四月廿三日村會に於て選定

細川郷助、小向萬之丞、駒込十七八、小森乙松、菊池與右衛門、菊池長吉、菊池清右衛門、小林鶴藏、小笠原政次郎、高橋理四郎

7 大正十年四月廿九日村會に於て選定 (行政區第十區は大正九年廢止)

新田詰一、細川長藏、高橋寅之助、鈴木喜平、菊池與右衛門、佐々木宗明、菊池長松、小向己之吉、鬼原徳松

8 大正十四年四月廿九日村會選定

林崎彦七、細川六松、瀧澤伊勢松、石田周助、菊池熊之助、菊池長十郎、菊池常右衛門、小向己之吉、菊池春松

9 昭和四年四月廿九日村會選定

菊池清四郎、細川長藏、桑畑竹治、鈴木西松、菊池熊之助、菊池長助、菊池清之助、小向萬之丞、菊池春松

10 昭和八年四月廿九日村會選定

新田留五郎、細川伊勢松、瀧澤伊勢松、小森元吉、菊池熊之助、菊池市太郎、菊池伊右衛門、小向金次郎、菊池勘七、

七、村會の概況 (明治卅五年以前は不詳) 記述間拔的なることは資料蒐集者の都合による

明治廿六年 (議案は全部毛筆記述なり)

三月廿二日開會三月廿七日閉會 中廿二日議案配布廿四日及廿六日休會

明治廿三年三月廿一日村吏旅費支給方の内左の通修正可決せり。(括弧内は原案)

一、村長及助役 日當一日金卅錢とあるを金四十錢(五十錢)とす

一、書記其の他の吏員 日當一日卅錢とあるを金卅五錢(四十錢)とす

明治廿六年度本村歳入出豫算案は審査員六名を置く事八番によりて發議せられ、二番全員十二名委員説を提出し、六番委員設置の可否先議を發議し、九名の賛成ありて遂に三次會迄の手續を経て、全員委員説を成立し、原案を修正可決せり。

明治廿六年度歳出豫算中款毎を以て流用する事を得 但し教育費中給料及需用費は他校と流用することを得ずとの案は毎年度提出する所にて原案可決せらる例なり。徴收期限も次の如く決定せり。

一、學資金利子 毎月十七日

一、生徒授業料 毎月十七日

一、村稅戸數割附加稅前期 四月廿日(六月廿日)

一、村稅地租附加稅 全額四月廿日

一、村稅營業稅附加稅 前期四月廿日

一、月毎納むる稅は 毎月廿日

後期九月廿日(十月廿日)

後期九月廿日(十月廿日)

後期九月廿日(十月廿日)

後期九月廿日(十月廿日)

後期九月廿日(十月廿日)

後期九月廿日(十月廿日)

後期九月廿日(十月廿日)

後期九月廿日(十月廿日)

後期九月廿日(十月廿日)

後期九月廿日(十月廿日)

後期九月廿日(十月廿日)

第一條 戸數割税毎戸課額を査定するに左の各項を標準となす。

一、國稅中地租の年額

二、國稅中營業稅鑑札料年額の二分の一

三、本村役場内に於て公務に従事しあるもの俸給及報酬金年額の廿四分の一

第二條 標準金高より稅率を定むること前表の如し（稅率省略）

第三條 標準金額は同居家族より生ずる分俸て戸主の高金に算入す

第四條 標準高金を取調ぶること明治廿六年四月一日現在に據る

第五條 戸數割税は村内總竈數四百七十三戸に引受、内三戸は赤貧のものにして負擔に堪へざるが故に、

之を除き其の殘戸數に分課す（三戸は明記を略す）

本年度戸數割（縣稅）受高金二百七十一圓二錢九厘 通常戸數割 一戸當五十七錢三厘

全 金十圓八十七錢九厘 追加戸數割 一戸當二錢三厘

稅區商業稅 次の原案通可決

一、酒類小賣一人額五圓 一等太田市兵衛六圓 二等白井大助四圓

一、米穀小賣一人額四圓 一等田代半右衛門四圓六十錢 二等小向吉之丞、菊池喜六、四圓三十錢宛

三等菊池林之助、高橋興七、四圓二十錢宛 四等小向倉七、細川熊之助、三圓七十錢宛 五等細川丑

松、菊池駒藏、三圓五十錢宛

一、海魚小賣一人額二圓卅錢 一等萩野春藏、菊池善之丞、菊池清六、二圓六錢宛 二等菊池榮藏、佐

々木倉之助、二圓五十錢宛 三等菊池倉吉、二圓十錢 四等菊池長八、菊池長松、二圓宛五等菊池千

松、一圓八十錢

一、荒物小賣一人額一圓十錢 一等石田圓七、一圓廿錢 二等堀切八百藏、一圓

一、鹽小賣一人額七十錢 一等佐々木清藏、菊池長藏、宮澤春、八十錢宛 二等鈴木五郎助、四十錢

一、水油小賣一人額七十錢 一等小原態太郎、白井大助、萩野熊人、堀村治郎、八十錢 二等朝橋倉吉

六十錢 三等石田祐吉、鈴木鶴藏、五十五錢宛（備考、水油とは石油を指す）

一、青物小賣一人額七十錢 一等菊池卯之助、佐々木治郎作、佐々木長太、小林六右衛門、八十錢宛

二等駒込孫助、小向倉七、七十錢宛 三等佐野春松、菊池倉藏、六十錢宛 四等菊池勘右衛門五十錢

一、獸肉小賣一人額一圓 一人

一、菓物小賣一人十錢額 十五人

一、甘酒小賣一人額十錢 三人

上郷村共有學資金各學校へ配當すること左の如し 原案可決

一金千八百五十圓五十七錢

金三百圓 細越尋常小學校

金二百五十圓 森ノ下尋常小學校

金五百四圓四十錢 佐比内尋常小學校

金二百十五圓廿七錢 板澤小學校

金五百八十圓九十錢

内金四百五十一圓六十錢 平倉尋常小學校

金百廿九圓三十錢 全校來内分教場

村長其他月給明治廿六年四月より左の通り定む

村長給料 一ヶ月 金七圓とす

書記給料 一ヶ月 金四圓宛とす

收入役給料 一ヶ月 金六圓とす

以上の會議に於ては八番六番議員多く主動的發言を爲す

四月廿七日

収入役選舉の件は菊池万之助推薦せられたれども、十番の意見たる缺席議員三分の一あることと、事重大なることに屬する意味にて、助役の選舉と同時に進行することに動議成立延期

四月廿九日

議長選舉を行ふ宣告をなしたれども、十番の意見たる會計諸帳簿を調査の後、収入役と同時に選舉すべき動議満場一致成立して延期となる

尙此の件につき五月十七日開會したるも、議事の状況及閉會日時不詳

五月廿二日

會議事項は村長・助役の選舉及収入役の選任にして、先づ村長を單記無記名によりて投票すべき旨宣したるに、八番議員村長選舉を延期し助役選舉を行ふべき事を發議し、遂に全員の賛成ありて助役選舉を投票によりて行ひたるに、次の如き結果となる

七點 中山悦人(當選) 壹點宛 菊池万之助、太田市兵衛、鵜飼興孝

収入役選定は二番の發議に多數の賛成ありて動議成立、延期となる

五月廿五日

會議事項は村長選舉にして單記無記名投票の結果は次の如し

五點 遊田研吉 三點 鵜飼興孝 二點 河野平太郎 二點 川野平太郎

十番議員の主張たる河川の文字の違あるに依る再投票説に賛成ありたるを始めとし、無効再投票説主張者十名となり、其れに決し再投票を行ひたる結果次の如くなれり。

七點 遊田研吉(當選) 五點 鵜飼興孝

五月廿八日

助役當選者中山悦人辭退につき助役選舉を行ふ。改めての選舉意見の者五名あり。一旦休憩の後一名の

出席増加あり選舉を行ふべき旨宣せられ、中山悦人の辭任書を檢し再び休憩の後投票を行ひ、開票の結果次の如し

五點新田清見 三點鈴木薰平 二點太田市兵衛 一點菊池万之助

町村制の定むる所により鈴木薰平無効となり、新田清見有効投票の過半数にて當選

六月三日

清水七郎所有の建家買入の件議決延期となる

田中長兵衛代理横山久太郎より佐比内尋常小學校基本財産に金廿五圓寄附願出の件可決

右の如き寄附行爲以後屢あり。之れは釜石鑛山田中製鐵所の鑛區佐比内にありて多數従業員居住し、本村と關係淺からざるによるものなりとす

六月七日

會議事項は六月三日延期せられたる宅地建家買入の件なり。出席議員五名欠席同七名なれども再召集につき議事を行ふことは合法的にして開會を宣したれども、三番議員の意見に賛成ありて一旦休憩となり五名の議員増加して一名退席し、開議したるが議論紛糾して再議決延期となる

六月十日 十二日迄休會し十三日閉會

村長は六月七日満期につき兼掌の収入役は自然解任につき、助役をして収入役を兼掌せしむるの件は六番議員の意見に満場同意し、六月十三日迄決定延期せらる

六月十三日に至り會議紛糾し、満場の議を以て提案を廢棄せしめ、改めて収入役に菊池万之助推薦せられ、満場一致選定せらる。但し収入役に當選の菊池万之助は六月十五日不承諾を届出たり

六月十八日

議案は村長・助役・書記の給料を定むるの件、村長をして収入役を兼掌せしむるの件、區長選定の件、建家を役場に貸上願の件外一件にして、村長給料は前村長同様一ヶ月金七圓とすること等、建家を役場

に云々の件外一件以外は全部原案可決せらる

明治廿八年 (此の年に至る間の議事状況不詳) (此の年より議案の寒天版刷あり)
七月八日

助役新田清見六月十五日腦溢血にて急逝の爲後任者選舉の件は、七番議員の意見に多數賛成ありて延期となり、村會議員互選による西閉伊郡町村組合議員菊池万之助及西南閉伊郡町村組合議員新田清見滿期退任となりたる後任選舉は、投票によりて次の結果となれり。

西南閉伊郡組合會議員 五點萩野熊人(當選) 四點小時田大作(當選) 三點工藤源藏(次點) 二點太田市兵衛 一點菊池三平 一點菊池理助
西閉伊郡組合會議員 四點菊池万之助(當選) 一點太田市兵衛 一點鈴木久助 一點大洞喜三郎 一點工藤源藏

出納検査立會人二名選定の件は、四點菊池万之助 二點の同點者中年長者小時田大作となる
日清戰役の結果各地にコレラ病蔓延しあるに鑑み、其の豫防と應急の場合とを考慮し、事前に避病院其
他の設置をなさうが爲、衛生費に充つる四百九圓借入金關係の追加豫算は原案通可決

明治廿九年

三月廿八日閉會廿九日 豫算案戸數割各自課額査定案其他四議案

議案の中村吏員給料額に關する件は、村長拾圓、書記六圓、附屬員四圓に決したり

明治卅年 (摘記)

三月廿八日 議案數四の中基本林杉樹植付規程といふものあり。原案可決

四月十五日 郡會議員選舉を行ひ萩野熊人當選す

五月廿九日 村長選舉其他議案一、村長の選舉は出席議員六名、次席議員三、四、七、九、十二の五名にして十番は欠員なり。六點を以て小時田金藏當選す

明治卅一年 (摘記)

三月七日 出席議員八名、助役病氣退職に依る後任選舉の件は、萩野熊人六點を以て當選し、青笹村醫たる伊藤祐則を青笹村との組合醫とすること、青笹村より交渉通りに決定す

三月八日 學校の廢置分合に關する諮問は、出席議員二、三、五、六、十一、十二番の六名にして、會議の狀況次の如し

即ち二番議員は來内分教場を現存のままとし、其の他は全廢して東細越は分教場となし、平倉・板澤・森ノ下・佐比内に對する中央に一尋常小學校を設置することを適當なりとし、十一番議員は、森ノ下・板澤の二學校及來内分教場を廢し、平倉尋常小學校を繋に移し、東細越學校を岩崎に移し、佐比内學校は現存のままとし、村内に三校を置くことを適當なりと發議し、三番議員は、佐比内・森ノ下ノ區域を合したる適地位に一校、平倉・板澤の區域を合して適當の位置に一校を、細越學校を分教場とし、來内分教場を現存のままとし、二本校二分教場を適當なりと述べ、又六番議員は、佐比内・森ノ下・板澤の東部を一區域として其の中央に一校を、東細越・平倉の内、赤羽根附近を一區域として岩崎に一校を、中平倉より來内及板澤の殘部分を一區域として、其の中央に何れも獨立小學校として、村内に三校を置くを適當なりと發議し、十一番の説は十二番、五番の賛成ありて成立可決せらる。

元西閉伊郡各町村組合費殘餘下戻金拾貳圓八拾四錢九厘に、小時田金藏寄附を合せて計拾五圓を遠野憲兵屯所新築費の内へ献納の件は異議なく可決

三月廿九日より全卅日に至る會議に於ては教員増給案及授業料徵集法(毎月一人五錢二人以上の兒童)原案可決

四月廿九日 尋常小學校改築工事案及尋常小學校設置諮問案

尋常小學校改築は四月一日郡令第二號に依るものにして、其の費用は各通學區域民の負擔として施行せんとする案にして、即ち平倉尋常小學校の移轉と共に廢止の板澤尋常小學校を合築し、細越尋常小學校

は舊校舍に兒童溜約十二坪を増築し、佐比内尋常小學校は増築を爲さんとするものなり。原案に多數の賛成ありて可決せらる

尋常小學校一校設置諮問案は議決延期説と即決説と同數にて、再議に附せられ採決の結果又前回同様延期即決相半ばし、議長の意見により設置することに決す

十月四日 助役選舉及附屬員推薦の件、議員の出席法定數に充たず流會となる

翌五日再召集、全月六日、全月八日、全月十七日召集せられたれども何れの日も流會となる。全月廿三日は出席議員六名にして、助役選舉は萩野熊人六點にて當選し、附屬員は細川幸吉・武村源吉と決定したり

明治卅三年 (此の以前の議事不詳)

二月廿二日 明治卅一年度歳入出決算認定の件及び明治卅三年度縣稅後期市町村分賦課方法議定の件、出席議員定數に充たず流會となり、翌廿四日も三月五日、七日、八日同じ状態を續く、三月十二日更に村長及收入役辭職届認定の件議案に加はられたれども、出席議員三名にして流會となり、翌十三日以上の議案中村長の辭職届のみ認定したり

三月十九日 村長・助役・收入役選任の件 欠席議員二番及七番の二人

村長職務管掌上閉伊郡書記小原藤一郎議長となり、村長選舉を行ふ。投票九點小原藤一郎九點を以て當選す。次いで助役選舉を行ふ。投票九點、菊池万之助九點にて當選す。ついで收入役推薦、鈴木他五右衛門(後に源一郎と改名す)推薦の通滿場賛成して決定す

明治卅二年度歳入出豫算中一時借入支辨案原案可決

三月卅日、卅一日 歳入出豫算及吏員旅費規程改正案

豫算案につきては上郷小學校新築竣工迄開校せざるにより不要の教員給を削除し、役場費中書記給料減額の外は原案通可決

四月卅日 助役事務分掌を定むるの件(例によるもの) 戸數割各自課額査定案、郡費負擔の爲豫算更正案 何れも原案可決、隔離病舎設置事務の爲臨時委員設置規程を原案可決して委員に、工藤源藏・菊池角三 當選す

十二月十五日 區長代理者(常例のもの) 委員定員改正案、上郷尋常補習小學校を高等科併置の上郷尋常高等小學校として、校舎を建築せんとする諮問案、何れも原案可決

十六日休會、十九日再開し、先動村長引繼延期申出につき協議をなせり

明治卅四年

二月八日開會全月十二日閉會

上郷尋常小學校設置の件は明治卅一年に於て郡令に基き申請せられたれども、事故の爲中止せられたるが、此の會議に於て原案通大字板澤切掛第十二地割五十二番地、畑貳反歩に一千四百五十圓、内七百圓は板澤及西細越の通學區域内の寄附、七百五十圓は一般村費負擔を以て新築創立することに可決

上郷尋常小學校に明治卅四年度より高等科併置を稟請する案(單級尋常小學校に併置する高等科なるを以て制規の通修業二ヶ年なり) 滿場異議なく可決

二月廿八日開會三月二日閉會

決算の認定、豫算の議決は異議なく決定、新に村稅督促手数料條例提案せられ異議なく原案を可決す

十月十八日 學校建築費寄附處分案は次の通異議なく願通採納決定

千六百六十三圓六十錢

横山久太郎外二百十一人上郷尋常高等小學校建築費寄附

五百七十二圓卅九錢

瀧田徳助外百七人平倉尋常小學校改築費寄附

三百廿八圓六十八錢五厘

菊池三平外卅三人平倉尋常小學校來内分教場改築費寄附

千九十五圓七十九錢

西村福藏外八十九人細越尋常小學校改築費寄附

千廿二圓

近江徳次郎外百十一人佐比内尋常小學校改築費寄附

明治卅五年 (此の年より議案は鐵筆臆寫印刷)

二月廿八日開會三月二日閉會 常例の如く次年度豫算案を主としたる會議なり

豫算案に於て此の年度より消耗品木炭代を村費より支出することとし、從來の兒童負擔を廢したるは年額僅か三十五圓なれども進歩なりとす。村醫手當は醫師青笹にのみ居住する故を以て年額百二十圓を、年額九十六圓と修正し、第三議會に入りて全然削除と決す

高等科生徒授業料徴收に關する建議案は一人五錢宛他町村(青笹より通學する者あり)十錢、一家に二人以上ある時は半減とする案は提案通可決

四月十五日同日閉會 農業補習學校設置の件は高等小學二年卒業を以て入學資格とし、定員を卅名上郷尋常高等小學校に附設する諮問案にして提案の通可決

十月二日 村醫雇入方法並報酬額豫定の件

一ヶ年百四十圓、每一ヶ月中出張治療日數を十五日とし、横川佐を採用する事に決定

十月十五日 赤痢病患者發生につき療病及豫防の費用議決

十月卅一日 助役菊池萬之助退任につき後任者選舉の件、工藤源藏九點を以て當選したり

十二月廿四日 平倉尋常小學校風害の爲校舍倒潰せるに依り通學區域たる平倉・平野原・兩部落に於て新築せんとする寄附願の件

三番議員の意見たる本年の凶作の結果村民の苦衷を考へ建築延期すべしとの發議に、八番議員の賛成あり議案遂に不成立に終る

明治卅六年

一月十五日 平倉尋常小學校建築寄附願出の件 出席議員六名

採決の結果可同數となり、再議に附し、公益上の寄附を斥くるは穩當ならずと議長説明に力むる所あり、採決の結果は再び可同數となり、議長の意見により採納する事に決定

三月廿七日開會廿八日閉會 常例の豫算會議なり

明治卅六年度豫算は前年の凶作に鑑み節減して提案せられたりしも尙多少の削減を見たり

七月卅一日 公民權停止特免に關する件

凶作により救助を受けたるもの十五人、其公民權停止せられあるを以て特免せんとする案なり。滿場異議なく可決せり。此の前後此の種の議案提出を見る。何れも原案可決せられたり

八月卅一日 學校基本財産貸付整理委員設置方案及部落有造林事業設置規定何れも原案の通可決確定

明治卅七年

四月十四日 村長選舉及收入役の選定 出席議員八名、小原藤一郎八點を以て村長に再選す。收入役選定

は村長の當選認可ある迄延期となる

五月廿四日 收入役選定の件 前數回延期の此の件は菊池萬之助に決定す

六月廿三日 助役退職承認及收入役選定、助役選舉の件

助役工藤源藏退職届出につき之れを承認し、收入役當選者菊池萬之助受諾せざるを以て、遠野町の人青柳常哉推薦されたる通選定さる。助役選舉の結果投票數十、近江徳次郎五點最高點

明治三十八年

三月十七日 吏員旅費支給規程中改正の件 次の如く原案可決

郡	内				外			
	車馬賃	汽車賃	日當	宿泊料	車馬賃	汽車賃	日當	宿泊料
村長	十二錢	四錢	三十錢	四十錢	十五錢	四錢	五十錢	一圓
助役以下	十錢	三錢	二十錢	三十錢	十二錢	三錢	五十錢	七十錢

俸給支給規定改正の件 原案可決

戰時傷病兵慰問として留守第八師團に惣代派遣の件は村議互選旅費は實費辨償として原案可決
四月十二日 助役選舉の件 近江徳次郎七點を以て當選す

四月廿九日 訴訟坑辯の件 醫師石川清分より村醫給料支拂請求の訴訟提起につき辯護士を依頼し支拂義務なき事を坑辨せんとする案原案可決

九月二十日 書記に小時田鐵藏・鈴木他五右衛門推薦及基本財産蓄積條例設置の件、何れも原案通りに可決
九月廿七日 助役認可とならざるにつき又其の選舉を行ふ。出席議員十名、投票十、工藤源藏九點を以つて當選す

十月卅一日 不用存置國有原野拂下の件
細越初山第二地割五番國有原野四町八反七畝二十一歩實測反別十四町七反九畝二十一歩を價格二百二十一圓九十六錢と見積り交渉を村長に一任するの件、可決
此の管理其他につきては次の計畫を説明せり

此の林野は拂下を了せる曉に於ては上郷村基本財産として看守人を置き巡視せしめ、樹木は下草荊棘等刈拂をなし、杉・松・檜等を植付け、苗木は之を購入し、毎年一萬本宛を向ふ五ヶ年間五十人宛の入夫を以て栽植し、毎年春夏刈拂を行ひ、収入は三十ヶ年後に至り伐採見込五萬本、代金一萬五千圓を得る豫定にして、毎年の經費は苗木代其他七十圓宛村費支辨とす

明治卅九年

一月八日 拂下申請中の不要存置原野拂下代金の件其他二件
前年申請の原野代金二百九十六圓以上に更生せざれば許可せざる旨にて書類返戻につき其の代金の件につき協議を遂げ一町歩二十圓四厘、計二百九十六圓と定めて再申請をなすことに決定

學校基本財産貸付處分方案は返済期限を経過し且つ明治卅八年凶作の打撃を受けたることをも考慮し、証書を更改せんとするものにして、証書更改を肯んざる者は訴訟によりて回收せんとするの原案可決せらる 早瀬川水源地保安林設置諮問案は大字細越字片岩大字佐比内字我口及字上川原國有林を編入する

爲測量其他諸經費は村費を以てせんとするものにて原案可決

二月十四日 拂下林野に關する件

村内全部の國有不要存置林野拂下は全反別二百餘町歩に亘り、村に於て代金支辨の途なきを以て、不同意と決し、申請中の初山國有林野特賣許可濟となれる分に對しては一時借入金を以て納入せんとする案は原案可決

三月十五日 記念林造營の件

恩賜金を以て凶作救濟事業として記念林造營せんとする案にして 恩賜金二十三圓、村費より四拾八圓 一般義捐金繰入卅六圓八十錢を之に充つることは原案可決

六月廿三日 凶作關係借入金及救濟事業の件

凶作救濟の目的にて本縣に於て教員費國庫貸下申請中なるを以て、其内より本村教員費に使用の目的にて制限内の三百圓を借入れ、四十一年度より四十八年度まで其の八分の一宛償還せんとする案は可決 縣道釜石街道修繕工事を凶作救濟事業として村の受請代表者を定むるの件は工藤源藏と決定す

明治四十年

三月二日開會全五日閉會 (常例の會議) 督促手数料條例改正の件、手数料條例新設の件原案可決

四月五日 上郷區會の設立の件

大字細越及大字佐比内に於て土地及建物を所有維持する爲めに設立するものにして原案可決
八月十七日 村長慰勞金贈與の件

村會議員連署を以て村長に對し戰役中及凶作善後策機宜を失せず村治事務に鞅掌の勤勞を慰する爲金八十圓を贈與すべしとの建議案提出可決

十一月廿九日 學校に關する四件 五番を除く十一名出席

村立平倉・細越・佐比内各尋常小學校を廢止し、同位置に分教場を設置する件、諮問案は滿場一致可決

さる。蓋し義務教育六ヶ年延長を機とし一村一校主義に決定したるものなり
 上郷尋常高等小學校より高等科併置を解除するの件、滿場一致可決
 學校増築のため臨時に委員設置の案及上郷尋常小學校地として大宇板澤第十二地割五十二番の一畑八反
 四畝二歩を二百四十圓にて買約を爲すの件滿場一致可決さる

明治四十一年

三月七日 開會全十二日閉會 條例設置の件其他

上郷村基本造林事業設置條例を定め明治卅八年凶作の爲 御救恤金として拜戴したる恩賜金を根幹とし
 て全卅九年造營の記念林は一般同情者の寄附義捐金配當を合し、四ヶ年増植し計二萬六千本を栽培した
 るを以て此の條例を設けて其の管理を完からしめんとしたるものにして可決さる
 村長收入役任期満了につき特別贈與金村長百圓、收入役廿圓を支給せんとする建議案は村長一旦固辭し
 たるも遂に提案可決さる

四月七日 村長選舉の件 村長小原藤一郎任期満了につき選舉を行ひ出席議員九名小原藤一郎九點を以て
 再選

六月廿三日 助役選舉及收入役選定の件 九番十二番議員欠席

助役選舉は六點を以て近江徳次郎當選し收入役には岩井省三選定さる

九月廿七日 助役選舉及議員失權承認の件 助役に當選の近江徳次郎不認可となり選舉を行ふ。出席議員
 七名にして近江徳次郎七點を以て當選す。議員菊池西松町村制第九條第三項に依り公民權停止の結果議
 員區長學務委員失格承認

十二月十八日 土木組合組織及助役選舉の件 氣仙郡に通ずる赤羽根道路を遠野青笹村と共に土木組合
 を組織して改修せんとする案は郡費補助なき場合困窮するものとして大多數を以て否決議長之を再議に
 附し説明大いに努むるところあり可決さる

助役當選者又々不認可につき選舉を行ふ。投票六點菊池萬之助六點にて當選

明治四十二年

四月十七日 諮問案上郷尋常小學校に修業年限二ヶ年の高等科を併置し農業補習學校を廢止するの件可決
 明治四十二年

十一月四日 收入役岩井省三退職願出を承認し助役をして收入役事務を兼掌せしむることに決す

助役をして收入役事務を兼掌せしむるに依り助役の報酬を増加する豫算更正案を可決

十一月廿九日 氣仙街造赤羽根峠郡界まで道路改修のため土木組合設置委員を設け工費請負歩合規則設定
 の件可決 委員に小林鶴藏細川傳之亟當選せり。上郷村消防組設立の諮問案可決

十二月九日 土木組合設置に關する件は工費一里四十圓位橋梁共五千圓を以て竣工すべく其の九分は上閉
 伊郡補助の見込にして三百五十圓を上郷村に於て負擔し百廿五圓は遠野町より廿五圓は青笹村より支出
 する内容の下に可決 村長小原藤一郎退職届出につき承認せり

明治四十三年

一月十三日 上郷村外町村土木組合議員選舉を行ひ、小林鶴藏近江徳次郎細川傳之亟當選せり此の組合議
 員數遠野町三名青笹村二名なり

一月廿五日 議員の輿論に依り村長の選舉を見合はせ條例を改正して吏員有給を廢し名譽職となすこと議
 員の建議案元村長小原藤一郎に慰勞金百五十圓を贈與する件何れも可決

二月廿五日 上郷區會設置に關する件學資金完済不足分を免除して整理を打ち切らんとする諮問案及上郷
 尋常小學校に高等科を併置し農業補習學校を廢止せんとする諮問案は學資金に關する案以外可決

三月九日 村長選舉を行ふ。出席議員五名菊池萬之助四點荻野熊人一點

三月廿二日 助役菊池萬之助議長として村長選舉を行ふ前回當選したる菊池萬之助は老衰職に堪へざるに
 依り承諾せざるを以て改めて選舉を行ふことを宣す。出席議員六名荻野熊人六點にて當選す

村税賦課徴収規程 原案可決(十三ヶ條)

縣稅戶數割差等標準調查規程制定の件 原案可決(七ヶ條)

三月廿五日開會全月廿八日閉會 常例の會議なり

豫算決算に關する事項の外行政區變更の件左の通り原案可決

- 第一區 大字細越字森の下より切掛まで 第二區 大字細越字小原田より字荒町まで
- 第三區 大字細越字番屋より字沓掛まで 第四區 大字佐比内字川原より字馬木内まで
- 第五區 大字佐比内字暮坪より字古戸まで 第六區 大字板澤一圓
- 第七區 大字平倉字繫より字中野まで 第八區 大字平倉字南林より字赤羽根まで
- 第九區 大字來内一圓 第十區 大字佐比内探礦所

各區に區及其代理者各一名を置き任期四ヶ年報酬區長を年十五圓とし大正二年四月一日より施行
納稅者獎勵規程制定の件 原案可決

十月七日 議案中村有財産賣却に關する件は大字板澤第十二地割五十二番の一字切掛畑八反四畝二歩の内
五畝十二歩を岩手輕便鐵道株式會社鐵道線路用地として一步につき十三錢の割を以て賣却するものとす
とある賣却單價を廿五錢として交渉を村長に一任と修正 可決

十一月五日 上郷村土木委員服務規程を廢止し上郷村臨時土木委員設置規程を服務規程と修正して議決臨
時土木委員は選舉によりて左の如く定まれり

西村熊之助・太田市兵衛・近江徳次郎・菊池西松・小時田金藏・萩野熊人
十一月十日 本年八月廿八日大水災による復舊土木工事に關する諸件

大正二年度上郷村特別會計歳入歳出豫算歳入縣補助金一万七千六百七十二圓(道路費補助三千五百五十六
圓・橋梁費補助五百三圓・治水堤防費補助一万四千十三圓)村債五千圓・歳入合計二万二千九百七十二
圓を復舊工事に支出し二十箇所の工事を爲さんとする案にして満場一致可決したり(參考本年度普通

歳出豫算九千七百八十三圓)

十二月廿八日 起債額五千圓を參千五百圓に借入利率五分五厘を四厘に借入先日本勸業銀行を岩手縣に八
ヶ年賦を五ヶ年賦に變更議決

大正三年

一月十三日 前年末議決の村債利率四分二厘を無利子と變更議決

上郷村外二ヶ町村土木組合議員選舉の結果西村熊之助・太田市兵衛・菊池西松當選

二月三日 大正二・三年度縣工事請負を村直轄施行の可否諮問案は請負希望なしと決定

縣補助上郷村災害土木工事は工事箇所多數にして直轄施行困難につき村住民の請負に付する件可決

二月十四日 縣費補助に係る大正二年度本村災害土木工事は直轄施行するものとする案は可決さる

四月二日 大正二年度特別會計による縣費補助本村災害土木工事は大正三年度に繰越施行するものと議決

四月廿二日 罹災救助資金蓄積條例設定の件は全條六ヶ條補助金村費を以て六千圓に達する迄蓄積する
案にして可決

六月廿二日 町村教育費配當により上郷村教育費起債に關する件は起債額五百圓使用目的教員給支拂の爲
無利子岩手縣より借入れ大正五年度より八ヶ年賦償還の内容にて可決

六月廿七日 凶荒救濟基金管理規程廢止の件及村有財産管理規程中追加の件可決

九月廿七日 御影奉置所建築に關する件(豫算一五〇圓)可決部落有財産處分の件 學校基本財産處分の
件 寄附金採納の件 部落有財産處分金配當に關する件何れも否決

十月十二日 災害土木工事(二七八圓餘)(竣工後水災被害復舊の爲)施行の件可決

十月十七日 東北九州災害救濟會寄贈金八百三圓七十九錢を罹災救助資金に編入の件可決

又上郷村役場を大字細越第七地割十八番地の一字八日市畑八畝六歩へ移轉する件決定

十一月十五日開會十七日閉會 議案六件可決の内役場建築費千七百七十六圓四十三錢目を引く

十二月廿七日 役場敷地に佐々木勇吉より畑二畝歩の寄附願採納の件
大正四年

四六

二月廿二日開會廿三日閉會 決定したる議案中に農業技手設置規程の件といふものあり全文六ヶ條より成る又消防組増設に關する件は平倉金濱村吉外百四十九名より唧筒一台、運車一輛、唧筒小屋一棟此の價格三百八十五圓を第二部として大字平倉第四十一地割の内に置場を定むる事として寄附願通採納する件と共に可決

三月廿九日開會三月卅日閉會 役場建築費更正及沓掛に出張教授所を開設する件前者は可決せられ後者は否決せらる

四月十日開會二日迄休會十三日開會 沓掛に開設すべき出張教授所に關する小學校費追加豫算を削除否決したるは公益を阻害するものと監督官廳より再議に附すべき指揮を受けたるによるものなるが減額の上一切を寄附(輕鐵會社の)によるべきものとして可決す

五月十日 大正元年九月十日村會の決議を経たる東細越部落有財産山林二筆四町一反八畝廿九步處分許可(大正元年十月十六日指令)は本年二月廿七日取消されたるに依り其の支出したる費用返還を求むる議案は三回延期されたる所此日遂に否決せられたり

大正五年

一月十三日 議案中村長退職願出認定の件あり。認定せざることに決し後に願書撤回さる

四月七日 元板澤小學校敷地大字板澤第一地割一番字細田前畑一反歩は學校基本財産として保存されありたる所收益なき理由にて賣却することに決定

四月十八日 山林二筆を無償にて佐比内部落關係者に讓與する件

明治卅三年一月細越及び佐比内西部落若干人に於て片岩外二ヶ所鑛區試掘願をなしたることあり。其の支出經費を二百五十の持株に分ち負擔したり。後之れを田中長兵衛に讓りたるに田中製鐵所管理人横山

久太郎より大字細越及佐比内部落有財産として金七百圓の寄附あり。全年即ち卅六年八月五日村會に於て畑十一筆、原野二筆、山林二筆、合計反別四町廿六步外三棟の家屋を此の金を以て購ひ、造林計畫を立てたるに卅八年一月廿七日細越佐々木勘右衛門所有の山林三町二反五畝廿九步を前記部落有畑十筆合計二町四反六畝九步と交換したる上一切の手續を了したる筈なるに、交換地の山林は村有となりてあり。村會の決議もなく監督官廳の許可もなし、明治四十年區會條例を設けて其の管理をなさんと計畫しれども區會の設置は許可とならざるを以て大正元年九月廿日村會に於て右山林二筆の寄附を負擔付にて採納せり然るに此の件は一旦許可となりたるに大正四年二月十七日付にて處分の許可取消となれるを以て取消の理由たる「本部落有財産は町村制實施後取得したるものにして兩部落は町村制に於ては人格を認められざる故に財産取得の權能を有せず隨つて村の行爲及部落の行爲は無効なり。而して横山久太郎より爲したる寄附金七百圓は部落住民を指したりと解するを相當なり」とする旨なるを以て今回形式上讓與とするものなる件にして異議なく可決

四月廿七日 村長選舉會佐々木三和吉當選其の他岩手輕鐵會社より沓掛出張教授所經費の内へ金壹百拾五圓寄附願の件外六件原案可決

大正六年

二月二日 明治四十二年成立し爾來事業施行の上郷村青笹村及遠野町の三ヶ町村土木組合は事業竣功して存續の必要なきに依り解散せんとする案を可決

八月廿三日 議案中有給條例に關する件あり。助役を有給とするの案にして原案可決
十二月二日 追加更正豫算は腸チフス流行に依り隔離病舎を使用するに至りたるを以て其の費用として村税追加賦課をなさんとする案にして原案可決 此の年村内の患者廿四名にして開舎七十六日收容十一名 經費千百九十一圓を示したり

大正七年

四七

二月廿三日開會廿七日迄に可決せられたる議案中隔離病舎番地として畑二反歩を百八十圓に建築家屋三棟七十五坪餘を大正七年・大正八年分割拂として二千七百六十二圓に購入の件、縣稅戶數割差等標準調査規程中第一條第七給料、報酬手當及恩給退隱料、勳章年金は年額百圓につき地租一圓五十錢に準ずと改むる件、村醫手當増額、旅費増額の件は物價非常騰貴によるものにして原案可決助役として上台佐吉選定さる

三月十七日 収入役に佐々木熊次郎選定さる

四月廿九日 消防唧筒小屋を細越字八日市（現在地）に移轉する爲畑貳畝歩と家屋壹棟とを买入る件可決さる。現在駐所に充用せらるゝもの之れなり

九月廿五日 村吏員旅費支給規程による旅費を八月廿日以後三割増額して支給する件可決さる

十月廿三日 隔離病舎増築に關する件は原案の通桁行八間、梁行二間平家建と決す。増築諸費計七百九十一圓なり

十二月廿七日 小學校教員臨時手當支給規則の件 十月分より月俸四十圓以上の者は其の十分の一、全卅圓以上の者は其の十分の一、二、全廿圓以上の者は十分の一半、全廿圓未満にして月俸四十圓以下を除きたる者に對して其の十分の二を俸給支給の際併て支給するの案にして所謂戰爭景氣により物價騰貴による俸給生活者の困窮を救済せんが爲政府に於ては命令に依りて之れを定めたるも市町村に於ては上級官廳よりの誘導によつて計畫せるものなり。然して審議の結果は大正七年度限りとすること。十一月分より支給することとして可決

大正八年

四月廿七日 此の會議の議案に小學校費に百圓、來内卅六名より全百十五圓、岩手輕鐵會社より上郷村病舎に百圓、高石藤四郎（大峯鑛山）より消火器五個（價七十圓）小學校備品として來内細越澤勘右衛門より夫々に寄附願出採納せられ、大正七年中小學校教員臨時手當支給規則中大正七年度限とある項は「當

分の内」と改正決議さる

六月十九日 此の會議に於て助役として萩野祐次郎選定

七月廿九日 村長以下吏員増給案修正の上旅費増給案原案通五割増、吏員臨時手當支給案本俸の五割とする件夫々可決さる

十月五日 普通基本金、財産蓄積金中國稅交付金、蓄積及大正八年度罹災救助資金中村費支出に係る分の蓄積何れも停止決議さる

十月廿八日 本年七月廿七日決議を経たる吏員臨時手當本俸の十分の五とあるを本俸の十分の七と改正の件及議員費用辨償額一日一圓五十錢とするの件何れも可決さる。蓋し物價暴騰著しく其の状態一時的にあらざるを以てなり

十二月廿三日 實業補習學校設置案可決さる。即ち上郷家事補習學校生徒定員女子卅名上郷小學校に附設するものなり

大正九年

二月廿三日開會廿八日閉會

議案廿三件即ち大正八年度上郷村歳入出豫算追加更正全七年度上郷村歳入出決算認定、全七年度上郷村罹災救助資金歳入出決算、全九年度上郷村歳入出豫算議定、全九年度上郷村罹災救助資金歳入出豫算に議定、村稅賦課制限外課稅大正九年度普通基本財産蓄積停止、全年度罹災救助資金蓄積停止、上郷村小學校々舎控所其他建築臨時土木吏員設定、臨時土木吏員選任、普通基本財産一時村費繰入、學校基本財産個人貸付金處分起債、村吏員給料及報酬支給規程中改正、村醫設置規程中改正、行政設置規程中改正村道路線認定に關し諮問、村稅追加戸數割徵收期限制定、納稅獎勵規程中改正の諸件にして學校控所建築等は工費一万六千八百餘圓を要し、村道は路線八十八線を認定せんとするものにして村歳入出豫算案に多少の修正を加へ土木吏員を六名と變更する以外は原案を可決したり

四月廿四日 議案中村長の選舉あり詮衝のためとして選舉延期となる

六月七日 議案中吏員及小學校教員臨時手當増給の件及之れに伴ふ歳入出追加豫算更正の件は決議延期となり村長選舉は助役萩野祐次郎當選す

九月十日 助役推薦の件は原案の通り鈴木源一郎選定

十一月廿七日開會廿八日閉會 議案十四件中小學校増築工事請負人は村住の者の制限を除くことに村吏員給料は月俸村長四十圓以上六十圓以下、助役三十圓以上五十圓以下、收入役二十圓以上四十五圓以下、書記十圓以上四十五圓以下、技手卅圓以上六十圓以下に夫々原案通決定し、村吏員退隱料退職給與金及遺族扶助料支給條例は審議延期となる。又臨時手當支給規則は原案通廢止と決定
又災害復舊の爲縣費補助一萬九千百十二圓、村債九千三百圓を以てする道路治水堤防復築工事費は原案通可決此の工事ヶ所十三なり

大正十年

一月十四日 災害復舊工事に關する特別會計歳入出豫算追加更正豫算起債村稅附加稅徵期限等の原案可決
一月卅日 旅費支給規程中改正の件 前年延期となれる恩給條例設定の件 上閉伊郡教育部會基本金寄附の件何れも次回迄決定延期となり其他二件可決

二月廿四日開會廿八日閉會

議案數九件大正十年度豫算案は概して減額又は削除の修正加へられ、學校建築費の如きは設計費を増額して其の他は全部削除に決したるが、助役收入役給料を増額し又電話寄附金一千圓を二千圓に道路測量費百圓を四百圓に増額したり。先に決議延期となれる議案村吏員恩給條例はまた延期せられたり

四月廿七日開會廿八日閉會

議案十五件撤回二件可決十一件、決議延期二件、災害復築工事其他原案通又は議長指名の通決定し内村吏員恩給條例及年功加俸に關する件は延期せられたるものなり

六月八日 議案中岩手輕鐵會社より沓掛出張教授所維持費に充つる目的にて小學校費指定寄附百八十圓採納ノ件可決

八月十三日開會廿日閉會 上郷小學校々地周圍堤防築造に關する豫算更正案及工事施行方法を定むる件修正可決

十二月廿二日 議案中主要なる追加更正豫算に大削減を加へたるを以て追加戸數割附加稅徵收の必要なを以て期日制定の件は撤回せらる

大正十一年

二月廿一日開會三月四日閉會 議案十件廿二日より議案審査委員會開會、三月四日日本會閉會。此の會議に於て決算は注意付にて承認せられ、豫算案は修正せられ、特別會計豫算更正戸數割差等標準調査規程中改正の各件は決定延期となり、收入役改選の件は撤回さる

三月廿七日開會廿九日閉會 大正十年度村歳入出豫算更正特別會計歳出豫算更正の二件は修正可決村醫手當六百圓を千圓に増加する案は原案可決、收入役選定の件は推薦者不承認

七月廿九日開會卅一日閉會 原案可決、村稅戸數割賦課稅は三期に分ち徵收せんとするの動議成立す

九月七日 郡制廢止に伴ひ上閉伊郡有財産凶荒救濟基金五百三十三圓九十二錢を上郷村に歸屬せしめんとする内務大臣の諮問案は起草委員報告の答申案を滿場一致可決

大正十二年

二月廿日開會三月六日閉會 議案十三件、村營電氣事業調査委員規定は緊急を要するものとして臨時提案せられ委員として佐々木三和吉・林崎奥松・菊池西松・鈴木榮藏指名せられたり。豫算は修正可決

三月廿五日開會卅一日閉會 議案九件の中社會事業資金蓄積條例設置の件は調査研究の爲決定延期となる
五月一日 村醫高橋六郎退職につき六ヶ年間に在職の功に酬ゆる爲慰勞金三百圓に謝狀を贈與する件及其の爲の豫算更正は滿場一致可決

五月卅日社會事業資金蓄積條例及之れに伴ふ豫算更正案原案の通可決

六月十九日開會廿日閉會 縣稅營業稅雜種稅各自課額査定の件原案可決

七月九日開會十八日閉會 議案五件岩手輕鐵株式會社小學校費指定寄附願二百圓、清水川橋契約請負臨時

土木委員設置規程、土木委員選舉、大正十二年豫算追加更正の各件は原案可決、土木委員に佐々木三和吉・菊池西松・菊池周吉の三名選舉せられたり

八月七日 歲入出豫算追加更正及寄附採納の二件可決、前者は義務教育費國庫下渡金九百卅二圓増加交付によるもの、後者は小原田橋修繕につき其の材料を關係者卅四名より寄附せるものなり

十月十二日開會十三日閉會 農業補習學校を設置し家事補習學校を廢止する件、小學校敷地一反五畝歩を

四百五十圓にて購入する件、義務教育費國庫下渡金九百圓交付増加につき歲入出豫算更正の件は可決、

遠野町より來内を経て下有住村十文字に通ずる道路改修のために關係三ヶ町村土木組合を設置する件は調査委員を擧げて協定調査することとして諮問に答申し、委員として佐々三和吉・菊池三平・小時田金藏の三名を定む

十月廿八日 遠野中學校學級數を大正十三年度より増加するため郡内各町村より其の費用（増築費）二萬圓寄附する事となり上郷村の負擔すべき寄附額金五百圓の願書可決

十一月十三日 上郷家事補習學校廢止及上郷農業補習學校設置の決議を取消し、上郷農業補習學校と名稱組織變更する件及遠野來内下有住道路關係土木委員實費辨償、指定寄附願上郷村歲入出豫算更正の件、何れも可決

大正十三年 一月十八日開會二月二日閉會 清水川橋架設費寄附願（前年七月十八日採納決議）一千七百三圓を一千五百一十一圓八十七錢に更正する件及同橋架設に對し青笹村隣接部落關口松吉外五十一名より九十七圓九十五錢寄附願の件は原案の通決定し五萬四千三百四十圓餘を以て施行せんとする村營水力電氣事業關係及

十九萬三千百十五圓餘を以て施行せんとする村營農業用水源及用水路工事關係の議案は否決せられたり

二月廿一日開會二月廿九日閉會 豫算決算に關する常例の會議にして豫算は削減主義の下に議決

三月十日 村長退任認定せらる

三月卅日開會卅一日閉會 此の會議中上郷小學校石造正門を參百卅四圓餘にて、村道森の下佐比内線中宇

南田橋を五千五百六十五圓にて架設し、内二千八百圓を佐比内部民より寄附となる諸件原案の通決定

四月十四日開會十五日閉會 村長選舉は佐々木三和吉當選、村吏員旅費規程の件は原案通り、又議決延期せられありし財務取扱規程の件も原案可決

六月十八日開會十九日閉會 縣道遠野高田線改修工事費中上郷村地内に關する分寄附金四百十六圓其他原案可決

大正十四年 九月廿五日 上閉伊郡史蹟調査會に對し上閉伊郡寶物館建築費として參百五拾圓を寄附する件關係議案共可決

大正十五年 二月廿二日開會廿八日閉會 例年の通豫算を中心としたる會議にて議案數十八、

第一號議案寄附採納に關する件（沓掛出張教授所維持費を目標とする輕鐵會社より二百圓寄附）は原案可決、

第三號案村歲計現金を上郷信販購組合に預入する件原案可決（以後毎年提出可決せらるゝもの）

第五號案基本財産蓄積停止の件（國縣稅徵收法に依る交付金の蓄積及財産より生ずる利子）原案可決

第六號案基本財産繰入流用の件（學校基本財産千五百九十三圓、普通基本財産二千四百七圓を小學校増築費に充つるため）原案可決

第七號案小學校増築工事施行の件（工費一万一千五百七圓餘を以て二階建四教室新築及便所移轉其他附

屬工事) 原案可決

第八號案 起債の件(小學校建築費に充つる爲金六千圓、利率年六分五厘) 原案可決

第九號案 臨時土木委員規程設置の件(小學校舎増築の爲) 原案可決

第十二號案 大正十五年度歳入出豫算(原案四万八百三十一圓より約八百圓を減して) 修正案可決

第十三號案 大正十四年度事務報告(恒例)

第十四號案 社會事業資金積交金規程設定の件(五千圓に達する迄) 原案可決

第十五號案 第十七號案 大正十三年度歳入出豫算、全年度罹災救助資金歳入出豫算、全年度社會事業

資金歳入出豫算審査報告通認定

第十八號案 小學校敷地買入に關するに件(畑四反九畝一步を一千五百圓以内にて) 原案可決

第二號案 大正十四年度村歳出更正豫算、第四號案有給吏員定數規程設定の件、第十號案臨時土木委員

選舉の件、第十一號案村吏員給料支給規程改正の件は何れも撤回

四月廿九日 議案六件、前回議決の起債の件は金額を三千圓と變更する案、基本財産繰入流用に關する件

は普通基本財産を千圓増額し外に罹災救助資金一千五百圓を加へ利率年五分とする案に變更、小學校増

築着手を大正十五年五月廿日、竣工期限を全年九月廿日とせる案にして何れも原案可決せられ土木委員

には佐々木宗明・林崎奥松・菊池西松・澤田重造選舉せらる

六月四日 上郷村青年訓練所を設置及之れに伴ふ豫算の更正原案可決

昭和二年

二月廿四日開會廿七日閉會 議案十件中特記すべきものは電話加入の爲金四百圓を支出すること、消防組

第一部第二部各消防手定員を五十人宛とすることに於て何れも原案可決

五月卅日 議案中消防組組織變更の件は定員百名内組頭一人小頭三人消防手九十六人と原案通決定金五百

圓を以て火の見櫓を建設することも可決せらる

二月廿六日開會廿九日閉會 豫算其他計七件を決す

四月十日 村長選舉を行ひ佐々木三和吉再選四月卅日助役選定の件外二件を決す、助役には鈴木源一郎選

定さる

十月四日 収入役選定の件につき菊池與右衛門選定せらる

昭和四年 開會數三回 日數六日

昭和五年 開會數三回 日數六日

十二月廿九日 議案中村道認定に關する諮問案は耕地整理に伴ふ大字平倉・細越・板澤に亘る四線にして

原案認定

昭和六年 開會數四回 日數八日

五月七日 消防殉職者に對し弔慰金給與の件 細工谷用七遺族に對し金貳百圓を給與する件可決せらる

昭和七年 開會數七回 日數十日

一月廿八日 政府所有米を拂下之れを凶作罹災民に賣却する案は可決せられ、二月二百俵、三月百五十俵

四月百五十俵、五月より九月に至る五ヶ月間は各月百俵宛政府所定の價格にし拂下げ、十二月廿五日限

代金を納付することも原案可決

四月五日 村長選舉は指名推薦の方法による動議成立し佐々木三和吉再選さる

五月三日 議案中大字佐比内菊池萬十郎より上郷尋常高等小學校並に上郷農業補習學校實習地として佐比

内第四十四地割六番畑四段廿九步寄附願出につき之を採納する件可決。特別稅戶數割賦課規程中改正案

は原案通り決定す其の主要なる部分左の如し

賦課標準資力算定方法(資産と見做す額)

一、土地 田 賃貸價格の七倍 畑 全 七倍 宅地 全 五倍 山林原野 全 二十倍

二、建物 賃貸價格の一倍半

- 三、諸車 自動車最高五百圓以下 荷車最低五圓迄
 - 四、機械 電動力最高百二十圓以下 水車最低二圓迄
 - 五、器具 金庫最高三百圓以下 ラヂオ最低十五圓迄
 - 六、家畜 馬最高百二十圓以下 豚最低五圓迄
 - 七、營業資本 國稅其の年決定額の二倍 縣稅其年査定額の五分の一
 行商人 甲を八十圓 丁を廿圓 主なる商品及什器は資産と見る
 - 八、株券・債券・出資金・證券・債券・証券は額面の七割、株券出資金は其の年の四月一日現在拂込濟額により配當金一年一割以上配當のものは出資額、年五分以上一割以内のもの出資額の七割、年五分以下のもの出資額の五割
 - 九、預金・貯金及非營業の貸金價格 全額
- 九月三十日 時局匡救町村土木事業工事に關する件は來内より平倉に至る延長六百八十間幅員二間半工費二千圓を以て年度内完成するもの、林道開設工事に關する件は車道として幅員三米六、延長二千五百米、經費四千圓を以て遠野町界より來内川に沿ひ氣仙郡界に向ひて施行せんとするものにして起債千五百圓を併せて何れも原案可決
- 昭和八年 開會數六回 日數九日
- 七月二日 時局匡救町村土木事業工事に關する件即ち來内より板澤・切掛に達する道路工事に關する件は幅員前年通りにて延長二千五百十九米五を起債一千五百圓、其他は縣補助四千五百圓、縣補給金四十八圓、村繰入金繰入百圓を以て第三年度に於て施行すべき橋梁を除き縣道盛線に合する點までの土工は全部完成すべき計畫案にて可決
- 昭和九年(十一月迄) 開會八回 日數十日
- 二月廿五日開會廿八日閉會 例會にて議事規則改正案、豫算等可決さる

- 七月廿二日 助役鈴木源一郎死亡に對する給與金贈與及公病死者獨立守備隊歩兵上等兵故金濱義高村葬執行に關する件等可決
- 七月廿九日 時局匡救第三年目の事業たる平倉橋(土橋長七〇米實用巾二米七工費二、六六三圓)及此れに關する一件可決さる
- 十一月十四日 凶作對策として猫川筋大間々に土留石垣工事長卅四米及慶雲寺裏に於て堤防長五五米を施行すること、此工費計二千二百八十三圓、冷害對策農業土木事業として村内農道延長一五、九一五米、伊原に於て溜池羽金工事一ヶ所、耕地整理地區外既成水田客土床練及床締工事四町二反廿八步、宇南田橋を鐵筋コンクリート橋に架替する工事、佐比内灌漑用水路コンクリート裝工々事を施行、此工費四万五千圓關係二件可決さる
- 十一月廿二日 凶作救濟事業として村道來内線に敷砂利増工事(九百五十一圓)冷害救濟村道開設工事として來内に於て既成林道を巖峠に向つて延長する(第一次の工事六百五十圓)二件、關係事項可決さる
- 十一月廿四日 助役原案の通り選定さる

六、本村選出の郡會議員

西閉伊郡町村組合議員及西南閉伊郡町村組合議員は夫々其の郡の議員の觀あれども、郡制實施後其の廢止に至る迄の議員次の如し

近江徳次郎(明治三二||三六) 菊池三平() 萩野熊人() ||郡制の終)

七、選舉權を有する者

一、衆議院議員

- 1 選舉法實施の明治廿三年の有権者(廿五人 納稅資格直接國稅十五圓以上)
佐々木民衛・菊池助右衛門・菊池末吉・大洞喜三郎・菊池角三(以上板澤)
林崎彦右衛門・太田市兵衛・細川傳之丞・細工谷用松・萩野留吉・工藤源藏・中山悦人(以上細越)
菊池長右衛門・菊池長之丞(以上佐比内) 佐々木新太郎・萩野熊人・犬亦甚之助・宮澤春吉・小向嘉八
菊池万之助・菊池喜六・萩野長七・菊池長八(以上平倉及平野原) 小笠原彌惣吉・菊池三平(以上來内)
- 2 明治三十七年十月一日現在 有権者數 五十人
- 3 明治四十一年 同 百七人 (納稅資格十圓以上)
- 4 大正六年十月一日現在 同 八十人
- 5 大正十五年十月一日現在 同 三百人 (納稅資格三圓以上)
- 6 昭和二年九月十五日現在 舊法に依る者 三百十人
新法に依る者 八百七十一人(納稅資格撤廢)
- 7 昭和八年九月十五日現在 八百六十九人

二、縣會議員

- 大正五年十月一日現在 七十七人
大正十五年九月一日現在 四百廿七人
同 新法による者 八百六十一人(納稅資格撤廢)
大正二年九月十五日現在 有権者八百七十一人にして同年行はれたる選舉に於て投票數五百八十七ありたり。現在縣會議員選舉は村會議員名簿を以つてする定なり

三、村會議員

大正十年二月六日 一級選舉人 四十九人 二級選舉人 三百六十七人 資格國稅を納むる戸主

昭和三年九月十五日 新法 八百六十六人(一級二級及納稅資格撤廢)
昭和八年九月十五日 八百五十八人

八、陪審員候者

昭和二年より實施せられ、毎年九月一日現在を以て三十歳以上の帝國臣民の男子にして、引續き二年以上同一市町村に住居を有し、其の期間直接國稅三圓以上を納め、讀み書きを爲し得る者の内缺格條件に當らざるものを以て資格者名簿を作る。此の名簿登載者中につき立會人を定め、抽籤により割當てられたる數の候補者を定む。次の如し

年 度	資格人員	候補者數	候補者當選氏各
昭和二年	一〇六	二	林崎奥松、山崎林之丞、
全 三年	一〇五	一一	菊池馬助、上台佐吉、堀切徳助、菊池長吉、菊池新助、菊池長助、菊池徳次郎、菊池久藏、
全 四年	一〇三	一一	菊池清三郎、菊池常右衛門、萩野長右衛門
全 五年	九四	一一	石田民之助、山崎千太郎、小向金次郎、佐々木榮太郎、佐藤庄吉、菊池千太郎、菊池長太郎、
全 六年	一〇〇	九	菊池重之丞、菊池清三郎、菊池馬之助、宮澤松之助
全 七年	六一	八	林崎奥松、西村熊之助、堀切喜三郎、奥寺久右衛門、萩野七郎、小向万之丞、澤田重造、菊池
全 八年	六〇	八	万十郎、宮澤勘右衛門、宮澤清司、小向西松
			石田民之助、林崎磯吉、林崎奥松、林崎貞太郎、小森元吉、菊池由松、菊池大吉、菊池万之助
			菊池長松
			犬亦甚之助、小向西松、佐々木榮太郎、菊池久藏、菊池留之助、菊池松之丞、菊池萬重郎、菊
			池清之助(地租法改正ノ爲激減)
			堀切喜三郎、瀧澤傳之丞、小笠原金次郎、小森元吉、佐藤稻藏、菊池由松、菊池福松、菊池金
			次郎

九、經濟更生委員會及農業土木事業指導委員會

世界大戰後に於ける不況の影響は我が國を除外せず國內各種産業・經濟・金融機關の破綻を來し、恐慌の結果は國民生活を危殆ならしむるに至り、政府は歳入欠陥を生じ、各地方団体同じく財政難に陥り、農漁山村は困憊特に甚し。茲に於て政府は公債を發行し、地方匡救事業費を三ヶ年間繼續補助して、金融を圖ると共に漸次自治團體を指定して經濟更生委員會を組織し、又農業土木指導委員會を組織せしめたり。

昭和九年一月二十二日本村は其の指定村となり、次いで農業土木指定村となれり。

(備考 昭和七年小友村附馬牛村、大槌町、同八年遠野町、青笹村本年は上郷村と金澤村を郡内に指定)

一、經濟 更生 委員會 會

委員長 村長佐々木三和吉

常任委員 助役鈴源木一郎、小學校長鈴木陽、書記菊池清人、書記佐々木乙治、書記小笠原幸一、技手古川清、技手新田豊治

委員 細川郷助、菊池馬助、小菅精一、松橋孫助、林崎貞太郎、新田留五郎、田中秀彌、上台佐吉、細川伊勢藏、佐藤稻藏、細川善藏

中山松次郎、瀧澤伊勢松、工藤深吉、高橋寅之助、大橋圓次郎、桑畑德之助、金濱福松、小森元吉、山崎政藏、松尾修三、佐々

木長藏、鈴木榮藏、佐々木西松、菊池判重郎、菊池與右衛門、佐々木乙之助、堀切政吉、菊池万十郎、菊池貞藏、菊池市太郎、

菊池徹龍、佐々木德德之助、大洞長兵衛、菊池交徳、菊池三太郎、菊池萬重郎、菊池伊右衛門、菊池松吉、齋藤勇治、菊池倉藏

萩野七郎、犬亦政吉、小向西藏、小向金次郎、小向清藏、菊池松之丞、菊池德右衛門、菊池壽太、前川彌藏、菊池勘七、菊池大

等、鬼原壽右衛門、佐々木健吉、河野文雄、金濱兩吉、小向宇之松、菊池市吉、菊池永太郎、太田幸八

かくて九年三月十二日委員會發會式を舉げ、各委員主動となりて平倉・佐比内・來内及び上郷小學校に部落的村民の大會を開催し、趣旨徹底に力むると共に、同月廿五日更に村民大會を開催し一層趣旨の徹底

を圖り、更に實行委員をも囑託して、共力して基本調査の完成を期せしを以て、九月廿日委員會を開きて其の概要を報告し、爾來銳意更生實行方案の完成を期しつゝあり。

二、其の基本調査に現れたる本村農林業家の全貌

第一項 土地

第一目 所有別土地

一、所有別土地反別 (單位町)

反別總計	田	畑	宅地	山林	採草原野	其他原野	池沼	牧場
一戸當反別	四九・七	四八・六	四六・六	五九・四	一四六・一	六七・七	・六	三〇・〇

二、私有林野所有別

個 人	五反步未滿	一町步未滿	五町步未滿	廿町步未滿	五十町步未滿	百町步未滿
共 有	一六四人	五四人	一八二人	八三人	八人	一人
	七人	一人	六人	二人	一人	一人

三、土地所有別の他町村關係

本村民の他町村に所有	田	畑	宅地	山林原野
他町村民の本町村内所有	二九・一〇三	三六九・八三〇	四七三九・七六	一〇〇五・七〇〇
第二項 戸 口	一八五・三二	五三二・六二六	八三六・四九	三六二九・一三五

第一目 戸口増減の狀況

十 年 前	戸 數	人口總數	男	女	一戸平均人口
	六〇〇	四、〇四四	二、〇三六	二、〇〇八	六・七四

昭和九年 六三〇 四、八八四 二、四二〇 二、四七四 七・九三

第二目 職業別戸數
農業 工業 商業 林業 其他 無職 計
本業戸數 五〇三 八 三 三 五 一 六三〇
對總戸數 八五% 三% 五% 二% 八% 一 一〇〇%

第三目 自小作別戸數及耕作面積
地主 地主兼自作 自作 自作兼小作 小作 計 一戸當田反別 一戸當畑反別
戸數 一 四五 二三五 一八四 五三 五四二戸 八反一〇〇 九反一〇〇
歩合 〇% 九% 四五% 三六% 一〇%

第四目 所有耕地耕作廣狹別戸數 戸數五一六戸
五反未滿 一町未滿 二町步同 三町步同 一町三町未滿 五町步同 十町步同 五十町步同
所有地 二二〇 一三〇 一 二二〇 三六
耕作地 八〇 一三五 (一九〇) (八五) 二七五 二七 九 一

第三項 農林經營

第一目 農林業家の勞力

一、農林業家の所在勞力
一四歲以下 一五〇〇 三二二五 五二六〇 六二七〇 七歲以上 計
男 七〇三 二二〇人 七六六人 一三一人 九三人 二、〇〇五人
女 七二〇 二八 七〇七 一六八 一〇四 一〇七 二、〇一四
二、他町村よりの雇入勞力
年雇 男 一九人 此ノ勞銀 一、八五〇圓 女 三人 此ノ勞銀 一〇〇圓

臨時雇 男延一、四八三人 此ノ勞銀 七九圓 女延一、三五五人 此ノ勞銀 四三〇圓
計 (女を男に換算し) 延二〇、四三〇人 勞銀 三、二〇九圓

三、雇はれ 勞力
他町村 村内 俸給者 計 勞銀
年出稼 男 七四人 三人 六八人 一七三人 四〇、四三四圓
女 一〇 一三 五 二七 九、三四〇圓
期節出稼 男七、九七 一三、〇六七 二、〇四四 一四、〇五八
女一、一三〇 一、三五一 二、四四八 九三八
(延) 臨時雇ハレ 男一、九三三 六、四九〇 八、四三三 五、二三四
女 六三四 一、六七三 二、三九七 九三三
(延)

四、月別 勞力 (省畧)
五、月別勞力ノ過不足狀況(省畧)但四月ノ十月不足、十一月ノ翌三月過剩 結局過剩一五五三人
第二目 經營 資 料
一、自給肥料生産高
總額 二、九七、四七〇 四六、〇〇八・〇〇
耕地一反步當 三三二・〇 四・九二
農家一戸當 五、七三〇・〇 八九・一〇
二、金肥購入額
總額 五〇、五一〇・〇 一三、八二六・〇〇〇
耕地一反步當 五・五 一・四〇〇
農家一戸當 八一・一 二〇・三〇〇

三、飼料農具種苗藥劑購入額
總額 二四、四七三圓

農家一戶當 四七圓四五〇

四、林業經營資料購入額
總額 七、四九一圓

林業家一戶當 一三九圓

第三目 農林業生產

一、耕種栽培の產額

總額 一九四、一〇八圓

販賣額 四三、八六九圓

農家一戶當 三七六圓一七

八五圓二三

二、養蠶 產額

繭總額 五、三九六貫

價格 二、三四圓

販賣金額 三、七四一圓

養蠶家一戶當 一八貫

七圓

七六圓

桑總額 一〇九、六三貫

一〇、一六圓

三、一八七圓

三、畜 總額

農家一戶當 收入 二、八三三圓

支出 四、〇九三圓

四、林 總額

農林家一戶當 產 二四三、二四圓

販賣額 一八、一六三圓

三七圓

五、農產加工 總額

農林家一戶當 七六、八〇五圓

五〇、九二七圓

農林家一戶當 一五三圓

九六圓

六、林產加工 總額

農林家一戶當 三四、七七圓

三三、五七圓

六三圓

六三圓

第四項 農林業家の經濟

第一目 農林家の生活費

一、農林家の經常費

戶數 地主 三五戶 自作 四三九戶 小作 五三戶

一戶費 〃 八九〇圓 〃 五六一圓 〃 三九三圓

總額 二八八、九五圓 平均一戶當 五六一圓

二、農林業家の臨時費

總額 地主 五、四九五圓 自作 三、七九〇圓 小作 三、六五圓

村內總額 四二、九〇圓 平均一戶當 六七圓五〇

第二目 負擔總額

國稅 二、三三三・八〇 一戶當 三七四八

縣稅 七、六五二・三〇 一戶當 一三・三四〇

町村稅 一一、七三〇・九四 一戶當 一八・九二四

農會費 三三一・五六 一戶當 五・五三六

耕地整理組合費 一一、〇〇〇・〇〇 一戶當 一七・七四二

養蠶組合費 一一一・〇〇 一戶當 一・一八〇

其 他 二〇、〇〇〇・〇〇

計 五三、一七九・六〇

三三、三〇〇
八五、七七七

第三目 貸

一、負 債 借

(イ) 擔保の有無別負債高

擔保附負債高四三、三〇圓 無擔保負債高一五、八四圓 計五七、六五圓 負債戶數四元戶 負債戶數一戶當

一、三五九圓 總戶數一戶當九四圓

(ロ) 負債 額別 戶數

三〇〇圓未満一九四 五〇〇圓未満七六 八〇〇圓未満六三 一、〇〇〇圓未満三六 計三六二 一、五〇〇圓未満三一 一、五〇〇圓以上

四六 計七 合計四三九

(ハ) 借入先別負債高

信用組合三〇、三〇圓 勸業銀行三六、一五圓 普通銀行二、九〇圓 縣町村三、三九圓 耕地整理組合九、九六圓

無盡講三、四七圓 商店金貸三、五〇圓 一般個人二五、八八圓 計五七、六五六圓

(ニ) 利率別負債高

七分未満三〇五、二六四圓 八分未満六三、二三圓 一割未満四、四三六圓 一割二分未満三、四〇〇圓 一割四分未満

一九、七七七圓 一割五分未満三、八九五圓 一割五分以上九〇、七七七圓 計五七、六五六圓

(ホ) 負債 原因 件數

土地買五 農經營八三 林經營四 舊債償三 家計一〇四 教育七 婚葬祭二五 業失敗三 証人償一八

投機四 醫療四 其他三 計四三九

二、貸 金 及 預 金

貸金五、七五圓 手元現金三、四九七圓 信組貯金四三、三八圓 銀行預金七、九四圓 郵便貯金五、六七〇圓 無盡

掛金八一、三五五圓 有價証券六、五五五圓 生命保險掛金七、八四圓 計二九六、八五五圓

三、貸

借 貸アルモノ一五戸 總戶數ノ〇、二四

借アルモノ四三九 總戶數ノ〇、七一 貸ナキモノ四六四 總戶數ノ〇、七五

借超過二九〇、八〇一圓ノ利子見積一戸當三八圓四六錢 借ナキモノ一八一 總戶數ノ〇、三〇

第五項 本村農林家の盛衰

收 入 合 計 四九、九八圓 一戸當 九四九・四五

支 出 合 計 四八、〇七圓 〃 九三四・二六

收 支 差 引 餘 七、八九一圓 〃 一五・三〇

負 債 利 子 四七、〇三圓 〃 九一・二〇

結 局 不 足 三九、二二圓 〃 七五・八一

二、農業土木事業指導委員會

昭和九年農業土木事業指定村となり、七月一日次の如く委員囑託せられ、八月五日第一回委員會開催、昭和十年度より施行すべき事業につき協議を開始せり。

委員長 村長佐々木三和吉

常任委員 書記佐々木乙治、書記菊池清人、書記小笠原幸一、技手古川清、耕整書記鈴木重男

委員 菊池馬助、細川郷助、田中秀彌、上台佐吉、工藤深吉、高橋寅之助、金濱福松、山崎政藏、菊池負藏、佐々木徳之助、菊池三太郎、菊池萬重郎、犬亦政吉、萩野七郎、菊池壽太、佐々木乙之助、菊池熊之助、鈴木陽、小向宇之松、菊池勘七、菊池徳右衛門

新田豊治

第四章 財

政

一、概 説

本村に於ける歳入歳出状況を観るに、明治二十七年に於て壹千圓餘にて收支相償ひ得たりしが、文化の進歩と共に膨脹し、明治三十四年度に於ては約三倍となり、日露戦争後更に膨脹し、世界大戦後の好景氣時代には五十五倍の五万五千餘圓となれり。その後不況と共に漸次輕減され、昭和八年度に於ては三万二百餘圓（經常部二万二千七百餘圓、臨時部七千五百餘圓）となれり。

歳入の主なるものは村税、國庫下渡金及び雜收入なり。國庫下渡金は義務教育費國庫負擔法に依り交付せられたるものなり。村税は明治二十七年に於て歳入の約九割を占め、好景氣時代には約八割、昭和六年度に於ては五割強を占め居れり。國庫下渡金は、大正七年度に於ては七百餘圓たりしが、次第に増加して昭和六年度には、七千六百餘圓となり。歳入の主要部分を占むるに至れり。雜收入は明治二十七年に於て二十圓大正十年に於ては約五十倍増加の一十餘圓を占め、不況時代に入るも尙ほ一千圓を上下しつゝある状況なり。

歳出の主なるものは役場費と教育費なり。役場費は明治二十七年に於て歳出の約四割五分を占め、大正十年に於ては約一割、昭和六年度に於ては約二割五分を占めたり。教育費は明治二十七年に於て歳出の約五割を占め、近年も約五割強を占める状況なり。されど義務教育費國庫負擔法に依り多額の（例へば昭和六年度の如きは教育費の約六割五分、俸給費の九割弱）歳入を觀るを以て、實際の村歳出は頗る小額となり。明治、大正時代に比し教育費を減じ、他の衛生費、警備費、勸業費等の膨脹せるを見る。

村民の負擔状況を觀るに、明治二十七年に於ける國税、縣税、村税の合計は二千五六百圓なり。昭和六年度は凡そ十倍の約二万六千餘圓の負擔となりたり。村民の負擔状況即ち左の如し。
大正十五年度の諸税負擔状況を見るに大畧一戸當り直接國税七圓三十九錢、縣税十六圓二十九錢、村税三十二圓五十五錢、總額五十六圓二十三錢なり。又一人當りは國税一圓十三錢、縣税二圓五十錢、村税五圓、計八圓六十三錢なり。昭和四年度に於ては一戸當り國税六圓四十八錢、縣税十六圓五十五錢、村税三十二圓

七十八錢、總額五十五圓八十一錢なり。又一人當りは國税九十五錢、縣税二圓四十三錢、村税四圓八十七錢計八圓二十五錢なり。昭和七年度に於ては一戸當り國税三圓七十五錢、縣税十二圓八十八錢、村税十九圓八十七錢、總額三十六圓五十錢なり。又一人當りは國税五十四錢、縣税一圓八十七錢、村税二圓八十九錢、計五圓三十錢なり。斯くして年毎に負擔状況の輕減されつゝあるを認めらる。
附記、統計は約五年毎のを計上し、昭和元年以後は繼續計上したり。
明治二十七年以前は書類なきため調査不可能なり。

二、村歳入状況

年次	村税	財產收入	使用料及納稅徵收等	補助金	繰越金	國庫下渡金	雜收入	寄附金	其他	計	備考
明治二七	二、八四三	五、五三	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	一、〇八七	單位圓合計ノ差異ハ
明治二六	二、六四七	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	三、三九	圓未滿切捨ニ依ル
明治二五	二、六八〇	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	一、七四九	
明治二四	二、七九八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	八、九三	
大正一	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
大正二	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
大正三	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
大正四	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
大正五	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
大正六	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
大正七	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
大正八	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
大正九	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
大正一〇	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和一	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和二	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和三	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和四	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和五	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和六	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和七	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和八	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和九	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和一〇	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和一一	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和一二	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和一三	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和一四	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和一五	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和一六	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和一七	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和一八	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和一九	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和二〇	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和二一	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和二二	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和二三	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和二四	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和二五	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和二六	一、九六八	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	
昭和二七	一、九七九	五、二	一、〇〇一	七、四五	二、六九	一、一	二、八	一、一	二、四三	五、四〇三	

三、村歳出状況

(單位圓)

八年度其他ニ縣補給金七四圓、村債一、五〇〇圓ヲ含ム

備考
一、〇八七 單位圓合計ノ差異ハ
三、三九 圓未滿切捨ニ依ル
一、七四九
八、九三
五、四〇三
其他ハ土木費補助
其他ノ欄村債三〇〇〇
繰越補給金六、五〇〇
補助金中ニ土木費補助
一、五〇〇ヲ含ム
債一、五〇〇ヲ含ム
村

八、村稅負擔狀況 (戶數割賦課額比較)

11109	8	7	6	5	4	3	2	1	等級
四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	賦課額
細工	太田	菊池	大池	宮澤	林池	菊池	佐池	菊池	氏野
用傳	市深	喜三	喜三	喜三	春三	萬新	民右	三熊	名
松	坂	衛	松	八	吉	太	郎	治	門
15	14	13	12	等級	賦課額	佐	菊	池	野
三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	賦課額	木	池	池	池	池
三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	賦課額	角	龜	萬	岩	實
外	省	畧	藏	三	助	郎	松	助	門
1514131211109	8	7	6	5	4	3	2	1	等級
四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	賦課額
佐	菊	池	池	林	菊	池	菊	池	氏野
外	省	畧	藏	三	助	郎	松	助	門
1514131211109	8	7	6	5	4	3	2	1	等級
三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	賦課額
菊	池	池	池	池	池	池	池	池	池
外	省	畧	藏	三	助	郎	松	助	門

九、村稅賦課率 (單位錢)

1514131211109	8	7	6	5	4	3	2	1	等級
七六八八八	七六八八八	七六八八八	七六八八八	七六八八八	七六八八八	七六八八八	七六八八八	七六八八八	賦課額
菊	池	池	池	池	池	池	池	池	池
外	省	畧	藏	三	助	郎	松	助	門
303928272625	2423222120	19181716	等級	賦課額	菊	池	池	池	池
五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	賦課額	池	池	池	池	池
五五五五五	五五五五五	五五五五五	五五五五五	賦課額	熊	元	長	長	金
外	省	畧	藏	三	助	郎	松	助	門
454443424104	393837363534	333231	等級	賦課額	菊	池	池	池	池
四四四四四	四四四四四	四四四四四	四四四四四	賦課額	菊	池	池	池	池
菊	池	池	池	池	池	池	池	池	池
外	省	畧	藏	三	助	郎	松	助	門
605958575655	5453525150	49484746	等級	賦課額	菊	池	池	池	池
元元元元元	元元元元元	元元元元元	元元元元元	賦課額	菊	池	池	池	池
八八八八八	八八八八八	八八八八八	八八八八八	賦課額	菊	池	池	池	池
外	省	畧	藏	三	助	郎	松	助	門

一〇、村稅納入成績例 (單位錢) 大正十一年度

全全全全全	全全全全全	全全全全全	全全全全全	全全全全全	全全全全全	全全全全全	全全全全全	全全全全全	全全全全全
一五五七〇	一五五七〇	一五五七〇	一五五七〇	一五五七〇	一五五七〇	一五五七〇	一五五七〇	一五五七〇	一五五七〇
納	納	納	納	納	納	納	納	納	納
一四八三〇	一四八三〇	一四八三〇	一四八三〇	一四八三〇	一四八三〇	一四八三〇	一四八三〇	一四八三〇	一四八三〇
六〇〇九二	六〇〇九二	六〇〇九二	六〇〇九二	六〇〇九二	六〇〇九二	六〇〇九二	六〇〇九二	六〇〇九二	六〇〇九二
二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九
二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九	二九七五九
大正十一年度	大正十一年度	大正十一年度	大正十一年度	大正十一年度	大正十一年度	大正十一年度	大正十一年度	大正十一年度	大正十一年度

氏名	就任年月	氏名	就任年月
菊池 壽太	大正九、二	林崎 貞太郎	昭和四、五

(六) 歴代小頭

- | | | | | | | |
|-----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 第一部 | 荻野 祐次郎 | 明治三、四 | 新田 萬四郎 | 大正三、七 | 森下 常次郎 | 昭和四、五 |
| 第二部 | 菊池 萬之助 | 大正三、七 | 小向 己之吉 | 大正五、五 | 田中 秀彌 | 昭和二、三 |
| 第三部 | 菊池 三太郎 | 昭和三、四 | | | | |

(七) 上郷村消防組努力奉仕

昭和八年三月廿一日より同年同月廿五日に至る五日間、組頭荻野七郎以下廿五名、釜石罹災地救援の爲に出動、全年三月五日より全月十一日迄七日間、仙人峠索道に慰問品取扱の爲救援、延人員卅三人なり。

三、上郷村私設森林消防隊

本消防組は森林保護の實を達成すべき事を期し、森林火災・盜伐・其他森林の育成を阻害する各種の危害を除去し、之を未然に防止する目的を以て昭和七年四月廿三日組織せられ、行政區に準據して九部に分た。初代の役員左の如し。

- | | | | | | |
|------|---------|------|---------|------|----------|
| 隊長 | 佐々木 三和吉 | 副隊長 | 鈴木 源一郎 | 第一部長 | 佐藤 清五郎 |
| 第二部長 | 細川 善造 | 第三部長 | 佐々木 太治郎 | 第四部長 | 佐々木藤左右衛門 |
| 第五部長 | 菊池 判十郎 | 第六部長 | 菊池 長次郎 | 第七部長 | 菊池 萬重郎 |
| 第八部長 | 犬亦 政吉 | 第九部長 | 鬼原 壽右衛門 | | |

四、上郷村婦人火防組合

創立總會を昭和三年四月三日上郷小學校に於て開催し、規約制定・役員選舉をなす。當時の組合長は荻野マサエ、副組合長千葉タマエ・佐々木マサ子、外幹事九名、組合員細越八十四名・佐比内五十七名・板澤四十一名・平倉八十四名・來内十一名にして、今日に及ぶ。

五、上郷村衛生組合

本組合は明治卅八年三月締結せられ、區域は大字別六組とす。各組事務所には上郷村大字何々衛生組合事務所なる標札を掲げ、必要なる藥品を準備し、清潔法施行を督勵す。

六、上郷村トラホーム豫防組合

上郷村衛生組合の區域により次の目的を以て組織せらる。

- (一)トラホーム患者の有無調査
- (二)トラホーム患者又は其の疑ある患家に對し、治療及び豫防上の實況視察
- (三)患者は囑託醫をして治療並に豫防を期す
- (四)衛生思想の發達を期す

七、病院

本村隔離病舎は從來大字板澤第十三地割四番大師田に在る民家を買受けこれに充てしが、腐朽甚だしく救護上遺憾につき大正七年九月、大字細越第七地割十番の三字八日市に新築す。敷地貳百歩、總額參千四百拾貳圓の工費を要したり。

八、醫師

- | | | | | |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|
| (一)村内にありし古來の醫師(佐比内に居住) | 鈴木 祐元 | 鈴木 祐達 | 鈴木 祐仙 | 鈴木 秀琢 |
| (二)村 | 鈴木 薫平 | 伊藤 祐則 | 里見 榮齊 | 荒木 玄信 |

正木良真 村上春男 佐藤義見 高橋六郎
 多々野益夫 荻野一二 佐々木勇 高橋六郎

第六章 兵事

一、徴兵検査の成績

年度	受検人員	現役数	補充兵役数	徴集免除数 第一國民兵役除數	兵役免除数
明治三三	一五	三	三	八	一
明治三七	二九	三	一五	一	一
明治四〇	三三	三	二	七	一
大正二	三四	三	二四	六	二
大正二	四五	一六	一〇	四	一
昭和二	三〇	一三	三	一三	一
昭和三	五〇	六	二九	一三	二
昭和四	三三	六	二〇	四	二
昭和五	二九	一〇	八	八	三

甲種合格三〇
 (充員召集三五)
 甲格 七 第一乙 一〇 第二乙 八 徴集免 一七 兵免 二

二、兵籍に在る者の數 (括弧内ハ内下士又ハ將校ヲ示ス)

年度	陸軍現役	海軍現役	陸軍豫備役	海軍豫備役	陸軍後備役	海軍後備役	陸軍補充兵役
昭和六	四		七	一〇	八	一七	二
昭和七	三六		八	二	八	七	二
昭和八	四四		一一	三	一〇	六	二
昭和九	三六		一六	七	三	八	二
明治三〇	一七	三(下二)	一一(將二)	一	九	一	四一
明治三三	一五	四(下二)	一六	一	九	一	四一
大正二	一七	三(下二)	二四	三(下二)	二(下二)	一	一四〇
大正七	一〇	一	三三	一	三(下二)	一	一四五
大正二一	三三	一	三八(下二)	一	五	一	一五一
昭和二	三八(下三)	三(下二)	七(下二)	三(下三)	四九	一	一四六
昭和三	三〇(下三)	一	五	五(下三)	五四	一	一五六
昭和四	一〇(下三)	二	五(下二)	六(下三)	六(下二)	一	一二七
昭和五	一三(下三)	三	五(下三)	五(下三)	七	一	一五三
昭和六	一三(下三)	二	四九(下二)	二(將二)	八〇	一	一三六
昭和七	二	二	三七	三(將下二)	八五(下二)	一	一三一
昭和八	一六(下三)	一	五	二(將二)	七七(下二)	一	一三三
昭和九	三三(將一准一)	一	五五(下二)	一	七九(下二)	一	一三九

三、在郷軍人分會

(一)沿 革

明治卅七八年戰役終了を告ぐるや、陸軍部は在郷軍人の品位を高め、國民の軍事思想を啓發せんが爲、其團體結成を慫慂し、各地在末の尙武團體は在郷軍人團の發達を計り、本村に於ても明治四十三年二月十一日、上郷村在郷軍人團を創立せり。當時此の計畫の衝に當れる人々は、次の如く役員に推されたり。

職名	氏名
團長	二 等 獸 醫 佐 々 木 久 之 丞
副團長	步 兵 上 等 兵 荻 野 祐 次 郎
幹事	步 兵 一 等 卒 佐 々 木 三 和 吉
會計	步 兵 一 等 卒 菊 池 福 松

いで國軍の精銳を統一する軍部の計畫により、帝國在郷軍人會設立せられ、總裁に陸軍大將貞愛親王を奉載し、且つ會に特典の賜與を允許せられ、明治四十三年十一月三日盛大なる本部發會式を、同時に盛岡支部及各町村分會の發會式を舉げ、本村分會は事務所を上郷村役場に置き、役員を定めたり。大正七年規約變更、副長を二名、役員の任期を三ヶ年とし同四十五年一月一日分會旗を樹立せり。

允許せられたる帝國在郷軍人會に與へられたる特典

- 一、天皇 皇后兩陛下 皇太子及皇太子妃殿下 行幸啓並に停車場等通御の際、各地方の在郷軍人會員は儀仗兵の妨げとならざる地區に於て、奉迎奉送をなすこと
- 二、觀兵式・觀艦式・特別大演習等に臨御あらせらるるときは差支なき限り、會員は式場内又は一定の地區に於て拜觀すること
- 三、皇族御旅行のときは、各地方の在郷軍人會は敬意を表する爲代表者を出すこと
- 四、毎年時日と人員を定め、離宮及振天府を拜觀すること
- 五、觀櫻・觀菊等の御宴を催されたるときは、其の後日に於て毎年一定人員を限り苑内を拜觀すること

(二)分會長

官等級	氏名	任期	間	官等級	氏名	任期	間
陸二獸醫	佐々木 久之丞	明四三・二一	大五・	陸歩伍	萩野 祐次郎	大五・二一	二四・
海一兵曹	桑 畑 鶴 松	大二四・二五	昭三三・二七	海一兵曹	萩野 麻 吉	昭三三・二八	八一六・三七
海醫中尉	萩野 一 二	昭六三・八一	九・三七	陸歩伍	菊池 長 平	昭九・四・八一	
(三)副長				陸歩伍	萩野 祐次郎	明四三・二一	大五・
陸歩一	佐々木 三和吉	大七・九	一	陸歩上	山崎 政 藏	大七・七・二四	大二・
陸歩上	犬 亦 政 吉	大二・	一	陸曹長	小笠原 孫之丞	大二・一	死

陸曹長	高 橋 廉 夫	昭二・	一	陸歩伍	菊池 長 平	昭三・二・八一	九・四・八
陸歩上	山崎 與右衛門	昭三・二・八一	六・二・七	陸騎上	小 向 宇之松	昭六・三・八一	九・三・二七
海三曹	桑 畑 德之助	昭六・三・八一		陸騎上	菊池 甚之助	昭九・四・八一	

(三)忠魂碑

忠魂碑は大正十四年在郷軍人多年の主唱具体化し、其の醸出金の外に村内有志の寄附金を加へ、金壹千圓の豫算を以て建碑の計畫成り、境域を現位置(内一部分は大寺菊池万之助寄附、其餘平倉第四十六地割五十三番、原野の内二畝廿九歩は五十圓にて、細越第十二地割卅八番の一、山林の内二畝廿八歩は百五十圓にて夫々買収)に卜し、碑材を赤羽根峠に採りて竣功し、九月五日除幕式を舉行せり。昭和八年村有志の寄附により、三百七十圓を以て花崗石の石階段を寄進したり。昭和九年より例祭日、毎年五月十日を十月廿三日と改め、靖國神社秋祭と一致せしめたり。合祀せる神靈次の如し。

明治卅五年一月廿六日	八甲田山雪中行軍中殉難	菊池 德三郎
同 卅八年一月廿七日	清國盛京省蘇麻堡にて戦死	太 田 初 吉
同 卅八年三月五日	清國楊士にて戦死	菊池 萬右衛門
昭和九年七月十四日	滿州に於て罹病廣島に於て公病死	金 濱 義 高

四、從軍者

(一)西 南 の 役	
佐々木 倉 吉(蛇野) 高 橋 吉之助(畑屋) 菊池 松 吉(平倉)	
(二)日 清 戦 役	
歩勳八前 川 民 藏(來) 輪勳八菊池 長之助(板) 輪細 川 幸 吉(細) 步朝 橋 長 松(佐) 輪小時田 金 藏(平)	
輪同 地 平 吉(來) 輪菊池 長 吉(板)	

(三)日 露 戰 役

1 功 七 級
 步一勳八太 田 初 吉(佐) 步一勳八佐々木 三和吉(細) 步一勳八菊池 宮藏(平) 步一勳八菊池 鶴松(平)

2 勳 六 等
 陸軍三等獸醫 佐々木 久之亟(佐)

3 勳 八 等

步一菊池 万右衛門(平) 步一菊池 孫之亟(板) 步一鈴木 兩三九(佐) 步一小笠原 寅吉(來) 步一朝橋 長松(佐)

步一菊池 長左衛門(板) 砲一新田 万四郎(細) 步一林崎 長藏(細) 步一木下 寛次郎(細) 步一砂子澤 寅藏(來)

步一菊池 福松(板) 步一小向 清五郎(平) 步一小向 太郎(平) 步一菊池 卯之松(來) 步一菊池 熊吉(平)

步一菊池 林之亟(細) 步一佐々木 長五郎(佐) 步一佐々木 倉藏(佐) 步一小笠原 三藏(來) 工一森下 常次郎(細)

工一阿部 安吉(細) 步一小林 愛藏(佐) 步上細川 長五郎(細) 步一佐藤 万十郎(細) 步二堀切 政吉(佐)

砲上在家 忠左衛門(細) 輪 鈴木 榮藏(佐) 輪 高橋 寅之助(細) 輪 佐々木 宗明(板) 輪 菊池 小右衛門(平)

輪 細川 幸吉(細) 輪 菊池 百吉(佐) 輪 菊池 常吉(佐) 輪 金濱 源之助(佐) 輪 菊池 留吉(板)

輪 菊池 長吉(板) 輪 菊池 壽太(來) 輪 立花 千代松(板) 輪 菊池 喜三郎(板) 輪 澤田 熊吉(細)

輪 奧寺 丑松(平) 輪 山崎 萩右衛門(佐) 輪 太田 源五郎(佐) 輪 堀切 巳之松(佐) 輪 石田 峯吉(佐)

步 前川 民藏(來) 輪 岡田 吉五郎(平)

4 其 他

步一菊池 彌太郎(佐) 步一佐々木 深七(平) 輪 菊池 倉七(平)

5 從軍せるにあらざるも叙勳の本村兵事事務關係者

勳七等 村長 小原 藤一郎 勳八等 助役 近江 徳次郎

(四)日獨戰役西比利亞派遣

步上菊池 千右衛門(板) 步上菊池 長平(平) 步一中喜右衛門(來) 步一新沼 與次郎(平) 步一佐々木 長十郎(佐)

步一菊池 又藏(板) 砲上菊池 幸之助(平) 步一今野 清之進(平) 步一山崎 兩助(佐) 步一佐々木 長吉(佐)

步一佐々木 與治(細) 勳八太田 貞良(佐)

(五)滿州事變及上海事件

勳七海兵一曹 桑畑 鶴松(細) 勳七海二兵曹 小向 金五郎 勳八海一兵曹 萩野 麻吉 勳八海三兵曹 桑畑 徳之助

步特曹 勳七太田 貞良(佐) 功七勳七步伍 菊池 萬次郎(平) 功七勳八步上 金野 酉藏(平) 步上菊池 長助(來)

步上勳八菊池 福太郎(平) 步一勳八菊池 福右衛門(細) 步上勳八細川 万吉(細) 步上勳八佐藤 平太郎(細) 步上勳八細川 常右衛門(細) 步一勳八金濱 徳藏(佐) 步上勳八佐々木 千太郎(細) 步一菊池 三五郎(板) 步上金濱 義高(佐)

海一機兵功七勳八菊池 忠三 海一機勳八中山 喜六

五、殉國者墓地

位 置	氏 名	殉 國 經 歴
慶雲寺墓地	太田 初吉	明治十六年生、歩兵五聯隊に屬し出征、黒溝台の戦に戦歿
宇南林墓地	菊池 萬右衛門	明治十四年生、歩兵五聯隊に屬し、奉天附近の戦に戦歿
平野原墓地	菊池 徳三郎	明治十三年歩兵五聯隊の大隊雪中行軍に全員と共に凍歿
慶雲寺墓地	金濱 義高	大正二年生獨立守備隊に屬し討伐に従ひ發病公病死

六、戦傷者

氏 名	所 屬 部 隊	戦 傷 經 歴
鈴木 兩左九	歩兵五聯隊	明治廿八年一月廿日、黒溝台に於て腰部貫通銃創
菊池 孫之亟	同	同廿八年一月廿七日、黒溝台附近に於て左上膊挫折右肩胛脱臼腹部貫通銃創
菊池 宮藏	同	同廿八年一月、黒溝台附近に於て左手腕貫通骨傷
小笠原 定吉	同	黒溝台附近に於て大腿骨及左肘貫通銃創

第七章 教 育

一、寺 小 屋 時 代

安政年間に平野原宮澤長兵衛宅に士族水越丹左衛門來り、塵淵には小山(名不明)と言ふ人來りて、それ

ぞれ私塾を開き子弟を教育せしが、明治初年頃に至り二人共老体に至り、水越丹左衛門は遠野町の自宅に、小山は氣仙八日町の自宅に歸りたるにより、遠野町の人佐藤利兵衛代りて塵淵に來り私塾を開けり。又此の頃宇南林奥寺廣治宅に末崎（名不明）と言へる人全く私塾を開きたり。

東細越には安政年間に佐々木清作、明治初年頃中山悦人（山伏觀明院）共に自宅に私塾を開き子弟を教育しむたり。

西細越には明治初年頃、和尚及川興宗慶雲寺に於て、士族新田勇、佐々木彦兵衛宅に於て、新田清見（山伏万實院）自宅に於て、それぞれ子弟を教育しむたりしが、明治五六年頃士族小笠原増治も坂本宇吉宅に來り私塾を開けり。

佐比内には安政年間菊池金十郎、慶應年間佐々木倉藏、明治初年頃朝橋倉七、共に自宅に於て、明治七八年頃士族橋（名不明）と言へる人菊池長八宅に於て、それぞれ私塾を開けり。又醫師鈴木祐仙は安政年間にその子秀琢は明治初年頃、自宅に於て子弟を教育せり。

板澤にては士族末崎新左衛門明治初年頃より曹源寺にありて私塾を開きしが、後大槌の人岩間祖苗代りて子弟を教育せり。此の人後には板澤小學校及平倉小學校の教師も勤めたり。

來内には私塾なく、此の地の者多くは遠野町目澤宮藏宅に行き教を乞へりと。一般に此の時代の教育は全く程度低く、父兄も又知識の高さを要求せず、たゞ日常使用する文字を読み書きする程度にて満足し、學問を多くすると怠者になると長年月勉學するを許さず、普通成績の如何にかゝはらず二三年にして廢學させ、五ヶ年も通學する者殆どなかりきといふ。従つて子弟の入學も少く、一塾たいてい二三十人位なりきと。

子弟は概ね八九歳より十四五歳頃迄の男子にして、殆ど通年通學するものなく、農閑期間の十月頃より四月頃迄通學したり。

教科目は「読み・書き」の二科にして、算術といふものなく、珠算は手習修了後村内の斯道の先輩につき習ひしとか。

教科書として、讀本に大福帳・農家手習帳・庭訓往來・江戸往來・子供早學問・實語教・尙進んでは四書五經等ありしも、普通大福帳・農家手習帳・庭訓往來等を素讀し得れば良しとしたり。されば大學・中庸等迄進む者三四十人中、一二人の少數にとどまれり。

手習手本としては「いろは・數字・名頭源平藤橘・證券類・手紙」等なりしも、主として師匠の書き與へたるを見て、塗板又は半紙に習ひ、一週に一度清書により等級を附されたり。借用證書を自由に書くやうになれば良い者にあらずとして、それ以前に退塾する者もありたりきといふ。

教授は殆ど個別教授にして、優良者は然らざる者の指導に當る事もありたり。

教室は師匠の住む家の一室にして、それに塾生の持ち行きたる平机を並べ跪座するが、成績の如何によりてその席に上下ありたり。

始業時はたいてい八時、終業時は五時にして、朝に朝讀みといふことありて朝食前に行きて讀本を讀むを例としたり。

休日は農家の休業日を以て之に當て、今日の如く日曜といふものなし。

塾費としては月に米一升、錢百（今の一錢）炭一俵を師匠に送り、又正月、五月には禮として鏡餅を持ち行けり。入塾する際は塾生全部に赤飯を馳走する習慣ありたりきといふ。

二、明治五年學制頒布後の教育

(一) 小學校及分教場出張教授所並廢校沿革

イ、上郷尋常高等小學校

明治卅二年七月十二日、上郷尋常小學校を上郷村大字西細越字切掛に設置の令あり。
明治卅四年二月二十七日、同校に修業年限二ヶ年の高等科を併置せられ、同年四月二十七日、大字細越十
二番戸菊池宮松方を假校舎として開校、上郷尋常高等小學校と稱せしが、同年（月日不詳）大字板澤字切掛
第十二地割五十二番地ノ一の新校舎に移轉せり。其の後明治四十一年二月十二日、細越・佐比内・平倉・來
内の四分教場設置の件認可せられ、四月一日より授業を開始す。同時に高等科を廢止し（義務教育延長）上
郷尋常小學校と稱せり。

明治四十三年三月に至り、修業年限二ヶ年の高等小學校の教科を併置することとなり、再び上郷尋常高等
小學校と稱す。

大正四年五月一日沓掛に、沓掛徳之丞方を假教室として出張教授所を設けたり。

大正十年六月工費壹万七千五百餘圓を以て、控所・宿直室及小使室・生徒昇降口・便所等を増築したり。

大正十五年九月工費壹万壹千五百餘圓を以て、木造二階建一棟、建坪五十七坪七合餘及廊下等を増築した
り。

ロ、平倉分教場

明治八年八月十五日板澤小學校の分校として平野原村小向留松長屋を假校舎として開校したりしが、明治
十六年八月十一日平倉村菊池徳太郎長屋に移轉、平倉小學校と改稱す。明治十九年三月、平倉簡易小學校と
改稱し、來内村に分教場を設置す。

明治廿一年五月廿五日平倉村字中野に校舎を新築し移轉す。

明治廿五年四月平倉尋常小學校と改稱す。

明治卅一年四月一日平倉字道の下に位置變更指定せられ、字繫菊池深松方を假校舎として教授す。更に平
倉字中野に位置變更することとなり、校舎新築中、即ち明治卅五年十月五日より卅六年六月一日迄、宇南林
菊池善之丞座敷を假校舎とし教授し、明治卅六年六月二日新校舎に移轉せり。

明治四十一年二月十日此の校を廢して、上郷尋常小學校平倉分教場と稱す。

明治四十三年三月廿六日以後、上郷尋常高等小學校平倉分教場と稱す。

ハ、佐比内分教場

明治十一年一月十日佐比内小學校を佐比内村字川原の農家を買受け、修理を加へ校舎として開校したり。

明治廿五年五月一日佐比内簡易小學校と稱す。明治廿五年四月佐比内尋常小學校と改稱す。明治卅一年十月
改築竣成。明治四十一年二月十日此の校を廢して、上郷尋常小學校佐比内分教場と稱す。

明治四十三年三月廿六日以後、上郷尋常高等小學校佐比内分教場と稱す。

ニ、來内分教場

明治十年八月三日來内小學校創設前、前川彌平宅を假校舎として授業を開始したるが、十一年四月小向門
七方へ移轉す。

明治十八年七月十五日來内簡易小學校と改稱す。

明治廿五年四月一日平倉尋常小學校來内分教場と稱し、小笠原岩吉宅及宅地を買入移轉す。明治卅四年十
一月三日新築校舎竣功につき移轉す。明治四十一年二月十日此の校を上郷尋常小學校來内分教場となす。

明治四十三年三月廿六日以後、上郷尋常高等小學校來内分教場と稱す。

ホ、細越分教場

明治十三年一月十日東細越小學校を細越村字堰口九十二番戸佐藤傳吉小屋に假設したるが、明治十五年四
月に至り東細越村字番屋百番戸西村福藏小屋に移轉したり。明治十八年十一月東細越番屋に校舎を新築し、
此處に移る。明治十九年五月十日東細越簡易小學校となる。明治廿五年五月十日細越尋常小學校と改稱す。
明治卅一年四月郡訓令を以て位置を宇岩崎に指定せられ、荻野留藏小屋に移轉す。明治卅二年七月十二日再
び番屋の舊校舎に移轉す。明治卅三年六月隣地に改築したる校舎に移轉す。明治四十一年二月十日上郷尋常
小學校細越分教場と稱す。明治四十三年三月廿六日以後、上郷尋常高等小學校細越分教場と稱す。

(五) 修業及卒業の児童數

年	度	一	二	三	四	五	六	高一年	高二年			
中	村	甚右衛門	全三、一、九	菊	池	西	松	全三七、三、六	南	部	宇三郎	全四〇、五、〇
菊	池	福松	全四一、三、三	鈴	木	久	助	全四一、三、三	佐	藤	十郎	全四一、三、三
杉	岡	音松	全四一、四、〇	及	川	豊	吉	全四一、四、〇	村	田	善藏	全四一、四、〇
小	森	伊右衛門	全四一、三、三	林	崎	奥	松	全四一、三、三	中	山	萬之助	全四一、三、三
菊	池	市兵衛	全四一、三、三	近	江	徳次郎	吉	全四一、三、三	西	村	熊之助	全四一、三、三
太	田	市兵衛	全四一、三、三	菊	池	周	次郎	全四一、三、三	及	川	文事	全四一、三、三
清	水	實	全四一、三、三	昆	池	政次郎	吉	全四一、三、三	工	藤	深吉	全四一、三、三
金	濱	藤太郎	全四一、三、三	菊	池	清右衛門	吉	全四一、三、三	小	笠	政次郎	全四一、三、三
菊	池	吉右衛門	全四一、三、三	太	田	市兵衛	吉	全四一、三、三	細	川	傳之丞	全四一、三、三
河	野	順作	全四一、三、三	菊	池	徳右衛門	吉	全四一、三、三	菊	池	三平	全四一、三、三
佐	木	宗明	全四一、三、三	藤	池	己藏	吉	全四一、三、三	鈴	木	陽平	全四一、三、三
中	山	松次郎	全四一、三、三	菊	池	稻藏	吉	全四一、三、三	池	馬	助	全四一、三、三

年	度	一	二	三	四	五	六	高一年	高二年
明	治	三	四	五	五	〇	五	一	二
全	大	一	四	四	三	〇	五	一	二
全	正	一	一	一	一	一	一	一	一
全	和	八	七	五	五	八	七	五	五

三、上郷村立農業補習學校

(一) 沿革

明治三十五年四月一日開校の村立上郷農業補習學校(二ヶ年程)は全四十三年三月に至り廢止となれり。其の後久しく補習學校の設立を見ざりしが、大正九年二月十四日上郷家事補習學校創設されたり。然るに當補習學校は女子のみの補習教育なることと、内容その他に於て時代の進運に適さざる點あるを以て、學則を變更し、男子部をも設け、大正十二年十二月三日其の認可を得、上郷農業補習學校と稱す。其の後昭和五年四月四日女子部に後期を設け、學則變更の認可を得現在に至る。

(二) 入學資格修業年限及學科

科	男子		女子	
	入學資格	修業年限	入學資格	修業年限
後期	高等科卒業以上の者	二ヶ年	高等科卒業以上の者	二ヶ年
前期	尋常科卒業以上の者	二ヶ年	尋常科卒業以上の者	二ヶ年
後期	高等科卒業又は補習科前期修了以上の者	二ヶ年	高等科卒業又は補習科前期修了以上の者	二ヶ年
研究科	補習學校後期卒業以上の者	一ヶ年	研究科の教科目は生徒の選擇する所に依る	

(三) 教員

校長は小學校校長之を兼任し、教員は小學校教員兼任しあれば記載を畧す。特に専任教員として採用されし者のみを記す。

氏名	就任年月日	轉任退職年月日	氏名	就任年月日	轉任退職年月日
石橋	昭三、二、一〇	昭三、三、三(死)	小原	昭五、二、一	昭六、三、三
村上	昭六、三、八	昭七、六、一五	古川	昭七、五、二	

(四) 生徒数及卒業生数

年 度	生 徒 数		卒 業 生 数	
	男	女	男	女
大正一〇	一六	一六	七	七
大正一五	二二	二五	五	一四
昭和五	二六	三七	二	一九
全 七	二九	四七	一	一五
全 九	二三	三五	五	二七
			計	計
			一六	一七

四、上郷村立青年訓練所

(一) 沿革

大正十五年四月廿日公布せられたる青年訓練所令及青年訓練所規程に基き、全六月村會に於て村立上郷青年訓練所設置の件を可決し、全年六月廿三日知事の認可を得、全年七月二日上郷尋常高等小學校に併置開所せり。

(二) 職員

主事は小學校校長之を兼任し、普通學科及職業科は小學校補習學校兩校教員にて兼任しあれば記載を略し、専任の教練指導員のみここに記す。

氏 名	就任年月日	退職年月日	氏 名	就任年月日	退職年月日
桑 畑 鶴 松	全五、七、一	昭三、三、三	高 橋 廉 夫	全五、七、一	昭三、三、三
菊 池 若 松	昭七、六、三	全四、三、三	菊 池 千右衛門	昭七、六、三	全五、四、二

年 度	生徒数及修了者数		
	第一年次	第二年次	第三年次
大正一五	二五	三四	二〇
昭和四	二九	二〇	一三
全 七	一一	一一	一六
全 九	二三	一六	一一
			修了者数
			七

五、上郷村青年團

上郷村青年團創立以前に村内に二三の小青年團體ありしが、其の統一並に振興上不便少からず。加ふるに時勢の進運は益々青年の修練と其の活動を要するに至れり。此の時にあたり大正四年九月内務文部兩大臣の訓令並に兩省次官の通牒ありたれば、茲に村内青年を一團とする青年團組織の機運に逢着し、大正五年二月廿日を卜し、村内青年有志數拾名集合して創立委員會を開き、本團を創立することに決せり。

- 一、忠孝の本義を体し健全なる國民善良なる公民たるの素養を修得すること
- 二、智得の修養体力の増進に努め摯實剛健の氣象を作興すること
- 三、家業に精勵し勤儉力行の氣風を振作すること
- 四、社會の進運に鑑み地方産業の發展に努力すること

五、和衷協同以て團體生活の良習を養成すること等である。

創立の當初より本部を上郷尋常高等小學校内に置き、支會を初め五ヶ所（一支會||西細越・板澤 二支會||東細越 三支會||平倉 四支會||佐比内 五支會||來内）に置きしが、大正六年九月六日臨時總會を開き支會の名稱を支部と改め、同時に第一支會を二分し、六支部（西細越・板澤・東細越・佐比内・平倉・來内）とせり。

大正五年十一月十二日岩手縣青年團體聯合會上閉伊郡聯合會組織せらるゝに當り、之に加入せり。

大正六年七月一日會報「上郷村青年團報」を創刊（昭和八年七月第一二九號發行）翌大正七年八月一日附屬圖書館を創設（別記參照）昭和三年十月十日盛岡市岩手縣公會堂に置かれたる大本營の前に於て御親閱を受くるの榮を得たり。又昭和八年三月三日東海岸一帯にわたり海嘯襲來の際、災害救援の作業奉仕として、大槌・釜石方面に四回にわたり實人員五八名（延人員二五二名）團員出動し、配給、跡片付等の作業に従事せり。昭和九年二月十五日より一週間、第一回冬季道場を開設し三十名の修鍊生を出せり。

本團員の資格は、本村内に居住する男子の義務教育を修了したるものにして、滿二十五歳迄の者なり。現在團員二百二十八名あり。

本團の事業の概目を擧ぐれば

- 一、夜學會
- 二、通俗講話及各種講話會
- 三、運動會
- 四、新聞雜誌講讀
- 五、試作地
- 六、團報
- 七、貯金
- 八、圖書館
- 九、植林
- 一〇、産業視察
- 一一、矯風會

等なり。經費は主として團員の醸出する會費を之に充つ。昭和三年御即位記念事業として植栽したる桐の發育不良につき、櫻樹植栽に變更し、昭和九年四月廿四日、日出神社參道に四十本、五訓の森に十本を植ゑたり。

左に歴代團長名を記す。

氏名	就任年月日	氏名	就任年月日	氏名	就任年月日
林 崎	貞太郎 大正五、二、〇	佐々木 三和吉	大正六、三、七	萩 野 祐次郎	大正〇、三、八
昆	政次郎 大正二、四、一	高 橋 六 郎	大正三、三、四	河 野 順 作	大正三、五、七
佐々木	三和吉 大正五、三、六	菊 池 己 藏	昭和三、三、六	鈴 木 陽	昭和四、三、四

六、上郷村女子青團

上郷村女子青年團創立以前本村に處女會あり。此の處女會は大正九年三月廿七日の創立にして、當時家事補習學校生徒を中心とし、會員僅かに三十六名なりき。後大正十二年七月廿八日婦女會と名稱を變更せしが間もなく再び處女會と改めたり。これを昭和二年二月廿日更に女子青年團と改名し、本團の創立を見たり。

本團の事務所は上郷尋常高等小學校内にあり。西細越・板澤・佐比内・來内・東細越・平倉・來内の六支部を置き、上郷村居住の義務教育修了者以上滿廿五才迄の女子を以て組織し、目下團員百四十名あり。

事業としては

- 一、家事職業等に關する知識を涵養すると共に公民生活に必須なる素養を修得すること
- 二、學校圖書館其他教育施設及主婦會等の団体と連繋を密接にすること
- 三、適切なる講演會、講習會、娛樂會等を開催すると共に健全なる讀物の選擇に關し適當なる指導を與ふること
- 四、体操競技等は特に女子に適切なるものを選定すると共に保健、衛生思想の涵養に努むること
- 五、地方の良風美俗の維持發達を圖ると共に生活の改善を期すること

昭和五年五月より雜誌「家の光」を各支部に一部宛配布、團員に廻覽せしめつゝあり。又昭和八年三月三日東海岸一帯にわたり海嘯襲來の際には團員總出動し、村内より衣類等數百點を集め、これを災害地に送り災民等なり。

を慰めたり。

左に歴代会長及團長名を記す。

處女會時代 (第一回)	會長	千葉 玉江	高橋(島津) 美喜
婦女會時代	會長	河野 順作	
處女會時代 (第二回)	會長	河野 順作	
女子青年團時代	團長	河野 順作	菊池 己藏
			佐々木 三和吉
			鈴木 陽

七、上郷村少年赤十字團

本團は赤十字主義に基き相愛擁護の精神を涵養し、且つ兒童の健康増進を圖る目的にて、大正十五年四月廿四日創立され、上郷尋常高等小學校第五學年以上の兒童を以て組織す。現在八班に分れ、團員三百二十五名あり。

事業としては

- 一、赤十字事業の談話
 - 二、衛生の談話
 - 三、災害疾病の慰藉、手工品の寄贈等
 - 四、内外兒童と通信交換
 - 五、講話會、印刷物配布、活動寫真會、運動會、展覽會、慈善市等を開催し、又赤十字其の他の事業施設を見學すること
 - 六、其の他必要と認むる事項等なり。
- 團長は小學校校長之に當る。

八、上郷村教育會

本會は昭和四年四月一日村教育事業を援助し、其の進展を期するの目的にて創設され、事務所は郷上村役場内にあり。會員は上郷村内の學事關係者及有志者を以て組織され、目下會員百卅餘名を有す。會長に村長副會長に校長當り、左の事業を行ふ。

- 一、教育に關する視察研究
 - 二、講演會
 - 三、教育に關する調査研究
 - 四、學校、青年訓練所、男女青年團體事業の後援
 - 五、教育功勞者の表彰
 - 六、兒童の表彰
 - 七、其他教育上有益と認むる事項
- 此の村誌發行も其の事業にして、本村に於ける編著の嚆矢とす。
- 昭和五年十月に「上郷教育」を創刊し、以後隔月發行し教育會の事業、農村教育研究、學事關係、諸記録小學校兒童作品、其他教育上必要と認むる事項を掲載し、會員全部に配布しつつあり。經費は主として會員の釀出する會費を以て之に充つ。

九、各分教場後援會

(一) 細越分教場後援會

大正十四年十二月創設せらる。細越分教場區域内に居住する戸主を以て組織し、この當時の學務委員會長となる。現在會員百余名あり。

部落毎に世話役を置き、集會、其他の世話に當る。役員任期は四年にして、學務委員の交替と共に全く新らしく選任せらるゝ定なり。

本會は教授の實際を參觀するの外、児童校外生活の状況調査後援、教辨物、其他不備の物品の購入後援をなすを目的とし、會費年貳拾錢を醸出す。本會組織せられしより諸教具多く備り、教授上多大の利便を感じるに至れり。校庭東端の國旗掲揚場も本會の寄附によるものなり。

歴代會長左の如し。

- 一、細川 傳之丞
- 二、佐藤 稻藏
- 三、中山 松次郎

(二) 佐比内分教場後援會

本會は大正十四年一月十二日佐比内分教場區域内の戸主又は児童の父兄を以て組織し、教授參考書、教具運動具等の購入及教育上の施設に對する援助をなすを目的とし創設されしが、大正十五年以後中止の状態にありたり。然るに昭和八年六月部落民金五百八十二圓を醸出し教室を増築せる際、其の落成記念としてこれを復活せり。會長は分教場主任、副會長は學務委員當る。役員は會長・副會長の外に相談役・幹事ありて何れも任期四ヶ年なり。會員の會費は毎年金參拾錢にして外に會員の寄附あり。現在の會員九十余名なり。

歴代會長左の如し。

- 大 矢 明
- 三(復活前) 松尾 修
- 三(復活後)

(三) 平倉分教場後援會

本會は教授訓練及養護につき遺憾なきを期するを以て目的とし、大正十五年十月廿日、平倉分教場區域民を以て組織したり。會長は當區域内の學務委員、副會長は全區長を囑託する定なり。役員は會長・副會長の外に理事、世話役、顧問ありて任期をそれぞれ四ヶ年とす。會員目下百余名あり。

事業としては毎年會員の醸出する會費一人金五拾錢、其の他により教具、參考書、運動具等を購入し、又教授上必要な施設に對しては極力應援するものなり。

歴代會長左の如し。

- 菊 池 徳右衛門 (再選)

(四) 來内分教場後援會

本會は教授訓練及養護に付き遺憾なきを期する目的にて來内分教場區域民を以て組織す。創立は大正十五年四月なり。

會長は當區域内の學務委員、副會長は全區長を囑託す。役員は此の外に理事、世話役及顧問ありて任期は四ヶ年なり。會員目下四十名あり。

會員は各兒童の勞力向上を封助し、教育上の施設に對しては特別なる援助をなす外、會費として毎年一人金參拾錢宛を醸出し、教具、參考書、運動具等を購入するものとす。

歴代會長左の如し。

- 菊 池 三平 (再選)

一〇、上郷村青年團附屬圖書館

本館は上郷村青年團に附屬し、上郷尋常高等小學校に附設しあり。博く圖書を蒐集し、青年團員並に一般公衆の閱覽に供する目的にて大正七年八月一日創設され、大正八年二月十八日開館式を舉行せり。目下書籍三百余冊にして、四月より九月迄は午前七時開館、午後六時閉館。十月より翌年三月迄は午前八時開館午後五時閉館にして、手續によりては圖書携出を許し、又公衆閱覽に供する目的を以て圖書の保管を委託する制度あり。經費は毎年豫算に定むる所の團費を以て支辨し、又寄附による事あり。

昭和三年一月十九日岩手縣圖書館協會に加入せり。

一一、上郷村社會教育委員會

昭和八年十一月十八日、縣知事より佐々木三和吉、鈴木陽、荻野七郎、鈴木榮藏、菊池萬重郎、菊池徹龍、細川郷助、菊池大等、小管精一の九氏、社教育委員に囑託せられたるにより、縣社會教育委員設置規程によりて上郷村の進歩發達を圖るため、其の社會教育上必要なる各般の實施事項を協議し、委員は之れが効果を擧ぐることに盡瘁するの目的を以て、昭和八年十二月七日日本會の組織を見たり。全日第一回總會を事務所たる上郷村役場に開催し、會長に佐々木三和吉氏を、副會長に鈴木陽氏を擧げ、今後の活動につき協議し、會長に於て必要と認めざるの外は毎年三月、七月、十二月の三回會長の指定したる日時に於て、委員會、總會を開くことに決せり。

第八章 神社

一、村 社

(一) 日出神社

祭神大己貴命・少彦名命にして阿曾沼朝綱の勸請したるものなり。往時の祭神は藥師如來にして、元氣仙郡秋丸（現在の地より約二十町の所）にありしを現在の地に移せるなりと。

寛文中南部直榮眼病平癒を祈求するに功驗顯著なりとて崇敬深く、社領五石を寄進し、年々奉幣參向あり。現在の石階段は南部信彦の寄進、社殿の西方にある桂木の根本の穴に溜れる水を以つて眼を洗ふ習慣あり。日出神社棟札櫓製長さ四尺許。

明治五年十月村社取据。祭日陽五月十七日（元陰四月十七日）鎮座地||大字細越字岩鼻、氏子||上郷村大字細越・全平倉・全板澤・全末内なり。

(二) 六神石神社

祭神少彦名命にして、大同年間青笹村大字中澤高屋なる六角牛山麓を初關し、六角牛の神靈を奉齋したる

に濫觴し、次いで釋圓仁の法弟別當となり、宮寺として善應寺を建つ。後住居の四座の神を合祀せしより住居の社と呼ぶ。明治維新後六神石の文字に改む。

阿曾沼末葉の頃には神殿山門宏壯なりしと。境内森林鬱茂し幽邃なり。早池峯、石上の二山の神と共に遠野三山と稱せらる。祭日陰八月十五日、鎮座地||青笹村大字中澤、氏子||青笹村・上郷村の内大字佐比内。

二、無 格 社

(一) 伊豆神社

瀬綾津姫命を祭るとあるが、田村鷹將軍征夷の時代拓殖の一手段として遣はされたる婦人に三姫あり。（御産田、御産畑の舊跡。今尙存す）大同年間上郷村大字末内の夷俘始閣藤藏（氣仙郡高田より來りし獵夫なりとも云ふ）之を信仰し。六角牛山（第一姫）石上山（第二姫）早池峯山（第三姫）を初關し、神靈に感じて山上に神祇を奉齋したりとの傳説あり。後南部氏の時代中館氏地頭の故を以つて、天文二年三月二十日之を再興して伊豆大權現となす。明治維新後伊豆神社と改む。往時の神田には清淨を尙び、施肥をなすことなく稻を植え付け、祭儀の供獻となすを例とす。棟札四枚、祭日陰八月十二日（元は陰九月十七日）鎮座地||上郷村大字來内字權現。

(二) 赤羽根稻荷神社

祭神稻倉魂命を祭る。平倉千右衛門京都稻荷山愛染寺より勸請せりと。天明八年八月廿二日に現宮に奉遷祭典す。南部氏の時代福田氏代參せり。祭日陰七月二十日。鎮座地||上郷村大字平倉字赤羽根。

(三) 繫稻荷神社

祭神稻倉魂命にして、早瀬川左岸の山腹にありて對岸の双金館に望む。遠野南部氏家臣福田氏の内神として遷座せるものにして、例祭には福田氏の代參あり。稻荷田（現在小時田金藏宅後）より執れる御供餅を搗

きしものなりと。祭日不定。鎮座地||上郷村大字平倉字繫。

(四)熊野神社

祭神伊弉那美命にして幕坪の内神として祭る。本尊一体の金佛を安置す。右隣に六神石神社あり。祭日不定。鎮座地||上郷村大字佐比内字幕坪。

三、堂 祠

(一)伊勢両宮社 天照大神豊受大神を祭る。祭日陰六月十五日。鎮座地||上郷村大字細越前谷地

(二)駒形社 馬頭観音を祭る。祭日陰四月八日。鎮座地||上郷村大字板澤字赤川

(三)大天魔社 祭神不詳。佐比内馬木の内の氏神。祭日不定。鎮座地||上郷村大字佐比内馬木の内

(四)愛宕社 本尊地藏尊を祭りしものあり。祭日陰六月廿四日。鎮座地||上郷村大字佐比内河原

大檀那及地頭中館氏の武運長久を祈りしと。修覆せるは弘化三年六月廿四日。

(五)室木稻荷祠 祭神稻荷明神。祭日 鎮座地||上郷村大字佐比内字室木

(六)板澤稻荷祠 祭神稻荷明神。祭日 鎮座地||上郷村大字板澤

(七)林崎稻荷祠 祭神稻荷明神。林崎館の氏神。祭日 鎮座地||上郷村大字細越字林崎

(八)杵掛観音堂 早瀬観音にして高さ一尺の観音像あり。田村鷹將軍征夷の時勸請したるものと傳ふ。又閉

伊頼基の室乙羽姫の崇拜せる観音を安置せりともいふ。像は後世の作ならん。

祭日不定。鎮座地||上郷村大字細越字杵掛

(九)平倉観音堂 大同二丁亥歳創草なり。釋圓仁(慈覺大師)一木七体の十一面観音を獨自彫刻して七ヶ村

へ安置せるといへる一体の尊佛なり。元谷行山細山寺の本尊靈像なり。社殿は福田氏の再興し

たるものなりと。鎮座地||上郷村大字平倉

(十)澤口観音堂 太田初吉氏の先祖の観音像を祀れり。鎮座地||上郷村大字佐比内澤口

(十一)祖師堂 日蓮宗を信仰せる人々の計りて建てたるものなり。堂宇は元住居の社殿なり。

鎮座地||上郷村大字佐比内幕坪

第九章 宗教

一、概 説

上古此の東北地方は一般に日高見國といひ、異民族(夷人)の住みし地なれば、其の崇拜する所のものも多きは之に由來するものにして、本村の先住民族の遺跡などによりても、自然教や動植崇拜、庶物崇拜など行はれ、鏡玉、石柱、樹木、小嶽、小動物等をその神体と思惟せしこと明かなり。後大和民族、出雲民族の漸次壓到するに至りて、神佛祭祀の修法の融合を経て種々の變化を來すに至れり。殊に神佛の崇敬は阿曾沼氏に於て撫民政策の一として行はれたるものゝ如く、蓋し僻陲の豪強制し難きの人心を緩和する手段として信仰の力を籍るは最も必要なるを認めしに因る。又南部氏も轉領以來歴代の領主を通じ敬神崇拜を旨とし、観音、薬師、稻荷の勸請をなし、佐比内、平倉、來内、細越、板澤に祠堂建立及神社、佛寺の新設再興をなし、中館氏及福田氏地頭の故を以つて、その例祭には代參として派遣せられたり。而して此前後既往の間に於て佛教僧徒及檀信徒の寄進により寺院伽藍を建立、佛体安置し、弘法廣益に努む。

降りて明治維新後は、大教宣布のため教導職を置き、神官僧侶をして協力本教を固守せしめしが、翌年神佛各宗合併の宣教を禁せらるゝに及び、神道教導職専教し、明治十七年之亦廢止と共に各教會に於て神道宣布する事となれる結果、神宮教獨擅の状態となり、明治三十二年神宮奉齋會の組織に變更せらるゝ後も現狀を保持しつゝあり。又佛教に至りては維新前の優勢に比すれば、多少傾微の情形なきに非らざるも、尙盛んに行はれつゝあり。天理教、大本教等の神道より來れる宣布も稍多くなれり。

特殊の民間信仰としては馬形神の祀祠を到る所に存し、中には古く阿曾沼氏時代の勸請にかゝると傳ふる

もの、馬を愛惜するの切情より死馬を瘞埋せる地に駒形、蒼前若くは馬頭觀音の碑を建立し、馬魂を靈格化するものあり。其他陰六月十五日農家によりて馬つなぎの行事あり。信心の人々によりて建てられたる古峰神塔、庚申塔、山神、雷神等の碑所々に存す。

民間信仰中、迷信に屬する行事としては「オシラ神」の崇拜なり。遠野古事記に、寛永の初年項にありとするもの所謂之にして、男女二体乃至四体の耦神にして、尺餘の桑の木を用ひ、上部を刻みて馬頭又は姫頭の面をし、毎年衣装(イシャウ)を着けると云ひ、布帛の裁片を以つて中央の穴を開けたる頸の部に差し置く。之が信仰の家に定まりあり。大抵主人の命日に行ふ。一定の期日には祭祀を行ひ、女巫を請じて祈禱を司らしむ。女巫咒文を誦しつゝ家人の頸上に神体を振り搖し、避禍息災の禁厭と爲したりと。蓋しオシラ神の本質は、古代に於ける蝦夷の神の殘遺ならんといひ、或は更に悠久なる先史時代の北方大陸に固有なる「シアアーマン教」の歸化せしもらんともいふ。

又隱念佛と稱する佛教より導かれし一種の迷信は万延年間より行はれ、信徒夜中に秘密の集合を爲せしも案倫壞風の弊を伴ふ故を以つて禁止せらるゝと共に殆んど影なく、阿曾沼氏當時よりの庚申講、愛宕講等は今尙部落によりて盛んに行はれつゝあり。

二、寺 院

(一) 曹洞宗慶雲寺

イ、由 緒

深澤山慶雲寺と稱す。細越第五地割六番地森の下にあり。開基雪翁恕積和尚とあり。初め現在の南方約十町の深澤山にありしを三世一翁丹益和尚の時代に移せり。蓋し此の所地僻にして榛莽の鎖ざす所となり、寺僧永住する者なきこと久さしく、仍りて佐比内字暮坪に地を卜し開墾を企て、當時佐比内細越森の下一帯を

開墾せし近江の人彌右衛門は、山林畑地若干を寄進維持の資と爲す。實に慶長二年とす。後三代目孫伊右衛門又本堂及田畑を寄進し、彌右衛門の瞑福を祈る。二回火災に遭ふ。

ロ、歴代住職名

開基 雪翁恕積和尚	二世 京岩存朔和尚	三世 一翁丹益和尚	四世 得應俊道和尚
五世 大虚廓然和尚	六世 一灯祖官和尚	七世 天石歡補和尚	八世 雷山薰法和尚
九世 得峯寅隨和尚	十世 大圓獅哮和尚	十一世 大賢梁瑞和尚	十二世 花山拈笑和尚
十三世 俗霜忍弘和尚	十四世 薰應文山和尚	十五世 心翁興宗和尚	十六世 雲學法隆和尚
十七世 現住輝禪和尚			

(二) 曹洞宗曹源寺

イ、由 緒

山曹源寺と稱す。大字板澤第二十四地割九番地にあり。天正年間雪翁恕積和尚開基とあり。元新瀨縣岩船郡村上町在耕雲寺の末寺なりしを、南部氏の時土淵村常堅寺の末寺と定められたり。初め現在の地より約五町裏にあれども天明四年火災に罹り移轉せるものなり。本郡小友村西來院はその末寺なり。九世和尚の時本堂再建す。大般若六百卷を藏す。

ロ、貉 堂

當山二世和尚(元和年間)より三世和尚(安永年間)まで約五十七年間大貉棲息したために無住の状態なりしを、三世和尚之を剃刀一挺にて見事に退治せしより此所に貉堂を建立し之を祀れりといふ。

ハ、歴代住職名

開基 雪翁恕積和尚	二世 旦室俊朔和尚	前任 月寒香正和尚	全 雲山香龍和尚
全 機外太全和尚	三世 量屋正壽和尚	四世 得峯禪隨和尚	五世 雄峰一英和尚
六世 洛山卓立和尚	七世 大安寬中和和尚	八世 万山衡岳和尚	九世 鐵山祖林和尚

- 十世 泰鷲笑山和尚
- 十一世 英宗祖元和尙
- 十二世 禪智徹定和尚
- 十三世 佛眼祖雄和尚
- 十四世 法圓祖苗和尚
- 十五世 南海真龍和尚
- 十六世 現住徹龍和尚

三、他町村寺院の檀信徒及其の宗派

- (一) 曹洞宗
 - イ、喜清院(青笹村)檀徒三
 - ロ、對泉院(遠野町)檀徒七
 - ハ、大慈寺(遠野町)檀徒三
- (二) 眞宗
 - イ、万通寺(青笹村)檀徒二
 - ロ、万福寺(遠野町)檀徒一三
 - ハ、聞稱寺(綾織村)檀徒二
- (三) 淨土宗
 - イ、善明寺(遠野町)檀徒二
 - ロ、西教寺(松崎村)檀徒三
- (四) 時宗
 - イ、常福寺(遠野町)檀徒三
- (五) 日蓮宗
 - イ、智恩寺(遠野町)檀徒二

四、神道

明治八年まで法院(山伏)と稱せるものなりしが、次第に神道教派の宣布となれり。現在に於ては左の如し。

- (一) 神宮教 教導 一
- (二) 天理教 全 一

第十章 風俗

一、概説

本村の先住民族の住居は所謂アイヌのチャシにして、來内(砂子澤、小沼澤)佐比内(馬木の内)細越(沓掛)平倉(赤羽根)繫(羽金)等諸所に其の痕跡を見る。

尙彼等は石器・土器の如きを使用し、鳥類・獸類等を捕獲し之を食し、衣服は木皮・羽類を用ひて生活を營み居たりしが、漸次大和民族に征服せられ、征服手段として屯田制を執りて、大和民族と雜居せしめ、農業を營ましめしが故に遂に同化せられたり。然れども其の風俗も亦古來素朴の風を存致し、慶長・元和の頃より元祿年間に至るまでの間は、凡て地を鑿つて柱を立て、薦を垂れて戸口に代へ、風雨を凌ぐに過ぎざりき。其の後阿曾沼氏時代に至りて稍生活情形を變化し、南部氏領有以後に及びては、維新當時まで現在多く見らるゝ從來慣行の生活状態をなせるが、維新以後に至りて民家も次第に都市状態の模擬となれり。尙交通機關の發達に伴ひ變化し來り、暮坪方面は青笹村中澤方面より、來内は下有住村及遠野町方面より、平倉は上有住村方面より、細越は土倉方面よりの風俗を移入し、日常の言語も固有方言の外に、各部落によりて多少異なるを見る。

年中行事及吉凶・慶弔の儀に至りては共通する所あるも、特殊なるもあり。

二、衣服

概して質素にして往時は多く手織の麻布を用ひて常服となせるが、現今概ね綿服を需要す。中流以下にありては絹布を常用すること罕なり。農業其他勞働に従事する者は男女を通じて筒袖又は無尻(筒袖の短物)を上衣とし、服引を着用するを常態とし、外出の際は筒袖無尻(俗に長短と稱する物)又は短物の半胴服を着用す。現今にては股引の代用に乘馬ズボンを用ひ、上衣として洋服を着用する者多くなれり。

冬季に常用する各種の履物（方言、ツマゴ・シンベエ・ゴンベエ等の類）は藁にて作りしが、今日にはゴム靴を代用するもの多し。罕に獵夫等の高山の氷雪を跋涉するに穿用する一種の標（カンジキ）を使用するもあり。

又覆蔽、今日の外套用として「引廻シ」といふ本線にて作り、中紙を心として作れるものを用ひ、或は赤毛布を使用せるなり。其他の雨具等は他地方のものとなし。頭には手拭を蔽用す。頬冠り・鉢巻等を用ゆるを習慣とす。殊に女子にありては中年輩より頭に手拭を纏ひたるが、時代の趨移と共に次第に變化しつゝあり。

三、食 物

一般に粗食なり。米を常食とする者少なく、多くは粟・稗・麥等を混じて炊き、中流以下にありては稗・粟を主として之に米・麥を少量雜ゆるなり。偶々小麥焼餅・粉煎・團子等を作り、又節々の休日には糯米餅等を作り之を補食す。餅・とろろは飯及酒は客人接待の最高級品なり。

副食物としては一般に蔬菜の類を取り、魚介を海岸より入れ、時々河魚を捕獲し之を食し、鳥獸其他肉類は禁忌する者あれども、近時漸く多く需要するに至れり。

四、住 居

家屋の構造は防寒の必要より深く壁を塗り圍み、土籠りの遺風を存す。農家は概して曲り屋となし、東側は壁にて塞ぎし、正面本宅、側面は廐舎、之と連絡する土間（作事の用に供す）の三部に分たるゝも亦防寒の爲めなりしが、遂に變じて普通建築の形式となれり。中流家屋の様式として正面の本宅には大抵、奥座敷前座敷・中間（又は茶の間）常居・寢部屋・臺所に分たれ、更に吟味せるは座敷外に縁側を設く。下流にあ

りては座敷を寢室とし、常居を以つて臺所を兼ねる風あり。阿曾沼南部の時代にありては、奥座敷に床前なく、屋根の上には草摺持を用ひず、柱は丸太柱にて壁は大壁と稱し、壁にて柱を蔽ひたるなりと。特殊なるものには屋根桁を三角形になす風あり。蓋し防風のためならんか。明治二十七年建築規定制定せらるゝに至り次第に變化し來り、今日の結講を見る。從來の建築様式は主に氣仙郡にて行はれし風なり。之等の様式も交通機關の發達に伴ひ都市状態を模擬するの變化を見るに至れり。

五、冠 婚 葬 祭

(一) 婚 禮

婚禮は頗る盛大にして概ね媒酌による。稀には自由意志によるもあり。男子は十八歳位より二十三歳位まで、女子は十六歳より十八九歳位まで最も多し。近時次第に婚姻年齢遅るゝ傾向ある外儀式の改革を必要と認むる者多くなれり。

イ、口 合 酒

二十年以前までは許婚（イヒナヅケ）といひ、幼時より婚約を結びし者ありしが、何れも親達若しくは媒介人によりて決定すれば口合酒を立て、大概酒と肴を仲人は嫁又は婿の貴方の代表者を訪ね、親類相集り饗應の中に婚約を決定す。

ロ、祝 物

媒介人吉日を選び婚家へ祝物を立て、日取・順序等婚禮に關する事を決定す。祝物は其家の資産程度によりて異なるも、大体左の如し。
式服一通、紋服（大抵絹物）羽織、袴、綿入、帶等、簞笥、手箱、其他夜具等。
男子は羽織袴一通、不斷着一通、着換働着（木綿物夏冬の物）簞笥等夜具。

ハ、儀 式

當日は花嫁又は花婿が案内のために配遇者の家を媒酌人夫婦（俗にお齋の神）貴方の主人代表者（お貴様）お客様及お供者等行列にて訪ね饗應を受け、夕刻になりて酒肴を頂戴致し、箆笥・手箱・夜具・其他を携へ、花嫁・花婿等行列をなして貴方の家へ入る。之より配膳をなし盛大なる儀を擧ぐ。後誓約の盃事をなす。（此際古式の謠曲を謠ふ）終りて再び主人より御禮の饗應をなす。翌日里歸といひ新郎婦共里方へ行く。貴方の家にて親類・手傳の人達の餅振舞あり。

(一) 年 祝

年祝の儀は男子二と五、女子三と七と九の年に行ふ。陰曆二月一日より三日の中に此の年に當る人は、親戚を招き御馳走を振舞ひ、禍を福に轉ずる意味の式を行ふ。

(二) 新 宅 祝

新宅祝も葺替祝と同じく（葺替は二十年乃至三十年毎）一代一度の行事として、各部落の人々繩萱を持ち寄り相互に葺く。葺き終ると餅まき其他祝事があり、粥食の行事を行ふ。

(三) 出 産

産家にては他家の人に其の家の火を使用させぬ風習あり。山働に行きても火を絶対に用ひぬ風習あり。銀治屋にては金物を使はぬといひ、炭焼は炭窯が裂けるといひて休む。忌は三日にて斷つ。男子出産すれば五日、女子出産すれば七日にて枕下げの祝事をなす。

(四) 葬 禮

主として佛葬なれども神葬にて行ふもあり。

(五) 祭 禮

神社其他の祭禮は修拔・祝詞等の祭式を行ひ、神樂を奏する。此際、民舞・相様の奉納あるを常例とす。

六、民 謠 民 舞

(一) 民 謠

殊更に記すべきものなく、左に一二を掲ぐ。其他は共通するもの多し。

イ、目 出 度 節 (八十年前より今尙宴會などに謠はる)

この家屋敷は目出度い座敷 四つの隅から黄金涌く 一つに嫁とる二に孫抱いて 三つによろづの藏をつく。
金のなる木はないとは嘘よ 辛抱する木に金がる 咲いた櫻の枝折る奴は 情知らずの山鳥

ロ、一 つ と せ

一つとせ 代かく種まく 畝つくる それでもたんぼは万作だ やれよいぞ世中
二つとせ ふたて三地で 三升でる 後先見たればゆるくと やれよいぞ世中
三つとせ 三つ子のはて さげのめ それでも箆笥に千兩箱 やれよいぞ世中
四つとせ ヨホ世中の よい時は 百に米は三升する やれよいぞ世中

ハ、田 植 唄

○前 口 上 門には三階五階の松を立て

當年な若水變りし御目出度く 四海太平谷安全 九界の海の打ち渡し 十方世界を守らんと
御家には七重しめを張り 六根清淨明かに 八生人のおふる様 其の時年徳神様の御馳走に 千里の外も追ひ拂ひ

七本さうくん御明の國 最早やお田植始め始まりますぞや、小鳥すだれ尾の長々しきは下手口上、長言かしくと留め申さんなり。君様迄、万の上の御通うぜ。

御祝儀お田植うやまつて申す。

○芝 拂

年始明けまして、目出度う申し上げやあれ、さいといもんにさいとうごろ、これほど皆様のお寄合に、何と珍らしき小唄一つあるまのやい。

○入 葉 の 唄

○馬 ぼ め

東西是のお旦那様御免なれ、まつた嬢様さべんなれ、今日吉日よけれや、あつちにも田植こつちにも田植、お田植何れあまれくのことなれや、この若者共にはかに思ひくはだち、見取學問に御座候。かつこびようご笛太鼓、ひつりき程もあるにつき、馬を馬をとらばれや、これのおきのみまやにたつたりし、せ七き八分たつたりし、秋三才のどりの駒の御体は、深山澤邊の冷し方、黒羽の龍とも見えにける。兩眼白銀鼻口びるに勇あり。左右の耳のたつたりしは、法華經の八と見えにける。振髪等のあれたるは、千松原の小風は、そよとそえてなびきし風情あり。背おひすではなやかなり。尾髪ざんざとあれたるは、み山嵐の細腰は、嵐にうて岩にさつくとかより風情あり。四つのも肢大力に見えつまつけれや、つゞ高く龍の毛をつり拂ひ、疲かれあれまじきの名馬なり。うんま追ひかひ御座なされ候が、なんと川口町のやん十郎、千具の鍬揃ふてお唄かゆい。

○鍬 揃 ひ

一くに二く三ぐでないか、三ぐに七くは十でないか。十づゝ十で百でないか、百づゝ十で千でないか、どつこいよいが。

○かへ田打ち

チョウジヤ(長者)殿かな、千具の鍬はかへ田打がな、揃へたがな。

○えぶりすり

わぐる(上畦畔)へさらりとすりするは、黄金の水。下くろへすりするは、白銀の水。向ふへさらりとすりするは、悪魔を拂ふの水。手の前にさらりと引きまするは、是のお旦那様の福の水。中へしよぼりしやんとすりおさめまするは、お田の神様の喜びの水。

○たうなへ打ち

前田千刈、大黒早稻、後田二万刈、御され糶、すど四万刈、大さんすけ小さんすけ、すだよしまで打ち渡す。

○植 方

あさよはか、みのやくちにおいたる松は何松、人間は五葉の松、五葉の松の一つの枝に、通る鷹は巢をかけて、黄金玉は九つ、一つをばお上へ上げて、やつて長者と呼ばれた。

○稻 刈

門に門跡門櫻、門に門松祝立て候。二十三夜で、さらり〜

○稻 上 げ

世中がよけれや、からが七尺、穂が五尺、なんたる馬にも、八つ穂つけた。八穂はそらこそ、十穂つけた。

○こ き 方

といてやといて、こきやれぢや、たんぼに稻をこきやれ。といてやといて、こきやれぢや、早やんとこきやれ。そこいけ、やれこけ。

○お し 方

これ後のしづくしの竹、今日から始めてきりよこまかに

○ふ き 方

つんばくら横屋のはふに巢をかけて、よれふけ〜と、さやづる。

○樹 數、 箕

白に八斗、箕に八升、七樹、八樹、九樹、十樹、五斗五斗。

○新 倉 打

すがの木山の楠の木を、お舟に作りし今下し、おん町方へ乗り出し、おん町方の中頃に、黄金の柱を立て揃ひ、棟木をかけて平かに、お屋根は小判で、こけたふき。

○俵 納 め

正月の正月の、おひどい二日の門松に、よろづの寶を積み納め、柱するかれ、さす黄金、窓は切窓、錢すの子、錢の目戸から朝日さす。

イ、春 田 打

寛永初年頃より寶曆の頃まで繼續したりといふ。毎年正月七日登城の折老若男女の面と烏帽子を被り、謠を唄ひ、小鼓太鼓にて囃し、田作を悦ぶ舞。舞五番の終りにて御祝頂戴仕る。現在の田植踊と多少の差異あり。

口、田 植 踊

農人耕作の勞を慰するため鼓笛の類にて調子を合せ、長い柄の唐團扇を持ち、冬季雪の上に松葉を植え、田植に擬し、小作人と地主の豊作を悦び、或は可笑の技を演じたるものにして、田樂の古意遺風を殘存せし變形なるが如し。歌句より推して陸奥藤原氏全盛時代に、田樂を變化せしめて特殊の踊舞を形成したるに非ざるか、而して阿曾沼氏の中葉より更に潤飾を加へたるもの、如く覺ゆ。

現在佐比内・暮坪にある田植踊は、古老の傳ふる所、仙臺黒川より兄弟の者此の遠野郷に來り、兄は中澤、弟は平の原にて教へしものなるが、これは中澤より來れるなりと。

又來内にある田植踊は同部落を開墾せる治郎八なる人、寛永の頃仙臺より習ひしを毎年正月登城仕り、田作を悦ぶ舞として行はれしを、後南部公より特に感賞を蒙り、菊池惣七の世話により向鶴の御紋服と賞狀を下賜せらる。

一一七

八、鹿

踊

傳ふる所閉伊郡駒木（現在松崎村大字）に始り、其れより板澤村（上郷村大字）に傳はり佐比内・暮坪に傳はれるなりと。鹿の頭の立物に本家の九曜星あるは南部公よりの下附せられしものなり。

此踊、鹿の山野に於ける自然的常習を擬して戯曲に組立てたるものなるが、駒木村の一農夫遠江國掛川に於て興行せしを見、之を傳ふ。故に掛川踊ともいふ。有名なる岡崎の獅子踊を指せるなるべく、従前の鹿踊に岡崎踊の別曲を調和して潤節を加へしものならん。

二、劍

舞

來内にある劍舞は氣仙郡下有住村より來れるものなるが、多分鎌倉時代の土氣を表はせるものにして、陸奥藤原氏全盛時代に田樂を變化せしめ、之に特殊（念佛讚）の踊舞を形成したるにあらざるか。

ホ、虎

舞

大字暮坪にある虎舞は、同部落朝橋長松（現在死亡、子孫釜石に居住）氏が日清日露の役に滿洲に出征せし折、支那の行軍を見て傳へ、後中澤桶屋の某より堀切留之助氏之が相似せる舞を傳習せるものなりといふ。

へ、神

樂舞

國常立尊・伊弉・伊弉尊の三柱神を禮讚せる舞にして、平倉部落に現在行はれるは明治三十四年の頃當部落の人、京太郎の世話により塚澤より傳習せるものなりと。

七、年中行事

(一) 農家の休日及行事

- 陰曆正月 一日 元朝参り。生徒師匠禮
- 全 二日 姑禮（嫁婿の里歸り）二晩泊る者多し
- 三日 七日まで休日
- 十一日 白飴を食す（鬼に舌を抜かれるといふ）
- 十四日 此の日より小正月と云ひ、餅をつきて食す
- 十五日 團子を稚木にならせる（中には大判小判等寶を吊す）

畑蒔きといひ、藁にて稻はせ、粟蒔、豆蒔、粟穂（粟木）等にて家の中に行ふ。雪には松葉をさして田植模擬をなし、春の田植の事決定す。借りた金銭物品を返すべき日。此の夜は器物の年取といひ、團子や餅を供へる。正月中最も多忙なる日。牛馬及鳥の年取にて團子を與へる。牛馬の首に餅を入れた袋を下げる。此の夜は附馬牛村の荒川駒形様へ夜通にて参詣す。

十六日 寺詣り（地獄の釜の蓋も開くといふ日）

牛馬の首より袋を外して朝早く駒形様へ参詣させる。此朝朝食前に荒川より歸る。

- 十七日 二十日まで休日
- 廿九日 二月の年取といふ
- 二月 一日 年祝（近親、親交者等）男子二と五、女子三と七と九の年に行ふ
- 二日 三日まで休日、厄拂ひ厄落すといひ、此の年の人祓をなす。
- 九日 八皿といひ幣束を特て神詣をなす
- 三月 三日 雛の節句。小供等は物品を出し合ひ川原にて（釜子炊き）をなす
- 十六日 十六團子を作る
- 四月 八日 釋迦の誕生日。寺詣りをなす
- 五月 五日 端午の節句。師匠禮
- 六月 一日 齒がため。乾餅を食す。又餅つきをなす所もあり。
- 土巳の節句。單衣の着初め。
- 此朝早朝（朝日の出でぬ中に）朝露を踏むを吉相なりとす
- 馬子つなぎ。繪馬を一績きの田畑毎に早朝南方へ向けてさして歩き、野神様の來るといふて神々を拜す
- 愛宕神社祭典休日
- 廿四日 七夕祭り。赤飯を佛前に供ふ
- 七月 七日 御法界。施餓鬼供養をなす
- 十三日 十六日まで休日。墓に供物をなし松火を焚く
- 十六日 佛送りといひ施餓鬼供養物を納める。十六團子を作り寺詣りをなす
- 十七日 觀音様
- 二十日 二十日盆。休日

三十日 晦日盆。休日として休む家あり
 八月 十五日 十五夜明月。餅、大根、豆、栗等の珍物を供へ拜す
 十月 二十日 恵比壽祝といひ夜餅をつく
 十二月 三日 稻荷明神の年取。餅つき。油揚げ魚肉を供ふ
 七日 一日より七日まで眞宗信徒御精進寺詣り
 八日 薬師勘定。醫師へ薬代其他の支拂をなすを例とす
 十日 大黒様の年取。まつか大根二本を供へ竹を入れて三度廻して拜む。
 十二日 山の神。門松を立て山仕事を休み餅を搗きて拜む。
 十三日 宇南様
 廿三日 餓鬼大師。萩と桃の箸にて食す
 廿四日 愛宕明神へ参詣
 廿七日 煤掃き
 廿八日 豆腐摺り。年取お仕度
 廿九日 餅搗き。
 三十日 大晦日。年取。門松、締繩、供餅等を飾り年越の祝をなす

第十一章 産 業

一、概 説

熟々本村の産業を観るに、廣袤九〇平方軒、耕地九二〇ヘクタール、山林五、〇〇〇ヘクタールを有し、地味肥沃ならずと雖も之が利用開發に努力せんか相當の利益をあげ得べし。然れども諸種の事情は村の發展を阻害するものあり、即ち海拔三〇〇米以上の高原なるを以て、秋冷早來し、作物の種類を制限し優良なる品種を栽培すること困難なるは勿論、冬季長きを以てその農耕期間を短縮

し、凶作に襲はるゝことも屢々なり。最近七ヶ年の狀況をみるに、昭和二年の凶作、同五年の雹の被害による減收、同六年の凶作等の三回に亘る凶作及び減收はその一例を示すに足るものにして、他町村に比し著しく反當收量の少きを示せり。村民這般の事情を考へ本村産業の特質を理解し、採長補短自然的境遇に最適の經營法をとらざるべからず。然るに經營法その域に達せず漫然事業に着手し、徒に天恵の薄きを嘆じ發奮努力を缺き、或は舊慣を墨守するの風を脱せず、耕種及びその他の副業總てその施設經營改善の餘地多く、從つて生産能力未だ十分に發揮せられざるもの多し。

而して資本固より潤澤ならず、僅に金融機關として産業組合あるも未だ十分に機能を發揮せず、又勞力の利用按配宜しからず。特に冬季農閑に氣候寒冷積雪多きため大いに勤勉の風を妨げ、且適當の副業なきを以て生産的勞力の發揮を見ず。又生産物の賣買方法は販賣組合を利用すること少く且敏活を欠き、規格の統制なく、競争場裡に勝利を期し難く革新を要する所なり。

かゝる現況に鑑み、村當局は村農會と協力し昭和四年九月上郷村産業是の確立を行ひ、本村經濟の全般に互り計畫的且組織的に整備改善を圖り、農業經營の基本的要素の整備活用、生産販賣、購買の統制、金融の改善、産業組合の刷新及産業諸團體の連絡統制、備荒共済施設の充實を期し、隣保共助の力により實行を期し、村民の富力増進に力めつゝあるにその實績誠に良好にして、昭和八年二月十一日紀元節の佳辰に方り本縣知事より産業是實施優良村として表彰せられたり。

二、農 業

(一) 耕種法改良過程

1、米

米は木村生産物中主なるものにして、その産額も耕地の擴張と共に漸次増加しつつあり。併し之が栽培は

縣下にて最も高原なる地帯なる故、年による豊凶の差甚大にして、稻作の適應品種を撰出すること困難にして全村の最も苦心する所なり。故に品種の試験を續行し改良統一を圖り、大正十二年、米採種圃を本村農會にて經營し、優良品種の配付に努め、尙技術の向上を圖らんが爲米作改良組合を組織し、村農會の指導の下に栽培法は勿論、乾燥、調製、俵裝等を改良し一般當業者の利益を増進せしめつゝあり。改良過程左の如し。

- 大正十二年
 - 1 水稻品種の改良普及と米採種圃設置
 - 2 苗代跡地利用獎勵
 - 3 苗代の灌排水
 - 4 陸稻栽培獎勵
 - 5 稻刈取及乾燥
 - 6 米作改良組合の設置
 - 7 稻作立毛品評會開催

昭和二年

- 1 水稻品種改良普及と米採圃の増設
- 2 講習講話會開催
- 3 改良苗代指導地設置
- 4 俵米共同販賣

昭和七年

- 1 品評會競技會開催
- 2 講習講話會開催
- 3 採種圃の設置
- 4 苗代改良及苗代標準設定
- 5 米の乾燥調製俵裝の改良
- 6 俵米の共同販賣斡旋
- 7 自給肥料の製造及増肥
- 8 土性調査肥料の設計
- 9 配合肥料の施用
- 10 農家組合の指導統制及獎勵

ロ、麥

麥は本村重要農産物なるのみならず二毛作の實施上最も適切な作物なる故、之が改良增收を圖るは緊急事なれども、本村は從來より麥の作付を重視せず僅に作付反別、二〇〇ヘクタールに過ぎず、且年々減少の傾向さへあるを以て、近年反當收量及作付反別の増加を圖ると共に優良品種の普及に努め、耕種肥培の改良を行ひつゝあるに、その成績良好なり、耕種改良過程左の如し。

大正十二年

- 1 麥採種圃の設置
- 2 麥奴豫防並に塩水選の督勵
- 3 麥作改良組合の設置
- 4 廣播の獎勵

昭和二年

- 1 麥採種圃の設置
- 2 麥奴豫防並に塩水選の指導獎勵
- 3 廣播の獎勵
- 昭和七年
 - 1 麥採種圃の増設
 - 2 麥菌核病豫防獎勵
 - 3 小麥栽培五ヶ年計畫樹立
 - 4 優良品種及更新並に栽培管理の改良
 - 5 小麥増殖普及宣傳
 - 6 實地指導地の設置
 - 7 小麥増殖實行委員の設置
 - 8 講習講話會開催

ハ、豆

豆は産額大ならざると共に品質も良好ならず。その栽培法また粗暴なり。一般農家は地味の如何を考慮せず畦畔狭少なるに加へ條播をなし、施肥量少きため發芽後の成育は稈細長く軟弱にしてその結實不良なり。従つて收量少く品質も粗悪なる故村農會は之が改善を圖らんが爲、指導地及採種圃を設置し、優良品種の普及及耕種肥培の改良に努め、反當收量の増加を見つゝあり。耕種改良過程左の如し。

大正十二年

- 1 採種圃の設置
- 2 早熟品種の並及

昭和二年

- 1 採種圃の増設
- 2 點播の獎勵

昭和七年

- 1 採種圃の設置
- 2 點播の獎勵
- 3 磷酸加里質肥料の増施

ニ、蔬 菜

蔬菜栽培の狀況は園藝思想幼稚なるのみならず且交通不便なる關係上蔬菜その需要少く、従つて斯業の振はざること久しかりしが、村農會は本村に最も適する甘藍及結球白菜の栽培を指導獎勵したる結果、生産逐次増加するを以て、昭和六年蔬菜出荷組合を組織し移出しつゝあり。耕種改良過程左の如し。

大正十二年

- 1 園藝思想の普及
- 2 優良種子の配付
- 3 栽培法の指導奨励
- 昭和二年
- 1 種子の共同購入斡旋
- 2 栽培法の指導督勵
- 3 病虫害の防除
- 昭和七年
- 1 種子の共同購入斡旋
- 2 蔬菜栽培組合及蔬菜出荷組合の活動促進
- 3 生産物の配給改善
- 4 農會農業藥局の利用

木、果 樹

從來本村には果樹として特に栽植せらるゝもの全くなく、一般農家も果樹栽植を不適當と考へ居りしが、由來本村は畑地非常に多く、その利用奨励上及農家經濟上、苹果・洋梨・桃・葡萄の栽植は最も好適なる事業と認め、之れが新植を勧むると共に稀れるにある古木の改良も併せ行ひ、施肥、剪定、藥劑撒布の三大技術を勸奨し一方指導地を設け奨励せしに、栽植反別の激増を見るに至れるを以て、昭和六年果樹園藝組合を組織しその發達に力めつゝあり。將來本村産物として聲價をあげるも亦遠きに非ざるべし。今指導奨励事項を示せば左の如し。

- 1 苗木類及其他器具機械の共同購入
- 2 剪定整枝の指導
- 3 施肥法の指導
- 4 藥劑撒布の指導
- 5 其他栽植上の一般指導

因みに現在上郷村果樹園藝組合長は荻野七郎氏なり。

へ、稗、其他

稗は本村到る處に産す。多くは農家の混和食料にして米作豊凶の圈内を脱し、概してこの被害より免れ易きを以て栽培反別麥作に次ぐ。その他小豆・蕎麥・馬鈴薯等相當産出す。今重要農産物年産額を示せば左の如し。

昭和七年 (一ヘクタールは凡そ一町餘歩なり)

種類	作付反別	數量	價格	反當收量	種類	作付反別	數量	價格	反當收量
米	一、二七三・二六三	一、二七三・二六三	一、二七三・二六三	一、二七三・二六三	馬鈴薯	一、〇〇〇	九、〇〇〇	二、五〇〇	九〇、〇〇〇
麥	三、九二・四	三、九二・四	三、九二・四	三、九二・四	甘藷	一、〇〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇
大豆	二、八七	二、八七	二、八七	二、八七	蔬菜	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小豆	二、九・九	二、九・九	二、九・九	二、九・九	果樹	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
粟	一、四・〇	一、四・〇	一、四・〇	一、四・〇	桑葉	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
蕎麥	八三・〇	八三・〇	八三・〇	八三・〇	綠肥	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
唐黍	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	工藝農産物	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
					食用農産物	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(一) 耕地面積及耕作戸數 (一アールハ一畝強)

御料地	耕地面積		合計	耕作戸數		
	自作地	小作地		自作	自作兼小作	小作
田	三、九二・八	七、三・九	一、一三〇・七	二六五戸	一一五戸	六三戸
畑	四、四・四	九、四・一	一、三九六・五			
計	七、三六・二	一、六七・〇	九、〇三三・二			

(三) 主要作物作付反別及收量 (自昭和三年至昭和七年五年平均)

種類	作付反別	收穫高	價格	反當收量	單價
米	三、三六・四	三、三六・四	九、九四・五	〇・二七六	一、〇・〇
麥	一、五三・〇	一、五三・〇	四、七五・〇	一、五三・〇	一、〇・〇
大豆	一、三九・七	一、三九・七	二、八八・九	一、三九・七	二、〇・〇

(四) 耕地整理組合の状況

本村耕地の大半は形状區々にして畜力を利用し難く、畦畔及荒蕪地徒に多く、土地利用充分ならず。又排水不良にして作物の成熟を妨げ、用水不足にして屢々旱害あり随つて農業經營は概ね粗暴にして、收穫割合に少く而も勞力を要し、實利の全からざるものあるは最も遺憾なる所なり。茲に留意し本村は明治四十三年頃より之が改良施設の要ある耕地、四五〇ヘクタールに對し耕地整理組合の設置を促し、既墾地整理・地目變換・耕地擴張に全力を注ぎ完成に努めし結果、水田の増加近年頓に著しくなれり。その中工事完了して規模の大なること東北一の稱ある溜池を有する上郷村耕地整理組合最大なりとす。

この溜池は大字西細越及大字佐比内・暮坪を灌溉するものにして、灌溉面積は大字西細越・林崎區は一四ヘクタールを有し、暮坪區は一三五ヘクタール、外に地區外舊田六七ヘクタール、合計二四五ヘクタールなり。抑々此地區の用水源たる猫川は、濁水時に於て十秒立方尺(一秒間に十立方尺なる流量をいふ)の水量を有し、舊慣として林崎方面に於て四分、暮坪方面に於て六分の割合に分水しありたるも、分水點の舊頭首構造不完全に且つ水路の狀態粗惡なりしを以て、該水量を充分利用し能はざりしが、此の溜池を築造し猫川の恒流と合し、新水路に依り導水し目的を貫徹せり。その規模の大要次の如し。

- 一、工費 貳拾參萬五千圓
- 二、水 深 最深二・四〇米(七十四尺) 平均 八・六三米(二十八尺五寸)
- 三、貯水量 六五、三〇〇立方尺(十萬三千立方坪) 四、水面積 七・六五ヘクタール (七・六・四・二四歩)
- 五、堰 堤 高二八米(九十尺) 天端巾六・五米(二十一尺) 根巾一四五米(八〇間)

村内の耕地整理組合次の如し

組名	整理地 區面積	進捗程度	組名	整理地 區面積	進捗程度
上郷耕地整理組合	三五・〇	工事中	佐々木三和吉	三五・〇	完了
平野原耕地整理組合	二七・七	完了	佐々木熊次郎	二七・七	完了

小原田	大寺	細川	清水	上郷	大田	田屋
耕地整理組合	耕地整理組合	耕地整理組合	耕地整理組合	耕地整理組合	耕地整理組合	耕地整理組合
一五・三	一七・九	三三・五	三五・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇
完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
了	了	了	了	了	了	了
萩野	工藤	菊池	菊池	菊池	菊池	菊池
祐次郎	深吉	長十郎	松太郎	宗八郎	源八郎	源八郎
小越	東田	宇南	馬場	來立	來立	來立
耕地整理組合	耕地整理組合	耕地整理組合	耕地整理組合	耕地整理組合	耕地整理組合	耕地整理組合
二五・〇	一三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇
完了	完了	完了	完了	完了	完了	完了
了	了	了	了	了	了	了
中山	宮澤	佐木	佐木	佐木	佐木	佐木
萬之助	三和	三和	三和	三和	三和	三和

三、養

畜

畜産業の盛衰は本村農家經濟に影響する所甚大なり。即ち國防問題・交通運輸・乳肉の生産・勞力の増進及肥料の供給と密接なる關係を有す。現在馬匹頭數約七五〇、生産數は年により増減あるも一ヶ年八〇頭位なり。本郡内に於て總頭數は中位にあり。主にハクニー種及アングロマン種を飼養す。古來馱馬の飼養多かりしも、現今鐵道・自動車の發達に伴ひ馱送すべき物質減少し、牝馬の飼養盛になれり。種付所數三ヶ所に在り。村内飼養状況左の如し。

- 馬 自昭和三年至昭和七年平均 五ヶ年平均 昭和八年 昭和九年
- 一、飼育頭數 七一八頭 七四八頭 七三七頭
- 二、年産頭數 七五頭 九九頭 九〇頭
- 三、軍馬合格數 二頭 七頭 二頭

四、林

業

村内民有林二千ヘクタールにして、その施設經營宜しからず。殊に大正六七年頃より木炭・木材の需要激増し、價格も暴騰せし結果伐採量夥しく、各所に無立木地を見るに至り。之が栽植を奨励するの必要特に重視せられ、即ち樹苗の養成を各戸に奨励し、或は廉價なる苗木の供給を圖り栽植に努力しつゝあり。

山林の荒廢は濫伐と火入の粗漏に起因し、地力衰退し、林木の成育を全うし得ざるを以て、森林保護組合等の活動を促し、林相地には時々警衛に任じ、伐採期に達せざる雜木林は一定の伐期を定め、天然の更新をなすと同時に林相の粗密に従ひ適當に植林し、漸次山林整理の實績をあげつゝあり。

(一) 植林

林産物年額は生産總額に對する二割の巨額に達し、村經濟力の重要根源たると共に農家副收入中缺くべからざるものにして、之が利用管理は緊要のことなり。依て從來に於ても官行造林地の借受、造林の奨勵を行ひ毎年栽植反別増加しつゝあり。

(二) 自然林分布の状況

民有林二千ヘクタールの外、國有林及御料林四千ヘクタールあり。これ全く往時に於て土地所有につき明確なる權義觀念なく、土地所有を認めて後にも森林は尙部落の共有若しくは領主の所有とし、個人所有を認むるに至りても自由に利用し得るものと考へ、大部分は國有又は公有として残されたり。而して往時は到處森林なりしも人口の増加と共に、木材の需要多くなり更に交通機關・木材貿易の發達につれ、伐採盛行はれ森林の荒廢となり、木材恐慌を惹起し、森林の一部は國家・公共團體の經營を適當となすに至り、且一國の森林はその保護監督及合理的經營必要なるにより、政府より技術官を駐在せしめて植林保護をなしつゝあり。その分布状況次の如し。

國有林名	簿面積	地割字	地番	國有林名	簿面積	地割字	地番
秋丸	四〇・〇七	我丸	七七	關屋	六〇・三五	關屋	八〇
全	二〇五	北馬木	二三	全	一〇三五	全	九
全	二二〇・三〇	上川原	三三	全	三四〇・三五	全	八〇
全	二二〇・三〇	全	三三	田面木	二〇〇・四〇	田面木	二〇
全	二二〇・三〇	全	三三	全	二〇〇・四〇	全	二〇
全	二二〇・三〇	全	三三	全	二〇〇・四〇	全	二〇
全	二二〇・三〇	全	三三	全	二〇〇・四〇	全	二〇
全	二二〇・三〇	全	三三	全	二〇〇・四〇	全	二〇
全	二二〇・三〇	全	三三	全	二〇〇・四〇	全	二〇
全	二二〇・三〇	全	三三	全	二〇〇・四〇	全	二〇

佐生田	五〇・三六	佐生田	六ノ二	金山	〇・九	金山	四二	乙片岩	一七ノ二	乙片岩	一七ノ二	乙片岩	一七ノ二
全	二〇二六	佐生田	六ノ二	香掛	一六〇・四四	金山	四二	乙片岩	一七ノ二	乙片岩	一七ノ二	乙片岩	一七ノ二
金山	二〇七・四二	金山	一七ノ二	全	二〇三全	香掛	九	甲片岩	三三	甲片岩	三三	甲片岩	三三
全	一八全	金山	一七ノ二	全	二〇三全	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇
全	二九・三全	金山	一七ノ二	全	二〇三全	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇
全	二九・三全	金山	一七ノ二	全	二〇三全	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇
全	二九・三全	金山	一七ノ二	全	二〇三全	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇
全	二九・三全	金山	一七ノ二	全	二〇三全	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇
全	二九・三全	金山	一七ノ二	全	二〇三全	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇
全	二九・三全	金山	一七ノ二	全	二〇三全	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇
全	二九・三全	金山	一七ノ二	全	二〇三全	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇	砂子澤	二〇〇・〇

一、本表國有林は全部要存地にして地目は森林なり。
 二、簿面積といふは舊臺帳面積なり。
 三、改正國有林名は全部を總稱して大開山國有林と云ふ。
 四、大開山國有林實測面積三、一六八ヘクタールの大別左の如し。
 一、四〇六・一一ヘクタール 佐生田 三〇九・一〇ヘクタール 來内 一、七六〇・七八ヘクタール 細越
 外に不要存置四・九五アール細越にあり。

御料林

大字	地割	字	地番	地目	反別	大字	地割	字	地番	地目	反別
平倉	三	廻立	三	草山	一〇五・九	來内	二	長洞	一六ノ一	山	一七ノ二
全	四	水上	四	草山	二九・六	全	一	全	三	山	四五・二
平ノ原	一	平ノ原	一	草山	二九・六	全	二	鬼原	三	山	一五ノ三
全	三	上川原	三	草山	二九・六	計	二	鬼原	三	山	六二・九

(三) 産出木材及製炭

林産物中製炭は本村製産品中重要なるものにして、一時はその産額十數万圓に上りしことありしも最近需要減少し、價格も下落せる結果年額減少しつゝあり。然れども之が改良は焦眉の急にして、木炭同業組合等と連絡をとり、講習・講話等により技術の向上を圖り規格の統制に努む。

林産種類	昭和七年	昭和八年
炭	數量 三五、〇〇〇貫 價格 三、〇〇〇圓	數量 三七〇、四七貫 價格 三七、〇五圓
木炭	數量 七、〇〇〇石 價格 五、九九五	數量 四、六四石 價格 四、〇〇一
薪炭材	數量 九、四七棚 價格 九、六三三	數量 六、五九棚 價格 七、七三三
其他を合せ計金	五五、三二	三〇、五九九

岩手縣木炭移出同業組合上郷支部役員次の如し

支部長 佐々木熊次郎 副支部長 千葉喜惣治 代議員 澤里連八

(四) 木炭の販路

販賣は本村産業組合に於て取纏め産業組合聯合會の斡旋により、東京市・横濱市・千葉縣方面の大問屋に移出し、配給の萬全を期し、農家經濟の圓滿に努めつゝあれども木炭商の手によりて直接東京方面に移出するもの頗る多し。主なる移出業者左の如し。

佐々木 熊次郎 千葉 喜惣治 上郷信販購利組合 宮澤清司 新田兼松

四、養蠶

本村は自然蠶業に好適し且つ之が指導獎勵に努力せし結果、近年長足の發達をなしその生産額一万五六千疋に達し、年々増加せんとする傾向あり。然れども本村の春蠶飼育期は農繁と並行し勞力の分配良好ならず故に近年養蠶實行組合を督勵し夏秋蠶専用桑園を設置し、その増産に努めつゝあり。養蠶實行組合の名稱及び役員左の如し

組合名	組合長	組合名	組合長
上郷村養蠶實行組合聯合會	佐々木 三和吉	平野原養蠶實行組合	菊池 徳右衛門
西細越養蠶實行組合	新田 詰一	板澤養蠶實行組合	佐々木 徳之助

東細越養蠶實行組合 佐々木 三和吉
佐比内養蠶實行組合 金濱 福松

來内養蠶實行組合 前川 彌藏
上郷養蠶實行組合 鈴木 初太郎

(一) 掃立數量及收繭高

蠶期	飼育戸數	掃立數量	收繭量	價格	昭和七年	昭和八年
春蠶	二二七	七、〇六瓦	四、六八貫	一〇、五三圓	一八六	五、六六
夏秋蠶	一一七	一、七四七	八三三	三、三四	二八	三、三〇

從來の生繭取引は本郡遠野繭市場に於てのみ現金取引の方法により、永年實行せられつゝありしが、昭和六年以來養蠶實行組合の組織に伴ひ縣是製絲會社に直接供繭する様になり、現在は本村小學校雨天体操場に於て正量取引の方法に依り供繭し、養蠶家の經濟に努めつゝあれども、縣是製絲會社との契約者以外は従前の如く遠野に於て販賣せらる。

五、鑛業

本村に界する山林原野は廣大にして且鑛脈を有す。本村に左の鑛區あり。

鑛山名	經營者	組織	鑛石種類	鑛區面積	一日採鑛量	仕向地	創山年月日	備考
大峯鑛山	東京市麴町區 飯田徳太郎	個人經營	銅	一五ヘクタール(五萬坪)	五	釜石鑛山	大正四・四・二	賣鑛
上友金山	北海道 大澤辰雄	企	金	二、五四ヘクタール(七萬坪)				
釜石鑛山株式會社	(三井系統)	會社				釜石製鐵所		

六、釀造業

(一) 酒

酒類醸造家本村に一户あり。明治三十三年より醸造し、大正十四年頃は最高の醸造をなしたるも、近年財界不況のため醸造高を減じたり。遠野・釜石・氣仙郡方面に販出す。最近五ヶ年間の造石數左の如し。

石數	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
價格	六二石	六〇〇	五五	四八	四五	三五
名稱	雪之友	製造者	萩野七郎			

(二) 醬油

醬油も本村に營業者としての醸造家一户あり。昭和二年より醸造し一時は多量に造石し、本郡内は勿論、氣仙郡方面に販出したり。近年農家自給經濟方策の一として無税の自家用醸造法全國內に普及するに従ひ、本村に於ても醸造總石數八十石以上に達せり。

石數	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
價格	六石	六〇	一〇六	一五〇	一〇〇	二五〇
名稱	龜甲本	製造者	林崎奥松			

七、其他

(一) 養鶏

農家の副業として最も適當なものにして、近年飼養數多き者を以て養鶏組合を組織し、指導獎勵につとむ白色レグホン最も多く飼養せらる。其の狀況左の如し。

飼養戸數	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
	四三	四七	四五	三六	三七	三五

鶏數	三、八六	三、八五	三、九七	三、三三	三、六四	三、七九
産卵數	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	一〇、八五〇	一一、六〇五	一一、〇七五	一一、四一四

上郷村養鶏組合 組合長 小向 三十郎

(二) 養兔

近年本村に於て老人・女子・子供の勞力利用上適當なる副業として飼養せらる。

飼養戸數	昭和二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年
	一五	一九	一五	一〇	一五	一三	一三
飼養頭數	四〇〇	四〇	三九〇	二九六	三三	三三	三五

(三) 養蜂

養蜂も近年本村に於て相當盛に行はれ、調味・榮養等各種の食用に供せられつゝある外、蜜及蜂群にて遠くは支那、近くは縣内に販路をもとめ益々普及の狀況にあり。昭和六年村單位の養蜂組合を設立し、村農會に於て指導獎勵をなす。上郷村養蜂組合、組合長 萩野房吉

戸數	昭和二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年
箱數	一一	一三	一四	一六	一六	一三	一七
採蜜量	四〇	二五	八〇	一三七	一五〇	二一〇	二六

(四) 竹製品

本村に於ける竹製品の製造は大字佐比内・暮坪部落の全戸及其他の幾部にして、冬季農閑を利用し主として箆及籠類を産出し、郡内は勿論、江刺・和賀・岩手方面の商人と聯絡販賣しつつあるも、販賣に統一なく隨時隨所に於て顧客の需に應じ、利益の大部分は中間商人の手に歸し、又生産品も型状模様の改良遅々として遺憾の點少からず、是を以て昭和二年竹細工組合を設立し、講習・講話會を開催し。技術の向上を圖り規

格の統制、配給の改善につとむ。將來有望の副業なり。

	昭和二年	全三年	全四年	全五年	全六年	全七年	全八年
製造戸數	三	六	五	五	四	五	五
職工數	男三 女五	男六 女五	男七 女三	男七 女五	男五 女三	男七 女三	男五 女二
籠	二、六〇〇圓	二、三〇〇	一、六〇六	一、三三四	一、一〇〇	一、一〇八	一、六三〇
行	四〇〇圓	三〇〇	五〇	五〇	四〇	一五〇	一〇〇
其他	三〇〇圓	一〇〇	八〇	五〇	一六〇	二九〇	二〇〇
計	二、九〇〇圓	一、七六六	一、四七四	一、一七〇	一、五二〇	二、一三〇	

上郷村竹細工組合 組合長 菊池 判十郎

(五) 精米

本村に動力精米所の設置せられたるは大正十一年にして、それ以前は水田少く米穀の如きも生産亦少く、村民自給自足の域を越えず水車を利用しつゝありしが、その後水田反別の増加に伴ひ營業精米所三ヶ所に設立せられ、共同販賣斡旋を行ひ、産米改良の實をあげつゝあり。

- 自家用水車 二四戸 營業電力精米所 三戸 營業水力精米所 一戸
- 主なる精米業者 志村 政藏 小向 與三郎 菊池 長治 繫精米所

(六) 商業

交通の備はらざると物産の少きため從來甚だ不振の状態にあり、現在は商業戸數專業とするもの一四戸、本業とするもの一四戸、副業とするもの一二戸あり畧々村民の需用を充たすと雖も、多くは遠野町に於て穀物を賣り、その代金を得て同所に於て物品を購入す。

村内商店は卸及小賣荻野酒店の外、主なるものに菊長吳服店(上郷)、菊幸商店、荻野商店(赤羽根)、千葉菓子店(上郷)、菊池魚店(上郷)等あり

八、産業組合

本村産業組合は大正五年三月九日、現組合長佐々木三和吉及元村農業技手菊池成章の創意にかゝるものにして、信用購買販賣事業を兼營せしめ、遂次各事業間の連絡統制を圖り事業を擴充し、昭和九年より保証責任組合に變更、利用部を増設し、貯蔵倉庫を新設せり。此の組合は大正十四年五月十五日優良組合として本縣知事より表彰せらる。事業の概況次の如し。

保証責任上郷信用購買販賣利用組合現組合員 四五二人 出資五八二 一口金二〇圓

	第一年度	第四年度	第七年度	第十年度	第十三年度	第十六年度	第十七年度
貸付金	二、五圓	七、七〇一	一八、四三三	一四、七元	一〇、一八九	一九、八七五	六、七五八
販賣高	一	一	一八、九三三	二七、〇五八	二、一九六	二八、三六八	三三、〇三三
購買高	一	二、四七四	三、五七一	四、一四一	三、四〇八	三、三三三	二四、四六〇
組合長	佐々木 三和吉(創立一六二二・三)	荻野 七郎(大正一三・二一昭三・二八)	佐々木 三和吉(昭四・三一現)				
理事	佐々木 三和吉(創立一現)	荻野 七郎(創立一現)	林崎 貞松(創立一現)	松橋 孫助(昭三・三一昭六・三)			
監事	菊池 三太郎(昭三・三一現)	上台 佐吉(昭六・三一現)					
	西村 熊之助(創立一六二五)	細川 郷助(創立一六二五)	荻野 祐次郎(大正・五一五二・五三)	松橋 孫助(大正・五二・五三・五四)			
	菊池 徹龍(大正・三三・三現)	菊池 萬重郎(大正・三三・三現)	近江 徳次郎(昭三・三一昭六・二)	菊池 馬助(昭六・四一現)			

九、農會

本村農會は早くより設置せられたるものなるが、現農會は農會法に依り設置せられたるものにして農林家を以て成る。本村の發展を負ふて經營す。現事業項目次の如し。

- 一、技術員の設置 一、副業獎勵
- 一、農事小組合獎勵 一、園藝獎勵
- 一、小家畜獎勵 一、重要作物獎勵
- 一、桑園改良 一、共同販賣斡旋
- 一、講習講話會を開催 一、品評會競技會開催
- 一、採種圃設置 一、自給肥料獎勵
- 一、農會農業藥局設置

上郷村農會は明治二十八年(月日不明)創立、當時の規約及設立委員左の如し。

上郷村農會規則抜抄

- 一、種苗、蠶種、肥料農具等ノ共同購入並ニ斡旋
 - 二、害虫驅除
 - 三、農事ニ關スル試験
 - 四、農具、農産物調整、排水灌溉、肥料畜産等ノ改良及擴張
 - 五、農産物販賣
 - 六、農事ニ關スル講話會、品評會ノ開設
 - 七、其他ノ農事上必要ナル事項
 - 第四條 本會一切ノコトヲ議決スル爲メ評定員ヲ置ク
 - 第五條 評定員ハ十二名トシ會員中ノ互選トス
 - 第六條 評定員ハ無給ニシテ任期ハ滿二ケ年トス 但滿期再選スルコトヲ得
 - 第七條 本會事務整理ノタメ必要ノ役員ヲ置ク。其ノ方法ハ評定員ノ定ムル處トス
 - 第八條 本會費用ハ會員ノ出金及有志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ
- 設 委 員
- 石田祐謙、細川傳之丞、新田清見、菊池三平、小時田大作、菊池理助、菊池万之助、小向嘉八、工藤源藏、太田惣助、太田市兵衛、朝橋倉七、佐々木勘次郎、細川長左衛門、西村福藏、佐々木圓藏、鈴木久助、菊池角三、菊池万藏、小向留之助、細越澤乙之助、荻野熊人、荻野辨次郎、菊池善之助、石田祐吉、佐々木助松、澤田彌八郎、大洞喜三郎
- 歴代農會長
- 遊田 研 吉 明治八年一 小時田 金 藏 明治九年一 小原 藤一郎 明治三年一 佐々木 三和吉 明治九年一
 現 役 員 (昭和八年度末調)
- 會 長 佐々木三和吉 副會長 鈴木源一郎
 評議員 上台佐吉、菊池馬助、菊池與右衛門、菊池長吉、菊池萬重郎、荻野七郎、菊池壽太
 郡農會議員 佐々木三和吉 同豫備議員 荻野七郎

郡農會議員佐々木三和吉昭和六年十月十二日上閉伊郡農會長ニ當選シ現ニ其ノ職在リ

技 術 員

菊池 成章 (大正四年不詳二ケ年間)	猪塚 一郎 (大正四年不詳五ケ月間)	菊池 徳右衛門 (大正八・五・一五―大正九・四・三〇)
鳥津 秀藏 (大正二〇・三・三一―大正三三・三・三〇)	及川 一美 (大正三三・三・三一―大正三四・三・三〇)	畠山 運藏 (大正三三・九・六一―大正三三・二・二六)
古川 清 (大正四・四・八一―昭和二一・一・四)	金野 一美 (昭和三三・四・二一―昭和三三・二・一四)	伊藤 豊 (昭和四・六・三―昭和四・九・三〇)
金野 千年 (昭和五・三・三一―昭和六・三・二六)	古川 清 (昭和六・三・三一―現)	

第十二章 交通

一、概 説

縣道盛岡・盛線及び縣道花卷川口・釜石港線は最も重要なる交通路にして、隣接町村及び主要町村との交通はこの兩線に負ふところ頗る多し。

往時の旅行者は一般に徒歩又は馬に乗りしが、明治三十年後間もなく交通の最大利器として人力車が使用され、當時の旅行者は驚異の眼を以て迎へたり。更に明治三十四・五年頃より乗合馬車の發着を見、多數の旅客に満足を與へむたりしに、明治四十四年縣道花卷川口・釜石港線に併行して社線岩手輕便鐵道が敷設され、花卷驛にて東北本線に連絡し、中央との交通運輸の便益を得、従來の交通運輸に一大變化を來したり。

爾来自轉車及び自動車の普及發達するにつれ、人力車並に乗合馬車は影をひそむるに至れり。自轉車の普及を見るに、昭和元年度に於て六十二臺なりしが昭和四年度に於ては一躍九十四臺となり、その後年と共に漸時増加しつゝある現状なり。自動車に於ては釜石線・盛線との定期通路にあたり、釜石線は遠野・仙人峠間一日往復三回。盛線は定期、遠野・高田及遠野・盛間一日一回往復にして便益誠に多し。將來仙人峠開鑿の實現を見れば、自動車便の異狀な發達と相俟ちて四通發達の便を得てその繁盛は期して待つべきなり。

二、道 路

本村内の陸路は縣道二及び大正九年十月十日村告示第十四號を以て認定したる村道八八線路をその重要なものとす。

(一) 縣 道

縣道を分ちて縣道盛岡・盛線と縣道花卷川口・釜石港線とす。

(1) 盛岡・盛線は盛岡より紫波・稗貫の兩郡を経て本郡内に入り、達會部村・宮守村・綾織村を経て遠野町に至り、青笹村より本村に入り板澤十二地割五十一番地ノ五より右折して赤羽根峠を経て氣仙郡に入り盛町に至る線にして、本村内延長七・三杆なり。

(2) 花卷川口・釜石港線は花卷川口にて國道より分岐し、和賀郡十二鎭村土澤を経て本郡に入り、宮守村・鱒澤村を経て綾織にて盛岡・盛線に合して本村に入り、板澤十二地割五十一番地ノ五より再び分岐して仙人峠をすぎ、甲子村を経て釜石町に至る線にして、本村その通路にあたり村内延長十四・五杆なり。

(二) 村 道

- 1 八日市寺田線 大字細越小字八日市ヨリ林崎ヲ經テ大字平倉寺田ニ至ル路線
- 2 森ノ下火尻線 大字細越小字森ノ下ヨリ火尻ニ至ル路線
- 3 森ノ下前谷地線 大字細越小字森ノ下ヨリ前谷地ヲ經テ林崎ニ至ル路線
- 4 細工谷深澤線 大字細越小字細工谷ヨリ前谷地ヲ經テ深澤ニ至ル路線
- 5 林崎切掛線 大字細越小字林崎ヨリ切掛ニ至ル路線
- 6 火尻切掛線 大字細越小字火尻ヨリ切掛ニ至ル路線
- 7 森ノ下岩崎線 大字細越小字森ノ下ヨリ前谷地ヲ經テ岩崎ニ至ル路線
- 8 森ノ下宇南田線 大字細越小字森ノ下ヨリ大字佐比内宇南田ニ至ル路線
- 9 赤羽根小原田線 大字細越小字赤羽根ヨリ小原田ニ至ル路線
- 10 石佛荒町線 大字平倉小字石佛ヨリ大字細越小字小原田・岩崎・澤田ヲ經テ荒町ニ至ル路線

- 11 田中番屋線 大字細越小字田中ヨリ番屋ニ至ル路線
- 12 荒町桑畑線 大字細越小字荒町ヨリ瀧澤・佐野・桑畑ニ至ル路線
- 13 桑畑岩鼻線 大字細越小字桑畑ヨリ(村社日出神社)岩鼻ニ至ル路線
- 14 關田岩鼻線 大字細越小字關田ヨリ岩鼻ニ至ル路線
- 15 佐生田栗木峠線 大字細越小字佐生田ヨリ栗ノ木峠ニ至ル路線
- 16 瀧澤佐野線 大字細越小字瀧澤ヨリ佐野ニ至ル路線
- 17 桑畑畑屋線 大字細越小字桑畑ヨリ畑屋ニ至ル路線
- 18 番屋新平田線 大字細越小字番屋ヨリ新平田ニ至ル路線
- 19 荒町田屋線 大字細越小字荒町ヨリ田谷ニ至ル路線
- 20 森ノ下越田線 大字佐比内小字森ノ下ヨリ宇南田ヲ經テ越田ニ至ル路線
- 21 川原初山線 大字佐比内小字川原ヨリ大字細越初山ヲ經テ縣道ニ至ル路線
- 22 羽場川原線 大字佐比内小字羽場ヨリ古戸ヲ經テ川原ニ至ル路線
- 23 高野暮坪線 大字佐比内小字高野ヨリ暮坪ニ至ル路線
- 24 伊原暮坪線 大字板澤小字伊原ヨリ小字暮坪ニ至ル路線
- 25 八日市和野線 大字細越小字八日市ヨリ大字佐比内羽場ヲ經テ和野ニ至ル路線
- 26 暮坪赤澤山線 大字佐比内小字暮坪ヨリ赤澤山ニ至ル路線
- 27 川原赤澤線 大字佐比内小字赤澤ヨリ川原ニ至ル路線
- 28 赤澤初山線 大字佐比内小字赤澤ヨリ初山ニ至ル路線
- 29 暮坪赤岩線 大字佐比内小字暮坪ヨリ赤岩ニ至ル路線
- 30 切掛太子田線 大字板澤小字切掛ヨリ太子田ニ至ル路線
- 31 太子田本宮線 大字板澤小字太子田ヨリ越田ヲ經テ本宮ニ至ル路線
- 32 新屋越田線 大字板澤小字新屋ヨリ越田ニ至ル路線
- 33 新屋越田線 大字板澤小字新屋ヨリ(菊池留藏居宅)越田ニ至ル路線
- 34 中屋越田線 大字板澤小字中屋ヨリ越田ニ至ル路線
- 35 新屋伊原線 大字板澤小字新屋ヨリ大字關口ヲ經テ伊原ニ至ル路線

- 36 越田中道線 大字板澤小字越田ヨリ中道ニ至ル路線
- 37 佐比内赤川線 大字板澤小字赤川ヨリ大字佐比内ニ至ル路線
- 38 中屋清水川線 大字板澤小字中屋ヨリ清水川ニ至ル路線
- 39 中道繫線 大字板澤小字中道ヨリ繫ニ至ル路線
- 40 清水川細田線 大字板澤清水川ヨリ細田ニ至ル路線
- 41 關口清水川線 大字板澤小字關口ヨリ清水川ニ至ル路線
- 42 赤川清水川線 大字板澤小字赤川ヨリ(猫川筋)清水川ニ至ル路線
- 43 赤川鳥長嶺線 大字板澤小字赤川ヨリ(菊池徳松居宅)鳥長嶺ニ至ル路線
- 44 赤羽關口裏線 大字板澤小字赤川ヨリ關口裏ニ至ル路線
- 45 伊原鳥長嶺線 大字板澤伊原ヨリ鳥長嶺ニ至ル路線
- 46 關口鳥長嶺線 大字板澤小字關口ヨリ鳥長嶺ニ至ル路線
- 47 伊原關口線 大字板澤小字伊原ヨリ關口ニ至ル路線
- 48 石佛繫線 大字平倉小字石佛ヨリ繫ニ至ル路線
- 49 石佛御料地山線 大字平倉小字石佛ヨリ御料地山ニ至ル路線
- 50 平野原御料地山線 大字平野原(犬亦千藏居宅)ヨリ御料地山ニ至ル路線
- 51 平倉御料地山線 大字平倉(小向西松居宅)平野原(宮澤松之助居宅)ヲ經テ御料山ニ至ル路線
- 52 平野原寺田線 大字平野原(金濱村吉居宅)ヨリ寺田ニ至ル路線
- 53 大寺廻立線 大字平倉小字大寺ヨリ清水ヲ經テ廻立御料山ニ至ル路線
- 54 宇南林清水線 大字平倉小字宇南林ヨリ清水御料地山ニ至ル路線
- 55 大寺繫線 大字平倉小字大寺ヨリ繫ニ至ル路線
- 56 宇南林倉田線 大字平倉小字宇南林ヨリ平倉倉田ニ至ル路線
- 57 倉田來内線 大字平倉小字倉田ヨリ大字來内ニ至ル路線
- 58 田屋(御料地山)廻立線 大字平倉小字田屋ヨリ廻立御料地山ニ至ル路線
- 59 田屋双金線 大字平倉小字田屋ヨリ双金ニ至ル路線
- 60 中屋敷天神前線 大字平倉小字中屋裏ヨリ天神前通路線

- 61 田屋裏馬場野線 大字平倉小字田屋裏ヨリ馬場野ニ至ル路線
- 62 馬場野來内線 大字平倉小字馬場野ヨリ大字來内ニ至ル路線
- 63 馬場野繫線 大字平倉小字馬場野ヨリ繫ニ至ル路線
- 64 繫川原來内線 大字平倉小字繫川原ヨリ來内ニ至ル路線
- 65 平倉來内線 大字平倉(板澤中道ヨリ出ルトコロ)繫ヨリ來内通路線
- 66 繫來内線 大字平倉小字繫ヨリ大字來内(入ノ澤)通路線
- 67 細越澤天神前線 大字來内小字細越澤ヨリ大字平倉小字天神前ノ通路線
- 68 繫權現線 大字平倉小字繫ヨリ大字來内權現ニ至ル路線
- 69 堤入ノ澤線 大字來内小字堤ヨリ大字平倉小字入ノ澤ヨリ通路線
- 70 長洞御料地山線 大字來内小字長洞ヨリ御料地山ヲ通路線
- 71 權現細通線 大字來内小字權現ヨリ鍋田ヲ經テ細通ニ至ル路線
- 72 室久田砂子澤線 大字來内室久田ヨリ砂子澤ニ至ル路線
- 73 神樂田細通線 大字來内小字神樂田ヨリ細通ニ至ル路線
- 74 砂子澤御料地山線 大字來内小字砂子澤ヨリ御料地山ニ至ル路線
- 75 森ノ下高野線 大字細越小字森ノ下ヨリ佐比内高野ニ至ル路線
- 76 日影蛇野線 大字佐比内小字日影ヨリ小字蛇野ニ至ル路線
- 77 赤澤和野線 大字佐比内小字赤川ヨリ和野ニ至ル路線
- 78 羽場赤川線 大字佐比内小字羽場ヨリ小字板澤赤川ニ至ル路線
- 79 暮坪鳥長嶺線 大字佐比内小字暮坪ヨリ鳥長嶺ニ至ル路線
- 80 越田川田線 大字板澤小字越田ヨリ川田ニ至ル路線
- 81 白畑太子田線 大字板澤小字白畑ヨリ太子田ニ至ル路線
- 82 赤川後新屋線 大字板澤小字赤川後ヨリ新屋ニ至ル路線
- 83 石淵山來内線 大字板澤小字石淵山小字來内ニ至ル路線
- 84 宇南林倉田線 大字平倉小字宇南林ヨリ倉田ニ至ル路線
- 85 田谷廻立線 大字平倉小字田谷ヨリ廻立ニ至ル路線

86 廻立細越澤線 1 大字平倉小字廻立ヨリ小字來内細越澤ニ至ル路線
 87 宇南林御料地山線 1 大字平倉小字宇南林ヨリ御料地山ニ至ル路線
 88 繫室久田線 1 大字平倉小字繫ヨリ小字來内小字室久田ニ至ル路線

右の外昭和六年三月三日縣指令十一第八三一號を以て認可の村内大寺・小原田・双金・青笹太田の各耕地整理組合工事施行の結果新設したる各部落を繋ぐ左記の六十八線あり。

- 1 大寺耕地整理組合線 三三線
 - 2 双金耕地整理組合線 一六線
 - 3 小原田耕地整理組合線 一五線
 - 4 太田耕地整理組合線 四線
 - 1 林道神樂田線 1 寶久田ヲ起點トシテ來内權現ヲ經テ神樂田ニ到ル路線
 - 2 村道來内線 1 大字來内小字六人役ヲ起點トシテ廻立ヲ經テ大字細越小字切掛ニ到ル路線
- (三) 隣接町村との距離
- 本村役場を起點として隣接町村役場間の距離概ね左の如し。
- 1 青笹村 八・六籽 3 上有住村 一二・五籽 5 甲子村 二四・四籽
 - 2 栗橋村 二八・五籽 4 遠野町 九・八籽 6 下有住村 一六・四籽

三、鐵道

明治四十四年十月創立せし社線岩手輕便鐵道は、花巻驛を起點として稍々西より東に本村を縦貫し、本村沓掛驛に至る。交通の主幹をなすものにして、物産の運輸、海陸の連絡等村民の生活と離るべからざる重要性を有す。

(一) 延長

岩手上郷驛より起點花巻驛迄五四・四籽にして、終點沓掛驛迄一一籽あり。その總延長六五・四籽あり。

(二) 本村内驛並停留場 括弧内ハ營業開始年月日

- 1 岩手上郷驛停車場 (大正三・四・一八) 2 平倉停留場 (大正四・三・三)
- 3 足ヶ瀬驛 (大正四・三・三)
- 4 沓掛驛 (大正三・四・一八) 5 關口停留場

1 岩手上郷驛

- 一代 川村 清 大正三・四・一八
- 二代 新沼 洵 大正四・三・五
- 三代 佐藤 慎 大正七・一・一
- 四代 大友林 朔 大正九・四・三
- 五代 小原 軍次郎 大正九・六・一〇
- 六代 鈴木 清 志 大正九・一〇・六
- 七代 大里 耕之 大正二・七・一四
- 八代 風呂 末治 三・二・三
- 九代 富澤 孫三郎 大正四・九・一〇
- 十代 熊谷 助三郎 昭五・三・三

2 沓掛驛

- 一代 飯田 保次郎 大正三・八・五
- 二代 佐藤 信次 大正四・九・三
- 三代 大川 八太郎 大正六・三・三
- 四代 岩田 軍次郎 大正三・七・三
- 五代 富澤 孫三郎 昭五・三・三
- 六代 佐藤 甚八 昭七・九・四

- 3 足ヶ瀬驛
- 一代 山内 圓藏 大正三・二・五
- 二代 大友林 朔 大正四・三・三
- 三代 大里 耕之 大正九・四・一〇
- 四代 富澤 孫三郎 大正三・七・一
- 五代 中世古 完一 大正四・九・七
- 六代 波岡 健二 昭三・三・七

四、索道

天下の難嶮、仙人峠（沓掛II大橋）は古来唯一の乗物として駕籠が利用され、今日尙ほ之によつて其の難嶮も樂々と越へられ、貨物のためには岩手輕鐵會社が當時五萬餘圓を投じたる索道の運轉するありて、至れり盡せりと謂ふべし。今其の概要を摘記すれば左の如し。

- 1 營業開始年月日 大正二・八・五
- 2 索道建設費 五一、一〇〇圓
- 3 電動機 五七馬力
- 4 積載重量及長サノ制限 東行 一〇〇噸 西行 四〇噸
- 5 最大運搬量 一日十時間
- 6 運轉速度一時間ニ付 六・三籽

五、其他交通運輸機關

以上記するところの他交通運輸機關を舉ぐれば次の如し。

(一) 自動車

最近定期自動車の通路にあたり便益誠に多し。

區間

- 1 盛町 — 遠野町間
- 2 高田町 — 遠野町間
- 3 遠野町 — 沓掛驛間

(二) 自轉車

自轉車數の最も多きは昭和四年四月にして九十五輛有りしが漸減して昭和六年末には六十五輛となれり。之れに依つても世の不況を察し得べし。

(三) 荷馬車

特記することなし。數は昭和六年末にて十二輛有り。

(四) 荷車

(五) リヤカー

六、交通調査

去る昭和八年六月三日より三日間及十月十八日より三日間縣下一齊に行ひたる交通調査に於て本村の交通状態が左記表の如き數を示せり。

但し盛岡・盛線は上郷村字板澤十二地割五十一番地ノ五、花巻川口・釜石港線は上郷村字細越七地割十八番地にて觀測調査せるものなり。

種別	六月二日	六月三日	六月四日	一時間最多	一時間最少
歩行者	五七七	五七七	三四五	二三四	一〇六
牛馬	八八	七四	一四四	一四四	六八
自轉車	三六	四九	三六	一〇四	〇〇
牛馬車	九六	七四	一〇三	二二	〇〇
自轉車	九六	一七	四二	一一	〇〇
牛馬車	一一	一七	四二	一一	〇〇
自轉車	一一	一七	四二	一一	〇〇
牛馬車	一一	一七	四二	一一	〇〇
自轉車	一一	一七	四二	一一	〇〇
牛馬車	一一	一七	四二	一一	〇〇
自轉車	一一	一七	四二	一一	〇〇
牛馬車	一一	一七	四二	一一	〇〇
自轉車	一一	一七	四二	一一	〇〇
牛馬車	一一	一七	四二	一一	〇〇
自轉車	一一	一七	四二	一一	〇〇
牛馬車	一一	一七	四二	一一	〇〇

サ……………府縣道盛岡盛線
カ……………府縣道花巻川口釜石港線

種別	十月六日	十月五日	十月廿一日	一時間最多	一時間最少
歩行者	一、八〇〇	七三三	一、〇六〇	一、〇五五	一〇九
牛馬	一、二七二	八八八	一、一七三	一一四	九
自轉車	二七	二五	二六	一一	〇
牛馬車	一〇八	七五	一〇八	一六	〇
自轉車	二六	二二	二二	一四	〇
牛馬車	一〇	一四	一三	一四	〇
自轉車	一〇	一四	一三	一四	〇
牛馬車	一〇	一四	一三	一四	〇
自轉車	一〇	一四	一三	一四	〇
牛馬車	一〇	一四	一三	一四	〇
自轉車	一〇	一四	一三	一四	〇
牛馬車	一〇	一四	一三	一四	〇
自轉車	一〇	一四	一三	一四	〇
牛馬車	一〇	一四	一三	一四	〇
自轉車	一〇	一四	一三	一四	〇
牛馬車	一〇	一四	一三	一四	〇

第十三章 通信

一、概説

明治維新後縣下に於て最初に通信機關の設置を見しは盛岡局にして次は遠野局たりしなり。而して遠野局の開設を見るに及び明治七年頃當村は遠野局の配達區内となり、青笹村と共に一區域とされ一日一回平均三十通位の郵便物の取扱を見たり。その後當村は一配達區域となり一日一回配達さるゝに至れり。森の下郵便局の設置されしは明治三十四年なり。それより先遠野局下にして郵便物交換所が當村に置かれ、遠野方面より釜石方面への郵便物と釜石方面より遠野方面への郵便物を遞送人互に交換せり。大正十年現在の位置に移轉と同時に岩手上郷郵便局と改め、郵便事務の一切を取扱ふことゝなれり。

二、郵便局

郵便局明治四十三年三月二十六日初めて大字西細越森ノ下に森ノ下郵便局を設置し、後大正十年十月十一日大字西細越八日市に移轉と同時に局名を岩手上郷郵便局と改め、郵便事務一切を取扱ふこととなれり。

(一) 取扱事務要項 (括弧内ハ取扱年月日)

- 1 郵便 (明三・三・三六)
- 2 郵便貯金 (明三・三・三六)
- 3 郵便爲替 (明三・三・三六)
- 4 振替貯金 (明三・三・三六)
- 5 年金恩給 (明三・四・一)
- 6 國庫金取扱 (大正・三・一)
- 7 府縣稅納取扱 (大正・六・一五)
- 8 簡易保險 (大正・一〇・一)
- 9 電信事務 (大正・四・三)
- 10 郵便年金 (大正・五・一〇)
- 11 電話 (昭三・三・三)

(二) 郵便貯金逐年度成績

年度	預入金高	拂渡金高
昭和二年	一、一六〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇
昭和三年	一、四七〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
昭和四年	一、六〇〇、〇〇〇	一、九八〇、〇〇〇
昭和五年	一、八〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
昭和六年	二、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇
昭和七年	二、一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
昭和八年	二、二〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
昭和九年	二、三〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
昭和十年	二、四〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
昭和十一年	二、五〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇
昭和十二年	二、六〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
昭和十三年	二、七〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇
昭和十四年	二、八〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇
昭和十五年	二、九〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和十六年	三、〇〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇
昭和十七年	三、一〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇
昭和十八年	三、二〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇
昭和十九年	三、三〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
昭和二十年	三、四〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
昭和二十一年	三、五〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇
昭和二十二年	三、六〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇
昭和二十三年	三、七〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇
昭和二十四年	三、八〇〇、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇
昭和二十五年	三、九〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
昭和二十六年	四、〇〇〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇
昭和二十七年	四、一〇〇、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇
昭和二十八年	四、二〇〇、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇
昭和二十九年	四、三〇〇、〇〇〇	四、四〇〇、〇〇〇
昭和三十年	四、四〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
昭和三十一年	四、五〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇
昭和三十二年	四、六〇〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇
昭和三十三年	四、七〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇
昭和三十四年	四、八〇〇、〇〇〇	四、九〇〇、〇〇〇
昭和三十五年	四、九〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
昭和三十六年	五、〇〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇
昭和三十七年	五、一〇〇、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇
昭和三十八年	五、二〇〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇
昭和三十九年	五、三〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇
昭和四十年	五、四〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇
昭和四十一年	五、五〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇
昭和四十二年	五、六〇〇、〇〇〇	五、七〇〇、〇〇〇
昭和四十三年	五、七〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇
昭和四十四年	五、八〇〇、〇〇〇	五、九〇〇、〇〇〇
昭和四十五年	五、九〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
昭和四十六年	六、〇〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇
昭和四十七年	六、一〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇
昭和四十八年	六、二〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇
昭和四十九年	六、三〇〇、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇
昭和五十年	六、四〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇
昭和五十一年	六、五〇〇、〇〇〇	六、六〇〇、〇〇〇
昭和五十二年	六、六〇〇、〇〇〇	六、七〇〇、〇〇〇
昭和五十三年	六、七〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇
昭和五十四年	六、八〇〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇
昭和五十五年	六、九〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
昭和五十六年	七、〇〇〇、〇〇〇	七、一〇〇、〇〇〇
昭和五十七年	七、一〇〇、〇〇〇	七、二〇〇、〇〇〇
昭和五十八年	七、二〇〇、〇〇〇	七、三〇〇、〇〇〇
昭和五十九年	七、三〇〇、〇〇〇	七、四〇〇、〇〇〇
昭和六十年	七、四〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
昭和六十一年	七、五〇〇、〇〇〇	七、六〇〇、〇〇〇
昭和六十二年	七、六〇〇、〇〇〇	七、七〇〇、〇〇〇
昭和六十三年	七、七〇〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇
昭和六十四年	七、八〇〇、〇〇〇	七、九〇〇、〇〇〇
昭和六十五年	七、九〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
昭和六十六年	八、〇〇〇、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇
昭和六十七年	八、一〇〇、〇〇〇	八、二〇〇、〇〇〇
昭和六十八年	八、二〇〇、〇〇〇	八、三〇〇、〇〇〇
昭和六十九年	八、三〇〇、〇〇〇	八、四〇〇、〇〇〇
昭和七十年	八、四〇〇、〇〇〇	八、五〇〇、〇〇〇
昭和七十一年	八、五〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇
昭和七十二年	八、六〇〇、〇〇〇	八、七〇〇、〇〇〇
昭和七十三年	八、七〇〇、〇〇〇	八、八〇〇、〇〇〇
昭和七十四年	八、八〇〇、〇〇〇	八、九〇〇、〇〇〇
昭和七十五年	八、九〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
昭和七十六年	九、〇〇〇、〇〇〇	九、一〇〇、〇〇〇
昭和七十七年	九、一〇〇、〇〇〇	九、二〇〇、〇〇〇
昭和七十八年	九、二〇〇、〇〇〇	九、三〇〇、〇〇〇
昭和七十九年	九、三〇〇、〇〇〇	九、四〇〇、〇〇〇
昭和八十年	九、四〇〇、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇
昭和八十一年	九、五〇〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇
昭和八十二年	九、六〇〇、〇〇〇	九、七〇〇、〇〇〇
昭和八十三年	九、七〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇
昭和八十四年	九、八〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇
昭和八十五年	九、九〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
昭和八十六年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一〇〇、〇〇〇
昭和八十七年	一〇、一〇〇、〇〇〇	一〇、二〇〇、〇〇〇
昭和八十八年	一〇、二〇〇、〇〇〇	一〇、三〇〇、〇〇〇
昭和八十九年	一〇、三〇〇、〇〇〇	一〇、四〇〇、〇〇〇
昭和九十年	一〇、四〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇
昭和九十一年	一〇、五〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
昭和九十二年	一〇、六〇〇、〇〇〇	一〇、七〇〇、〇〇〇
昭和九十三年	一〇、七〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇
昭和九十四年	一〇、八〇〇、〇〇〇	一〇、九〇〇、〇〇〇
昭和九十五年	一〇、九〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇
昭和九十六年	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、一〇〇、〇〇〇
昭和九十七年	一一、一〇〇、〇〇〇	一一、二〇〇、〇〇〇
昭和九十八年	一一、二〇〇、〇〇〇	一一、三〇〇、〇〇〇
昭和九十九年	一一、三〇〇、〇〇〇	一一、四〇〇、〇〇〇
昭和五十年	一一、四〇〇、〇〇〇	一一、五〇〇、〇〇〇

(三) 郵便爲替逐年度成績

年度	振出金高	拂渡金高
昭和二年	一、一六〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇
昭和三年	一、四七〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
昭和四年	一、六〇〇、〇〇〇	一、九八〇、〇〇〇
昭和五年	一、八〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
昭和六年	二、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇
昭和七年	二、一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
昭和八年	二、二〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
昭和九年	二、三〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
昭和十年	二、四〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
昭和十一年	二、五〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇
昭和十二年	二、六〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
昭和十三年	二、七〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇
昭和十四年	二、八〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇
昭和十五年	二、九〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和十六年	三、〇〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇
昭和十七年	三、一〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇
昭和十八年	三、二〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇
昭和十九年	三、三〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
昭和二十年	三、四〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
昭和二十一年	三、五〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇
昭和二十二年	三、六〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇
昭和二十三年	三、七〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇
昭和二十四年	三、八〇〇、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇
昭和二十五年	三、九〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
昭和二十六年	四、〇〇〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇
昭和二十七年	四、一〇〇、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇
昭和二十八年	四、二〇〇、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇
昭和二十九年	四、三〇〇、〇〇〇	四、四〇〇、〇〇〇
昭和三十年	四、四〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
昭和三十一年	四、五〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇
昭和三十二年	四、六〇〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇
昭和三十三年	四、七〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇
昭和三十四年	四、八〇〇、〇〇〇	四、九〇〇、〇〇〇
昭和三十五年	四、九〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
昭和三十六年	五、〇〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇
昭和三十七年	五、一〇〇、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇
昭和三十八年	五、二〇〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇
昭和三十九年	五、三〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇
昭和四十年	五、四〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇
昭和四十一年	五、五〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇
昭和四十二年	五、六〇〇、〇〇〇	五、七〇〇、〇〇〇
昭和四十三年	五、七〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇
昭和四十四年	五、八〇〇、〇〇〇	五、九〇〇、〇〇〇
昭和四十五年	五、九〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
昭和四十六年	六、〇〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇
昭和四十七年	六、一〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇
昭和四十八年	六、二〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇
昭和四十九年	六、三〇〇、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇
昭和五十年	六、四〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇
昭和五十一年	六、五〇〇、〇〇〇	六、六〇〇、〇〇〇
昭和五十二年	六、六〇〇、〇〇〇	六、七〇〇、〇〇〇
昭和五十三年	六、七〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇
昭和五十四年	六、八〇〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇
昭和五十五年	六、九〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
昭和五十六年	七、〇〇〇、〇〇〇	七、一〇〇、〇〇〇
昭和五十七年	七、一〇〇、〇〇〇	七、二〇〇、〇〇〇
昭和五十八年	七、二〇〇、〇〇〇	七、三〇〇、〇〇〇
昭和五十九年	七、三〇〇、〇〇〇	七、四〇〇、〇〇〇
昭和六十年	七、四〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇
昭和六十一年	七、五〇〇、〇〇〇	七、六〇〇、〇〇〇
昭和六十二年	七、六〇〇、〇〇〇	七、七〇〇、〇〇〇
昭和六十三年	七、七〇〇、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇
昭和六十四年	七、八〇〇、〇〇〇	七、九〇〇、〇〇〇
昭和六十五年	七、九〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
昭和六十六年	八、〇〇〇、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇
昭和六十七年	八、一〇〇、〇〇〇	八、二〇〇、〇〇〇
昭和六十八年	八、二〇〇、〇〇〇	八、三〇〇、〇〇〇
昭和六十九年	八、三〇〇、〇〇〇	八、四〇〇、〇〇〇
昭和七十年	八、四〇〇、〇〇〇	八、五〇〇、〇〇〇
昭和七十一年	八、五〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇
昭和七十二年	八、六〇〇、〇〇〇	八、七〇〇、〇〇〇
昭和七十三年	八、七〇〇、〇〇〇	八、八〇〇、〇〇〇
昭和七十四年	八、八〇〇、〇〇〇	八、九〇〇、〇〇〇
昭和七十五年	八、九〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
昭和七十六年	九、〇〇〇、〇〇〇	九、一〇〇、〇〇〇
昭和七十七年	九、一〇〇、〇〇〇	九、二〇〇、〇〇〇
昭和七十八年	九、二〇〇、〇〇〇	九、三〇〇、〇〇〇
昭和七十九年	九、三〇〇、〇〇〇	九、四〇〇、〇〇〇
昭和八十年	九、四〇〇、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇
昭和八十一年	九、五〇〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇
昭和八十二年	九、六〇〇、〇〇〇	九、七〇〇、〇〇〇
昭和八十三年	九、七〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇
昭和八十四年	九、八〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇
昭和八十五年	九、九〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
昭和八十六年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一〇〇、〇〇〇
昭和八十七年	一〇、一〇〇、〇〇〇	一〇、二〇〇、〇〇〇
昭和八十八年	一〇、二〇〇、〇〇〇	一〇、三〇〇、〇〇〇
昭和八十九年	一〇、三〇〇、〇〇〇	一〇、四〇〇、〇〇〇
昭和九十年	一〇、四〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇
昭和九十一年	一〇、五〇〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
昭和九十二年	一〇、六〇〇、〇〇〇	一〇、七〇〇、〇〇〇
昭和九十二年	一〇、七〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇
昭和九十四年	一〇、八〇〇、〇〇〇	一〇、九〇〇、〇〇〇
昭和九十五年	一〇、九〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇
昭和九十六年	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、一〇〇、〇〇〇
昭和九十七年	一一、一〇〇、〇〇〇	一一、二〇〇、〇〇〇
昭和九十八年	一一、二〇〇、〇〇〇	一一、三〇〇、〇〇〇
昭和九十九年	一一、三〇〇、〇〇〇	一一、四〇〇、〇〇〇
昭和五十年	一一、四〇〇、〇〇〇	一一、五〇〇、〇〇〇

(四) 電話

昭和三年三月取扱開始し、縣下は勿論秋田縣・青森縣・宮城縣の三縣及東京市との通話自由にして便益甚だ大し。

昭和五年度來の電話使用左の如し。

1 昭和五年度 二、五二八通

2 昭和六年度 一、八七五通

3 昭和七年度 二、一九九通

- (五) 歴代局長
初代 櫻井 興造 昭三・三・二八
二代 松橋 孫助 大七・四・二七

三、電信

大正十四年三月一日より岩手上郷郵便局に於て取扱ふ事となり、その區間は上郷全村と青笹・甲子・兩村の一部なり。

昭和五年度來の取扱數左の如し。

年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度
受發信	八〇九 一、二八六	七〇一 九五九	七五四 一、一四三	七六六 一、七〇五

四、ラヂオ

全村に八ヶ備ハ付けあり。

第十四章 史蹟名勝記念物

一、館

(一) 上郷村の古城砦總説

本村には昔から稱し來れる古砦と先住民族のチャシとの二つに類別することか出来る様である。而も館と呼ばれてゐるものは第三期の同化式Ⅱ數郭時代(古城柵を四期に分つ方法に依る)Ⅱに當る様に思はる。尤も時代としては第四期の歐式Ⅱ天守時代Ⅱに屬せるも中央の文化未だ入らず。主として先住民族の砦を改造して築城せしものと思はるものにして第三期に近からん様に思はる。戰國時代以後の如く堅固精巧を極めたるに非ずして、丘陵を利用したる簡素な中世の半山城式土壘砦である様だ。尙砦として的一般形式は左記の如きものである。

- 一、位置は全部河川に面し西北に向ひあることで、而も川をはさんで對岸に砦が向ひあつてゐること
- 二、一郭制にて大体圓形をなしてゐること
- 三、濠を繞らしたる如きものあれ共それは當然空濠なり
- 四、要害の地たることにて技術の發達せざる時代なれば最も力を入る
- 五、附近に神社寺院の趾あること
- 六、附近には先住民族の遺蹟あること
- 七、砦に關する名稱が附近の地名家名に残りゐること

(二) 太田館

大字佐比内字南にあり。現在は林をなす。館址の西側に土壘あり。規模小なるも頂上は廣し。西方を猫川流る。太田某の居りし所、今尙その子孫と言はるゝ太田氏あるも系圖は今より百年程前に遠野南部氏の臣澤里氏は江戸に持ち行きその後戻らずといふ。一説に曰く、北畠氏が相馬氏の子孫なりと。太田某敗戦の時馬に跨り敵に追れて館の前なる沼に入りて死せりと。その折太田某の持せしものならんとてその沼よりあげし小さき地像あり。

(三) 林崎館

大字細越字林崎にあり。西北に面し畑地をなす。西方を早瀬川西流し餘り高からずと雖も平倉・西細越を一望の中に納め得る要地なり。天正年間阿曾沼氏の臣細越惣兵衛の居りし所なりと。此の館址は野焼にかゝりたることなく、昔は家屋三棟ありたりとの話あり。子孫は鈴木氏なりと云ふものあるも詳ならず。

(四) 双金館

大字平倉字双金にあり。後方に二つの空濠を見る。その空濠の合して止む所に三箇の大花崗岩あり。此麓に井址あり。早瀬川西北方の麓を北流す。川を隔てて板澤館北方にあり。天正年間阿曾沼氏の臣平倉新兵衛の居りし所。新兵衛は鱒澤左馬助廣勝に黨して叛せしが、慶長六年九月阿曾沼廣長恢復の軍を起して赤羽根

に來るや上野丹波の副將となり、敵の先鋒と闘ひ討死す。その子長作浪人となりしが南部直榮移りし後召出さる。後菊池と改む。

(五) 瓜ヶ森館

大字細越字瓜ヶ森にあり。現在雜木繁茂す。その南方にも高所あれどもこれ果して附屬地なるや不明なり。西方に向つて壘あり。又西方早瀬川の對岸に篠ヶ館あり。西麓は平清水シヤヌズと稱し白山神社ありて清水絶えず湧出し小川をなす。社の四圍より最も多く土石器の完全なもの出でたり。阿曾沼時代鱒澤左馬助の一族平清水某の居りし所と傳ふ。

(六) 篠ヶ館(關口館)

大字細越字關口にあり。現在萱生地なり。頂上の後方に二條の空濠址ありて山に續く。前方は數段になり北麓は早瀬川流れ、西麓を小川流れ如何にも要害の地の如く覺ゆ。阿曾沼氏の臣鱒澤左馬助の一族關口某の居りし處と傳ふ。頂上より瓶を掘出せることあり。又附説に依ると越田山より此の濠に水をひけりと云ふ。

(七) 板澤館(大洞館)

大字板澤字寺下にあり。現在山林にて二・五ヘクタール(二町五段)、天正年間阿曾沼氏の臣板澤平藏の居りし處、慶長六年九月赤羽根峠の合戦に上野丹波の副將となり、敵の先鋒西風館大學と渡合ひて重傷を負ひ間も無く絶命す。その子孫は南部氏に服屬し清水と改む。

二、古戰場

(一) 赤羽根大澤

本郡より氣仙郡に通ずる縣道(盛岡・盛線)中赤羽根峠にあり。慶長六年九月阿曾沼廣長は伊達政宗の助力を得て遠野を回復せんとし、舊臣上野丹波・平倉新兵衛・板澤平藏等と戦ひし所なり。先に鱒澤左馬之助

廣勝の反により遠野は南部氏の手に入りしが。廣長と共に人首より世田米に落随いし興光寺鞞負・松崎堅物西風館大學を始め宗徒の義士等は必ず遠野勢を撃破し横田城へ歸城の功を立てんとす。遠野勢も亦大に奮戦し、平倉は討死、板澤は深庇を負ひ、加勢に來りし上野が聲、十二ヶ村彈正は大澤の泓に馬を乗り入れ討死す。然るに寄手廣長の軍は手兵の外は義理一遍の軍なりければ戰意全く無く退却し、遂に廣長の軍は敗北し遠野は以後全く南部氏の手に歸せり。

三、古跡

(一) 平倉大寺址

大字平倉字大寺にあり。現在は雜木・杉繁茂しあり。觀音塔は谷行山畑山寺と稱し結構壯大、多くの堂塔ありて以て時の人大寺と唱へしが、火災(年代不詳)後之を西方二軒餘(二十町餘)の地に移す。此の寺の開山詳かならざるも嘉祥年間の草創にかゝると傳ふ。

(二) 赤羽根番所址

大字平倉字赤羽根にありて現在宅地なり。遠野南部領境四箇所の番所の一にして往來の旅人を檢めし所なり。南部氏遠野に移轉後仙臺領(上有住村字板本)の番所に對する爲に置かれしものにて、移轉せし當時は家中より番人を出し、が、正保年中間違など生じては面倒故、直接番人を盛岡南部氏より遣さるゝ様願ひて許されそれよりは直番を置かる。然れども不案内の所故添番は遠野南部氏より出すことになり、當時福田氏の下より出すことになれり。

(三) 近江彌右衛門宅址

大字佐比内字中野にありて現在開田せられてあり。近江彌右衛門は天正年間信長時代の人にして、三百四十五年前近江より兄弟七人南部に行商に來りしその一人なり。その折遠野を中心として商へる彌右衛門は佐

比内地方荒蕪地なるも開墾の有利なるを視、土地の人々と相計りて之をなせり。之により地方一帯富地となれり。次で鎌ヶ峯に金鑛を發見、採掘して數年ならずして巨利を得素封家となる。その宅は古戸(今のフンド)にあり。その後方に栗林をつくれり。八升林(八町林)といふ。その宅地は二十年程前までは畑地にしてこれを開拓する際、地中より一の石碑を發見せり。碑面に長相道陽禪定門とあり。或は彌右衛門の家内の者の碑なりといふ者あれども石は比較的新しいして字も讀み得る程度なれば、果して然るや否や、菩提所慶雲寺も再度の災厄に合ひたれば調査困難なり。

(四) 近江彌右衛門の墓

大字佐比内字暮坪にあり。石碑の幅凡一・八米(約六尺)高さ凡二・七米(約九尺)の大石にして中央に近江彌右衛門墓とあり。右側に文政十亥年。左側には三月二十五日肝與助長右衛門とあり。勿論後世之を建てしものにて眞の墓所は他にありと雖も言々句々にして判明せず。近年墓地(大石の場所)に病人引續き出來るにより法華とか八卦とかに聞きしに、墓地の手入れを爲さず荒れ次第にして置く故なりとの事に、部落民は大正九年舊七月に手入掃除を爲し、盆には供養をなす事にしたりと。現在は舊三月三日に祭事をなす。

四、名勝

(一) 片岩及屏風岩

大字細越字片岩にありて沓掛橋より下三百米(三町)にあり。幅約百五十米(八十間)高さ約二百米(約七十丈)あり。それが屏風の如く立ちて所々に青松・紅楓生ひ秋の紅葉時には壯觀を極む。尙片岩の裏氣仙郡との境近くに屏風岩あり。片岩よりも遙かに大なりといふ。

(二) 仙人峠

本郡の東部と西部の境なる峻嶺にして九十九折の難所として名高く、殊に東斜面甚だし。峠及び附近は景

色よく特に紅葉時の眺望絶佳なり。西麓沓掛には片岩・洞窟あり。中腹に寄合木、頂上に登れば東南遙かに太平洋を望む。東區甲子村の大橋も眼下に見ゆ。頂上に仙人掌あり因つて名づく。尙東斜面中腹の開水は文化二年釜石住野忠義、七百米(四百間)の筧を通せしは社會奉仕の極致なりと世の人の推賞を享け、文化五年佐野與市次の歌を石に刻みて今尙仙人掌にあり。

山と等しその名も高く引く水の音は篋の谷に聞えて。
(三) 赤 羽 根 峠

盛街道中本郡と氣仙郡の境にあり。現縣道は傾斜急ならずして自動車を通ず。昔は南部・伊達兩氏の境をなして舊道兩麓には番所ありき。大澤は古戰場なり。舊道の松並木は昔を偲ばしむるものあり。

(四) 溜 池

大字佐比内六角牛山の東南麓へ切(赤岩ともいふ)にありて、猫川の上流を堰止めて造りしものなり。の堤長八十米(四十四間)堤頂巾六米半(三間半)堤脚巾百四十五米半(八十間)最頂高二十七米半(九十一尺)の大堰堤なり。その水は四十五米半(二十五間)の縦樋より百三十二米餘(七十三間)の伏樋を通りて流出す。縦樋にはバルブ五ヶ付にて、一ヶのバルブよりの流出水流は毎秒六百六十八立(二十四立方尺)なり。此の池の満水時に於ける水表面積は八百ヘクタール(八町九畝十七步)水量は六十四万二千九百三十三立方米(十萬六千九百六十八立方坪)水深十九米餘(六十五尺)最大水深二十一米餘(七十四尺)にして水量これ以上なる時は三十六米餘(二十間)の餘水吐より流れ落ち、五十四米半(三十間)の隧道を通り、七十二米餘(四十間)の放水路を瀧の如く流下する如く出來てゐる。此の池の水の灌漑豫定反別は二百三十八ヘクタールにて、三年の歳月と二十三萬五千圓の工費を費して完成せしものなり。満水時は水青々として一の神秘を秘めるが如し。池の東方に赤岩鑛山採掘の跡見ゆ。

(五) 五 訓 の 森

大字平倉字大寺にあり。大字板澤及び細越と境し、小丘をなし雜木繁茂す。頂上に忠魂碑あり。因りて新に命名せり。忠魂碑は大正十四年八月三十一日の建立にして、昭和六年大改修をなせり。南方に田園ひらけ赤羽根峠を望み、眼下には盛縣道眞直に南に走る。周圍の雜林を拂はば東に北に展望最も佳なるべし。氣仙より入りて此の森に向ふ時石階新に目を引く。昭和八年五月村民の意に成る。

五、洞 窟

(一) 觀 音 窟

大字細越字沓掛にあり。石灰岩の自然浸蝕にして附近に三大窟あり。前なるは觀音窟にて内部に入るに隨いて廣潤となり、中に觀音像を安置するにより名付く。これ田村將軍征夷の時觀音を勸請したる所。或は閉伊頼基の室乙羽姫の崇拜せし觀音を安置すといふ。早瀬觀音とも言ふ。(尾崎神社縁記による)

(二) 錢 鑄 窟

前記觀音窟の北に隣接せり。觀音窟よりも深く中は入るに隨ひて廣く寛永の初年に松崎村興光寺の住僧此の窟内に於て贋錢を鑄造せしことに因りて名付く。

(三) 蝙蝠 窟

前記の觀音窟・錢鑄窟の東方約百米(一町)の地にあり。洞窟殊に大にして高さ三米(一丈)乃至六米(二丈)に及び、幅及び奥行は之を越え、上下に鐘乳石・石筍林立して奇觀名狀すべからざりしも、今は殆ど探勝者の爲に折り取られて無し。蝙蝠多く住めるを以て此の名出づ。

六、記 念 物

一位 木 及び 山 葡萄

大字佐比内字室の木にあり。高さ七米餘（二丈五尺）太さ六米半（二丈餘）にして、樹齡八百年位なり。此の一位の木にからまりて山葡萄の古きものあり。その幹太さ五十糎（一尺五・六寸）近くあるものあり。

第十五章 篤行 者

菊池 三 三

弘化四年八月二十八日平倉奥寺助七の長女に生れ、平倉菊池留五郎に嫁す。夫留五郎は才能あるものなりしが明治九年三十四歳の時精神病者となり屋内檻禁を必要とするに至り、老姑マツ及び當時二歳の一子永吉を抱へ、赤貧洗ふが如き境遇に在りても克く孝養貞節を盡し、一家を支へしこと常人の及ぶ所に非ず。明治四十年二月十一日病夫の歿するまで一日の如し。されば之より先明治三十九年三月三十日縣令代理少書官山田春三氏より賞状を受く。

細工 谷 用 七

明治二十六年十二月十七日大字細越字火尻細工谷用松の二男として生れ、性質頗る快活義侠に強き快男兒なりき。長じて大正三年十二月弘前歩兵第三十一聯隊に入營するや、常に品行方正勤務勉勵他卒の模範となり、西原聯隊長より善行証書を授與せらる。除隊するや亡兄に代りて父祖の業たる農業に精勵し、傍ら在郷軍人として分會の事業に盡力せり。大正六年五月上郷消防組三等消防手を拜命するや常に其の任務の重大なるを感じ、その職務に忠實なるは全く他の龜鑑として耻なかりき。昭和三年四月二等消防手に昇進し、層一層消防の爲に働き、上下の信望を擔ひ、上郷消防の事蹟を擧げ將來を囑望されつゝありき。昭和三年十月岩手縣下にて行れたる陸軍特別大演習に際しては警察補助員として活動し、三井警察部長より感謝状及び功蹟

証を附與せられたり。又昭和五年十二月大字佐比内鈴木兩三九方より發火二戸五棟の火災の時には、全く己が身を忘れ決死となりて鎮火に努め、その勇壯なる奮闘は正に一世を指導し世人を感奮せしめずには置かぬものあり。佐々木警察部長より感状を、翌六年二月には同部長より消防事業の發展に關し偉績あるを認むとの功績証を授與せらる。これに依つても如何に氏は消防事業に熱心かは推量するを得。

然るに昭和六年五月五日大字平倉菊池敬次郎方に火災の起るや病床にありし身も父の靜止の言も燃ゆるが如き責任感奮然と火事場に向はしむ。火事場に着いた時は今にも隣家の屋根に飛火して大事に至らんとするを、氏は防がんと猛火を浸して進みしに火災の爲に斷線せる高壓線に接觸して感電遂に昏倒し、組員の熱誠なる應急處置も、荻野村醫の手當もその効空しく長逝し以て其の職に殉じたり。同夜直に一等消防手に昇進、上郷村は弔慰金として二百圓を贈り、其の葬儀は七日午后二時消防葬として慶雲寺に於て行はれ本村に未だ例を見ざる盛大なる葬儀なりき。

第十六章 天 災

一、概 説

本村の天災は冷害、水害、旱害、雹害とあり。稀に雪害なきにあらず。維新前後より其甚しかりしものを舉ぐれば左の如し。

- 冷 害 慶應二年。明治卅五年。明治卅八年。大正二年。昭和六年。昭和九年。
 - 水 害 明治廿三年。明治四十二年。大正二年。
 - 旱 害 大正十年。
 - 雹 害 昭和五年。
- 雹害は平倉の大部分及林崎に亘る地方を中心とし結實せる稻は其の一割を打落され、田を掃きて糶を拾集

せり。

旱害は夏季連日旱天にして畑作爲めに枯死の状態となり大に收穫を減じたり。
 水害は堤防缺潰し、田畑浸蝕せられし地積甚だ廣大にして家屋の流失人の溺死せるものありたり。
 冷害は慶應二年は所謂「種無し」と稱せられ、村民競ふて山野に草根を採取せり。
 明治卅五年も其の害甚しく外米を輸入して食料に充てたり。又全國の同情金の配布を受け、畏くも御内帑金の御下賜あり、記念造林を行へり。

明治卅八年、大正二年、昭和六年は減收甚しく、其他一二割の減收ありしこと珍らしからず。

本年（昭和九年）の凶作は冷湿害にして赤羽根方面の山頂常に濃霧に被はるゝこと多く、八月九日霖雨の状を呈し、冷稻熱病・豆疽等發生し稻は刈り取られたれども束ねて田の面に立てられ奇觀を呈せり。中には刈取らずして早くも九月中に坩中に踏み込める者さへありたり。昭和九年の作況次の如し。

稻	作	收穫皆無	免租	（最高結實二割作に達せるもの全反別の五百分の一）
麥	作	收穫六割		
豆	類	收穫皆無		
粟		收穫二割		
馬鈴薯		小さく薯數少し		
胡桃		豊作	但し植栽數少し	
しだみ		結實至つて少し		
蕨の根		小さし		
橡		結實數少し		
			稗	收穫三割
			蕎麥	收穫四割
			甘藷	小さくして數少し
			栗	全く結實せず
			ところ	小さし
			山葡萄	粒小さく實少し

二、本年（昭和九年）の不況狀況

農産品の凶作の外春蠶・夏蠶共に繭價暴落し又糶駒の價廉く食料昂騰す。

三、本年（昭和九年）村救濟事業

- (一) 村道改修工事
- (二) 護岸工事
- (三) 橋梁工事

四、救濟方法（昭和九年）

- 一、凶作救濟委員會委員、全村會議員、全區長、小學校長、上臺佐吉、細川郷助、堀切政吉を委員として救濟戸口の調査、其他必要ある事項を協議し、村長の諮問に應じたり。
- 二、政府米拂下並濡米拂下及甘藷の縣内聯合購入
- 三、義捐金品の配給

五、凶作、學者官吏篤志者の來往（昭和九年十一月迄）

- 一、學者及技術者
寺尾、副家、柿崎洋一博士、京都帝大教授田中貞次、加藤寛次博士、
- 二、官吏

代議士沖島、八角三郎、アキズリング博士、千葉縣君津郡教育會長宮崎音三外一名、

東北地方特殊農業機關新設意見書

盛岡高等農林學校より昭和九年十一月文部省に提出せる意見書は昭和九年の凶作状況を盡して餘蘊なし。即ち次の如し。

由來東北地方は凶作の頻發を以て知らる、古へ未開時代の實狀は今知るに由なきも、天明、平保の大飢饉より明治廿三年、同廿五年、同卅八年の凶作は皆人知る所にして、當地方民は毎年霖雨を恐れ早冷を憂へて常に戦々惴々たる有様なり。明治三十八年の凶作は恰も本校創立三年目に當りて、校長玉利博士は凶作對策に就て地方民に警告をせらるゝと共に、凶作研究の必要を唱導し、關、中村教授等に凶作原因、實狀等の調査を命じ、凶作文庫を設けて大いに注意を喚起せられたり。

爾來水稻品種の改良、栽培法の改善、救荒作物の栽培等非常の進歩を見、大正二年、昭和六年等の氣候不良も大凶作の不幸を見ずして今日に至れるが、本年は明治三十八年より三十年目に當り、早春積雪多く冬作物の被害大なり。其の後稍々順調なりしも五月十四日には豪雨あり諸河川氾濫して耕地、道路等被害を蒙り、又五月廿三日には膽江地方の大降雹あり、冬作物、苗代、果樹、桑樹に大害あり。八月七日には和賀地方に同じく降雪あり諸作物の被害大なり。五月廿一日には縣北地方に晩霜ありたるが、六月には異常高温となり、平年に比し一月平均攝氏一・一七度高を示せり。其後水稻の成育抽穂の重要時期たる七月十一日より八月十五日に至る間雨続き、陰冷となり、最近五年に比し一日平均四・一六度低く、日照時間は一日平均約三時間少し、同十五日より天候漸く恢復せるものとして愁眉を開きしに、僅かに晴天數日にして又梅雨状態となり、八月より九月に亘り日々陰冷なる天氣打續き、時々薄日照りのみにて殆ど晴天を見ざりき。

之を明治卅八年の大凶年と比較するに、七月十一日より同廿五日迄の間は一日平均實に四・七四度低く、七月一日より九月五日に至る六十七日間に於ける最高氣温二十八度以上の日數は、本年は僅かに十三日にして、最近五ヶ年平均に比し廿一日少く、昭和六年(不作)に比し、七日少く、更に明治卅八年に比するに同日數を示せり。又十五度以下の最低極日數を見るに、最近五ヶ年平均に比し四日多く、昭和六年に比し七日少く、尙明治卅八年に比すれば二日少なきことを示せり。更に降雨の關係を見るに、日數は卅八年より七日多く、降水量は最近五ヶ年平均に比すれば七月一日より九月五日迄に於ては、一三八・二耗多く、一日平均二・〇八耗多かりき。氣温日照共に平均に比し甚だ少なく、降雨多かりしを以て稀有の凶作を來し、米作第二回収穫豫想、宮城六一・九%、山形六〇・七五%、福島六三・六%、青森五二・九%、岩手

四一%にして、山間地方東海岸地方等殊に不良にして、收穫皆無の地少からず。畑作物の大豆、稗、粟、蕎麥、蔬菜類等皆不良なり。

而して岩手縣の實狀を調査せるに、明治卅八年、大正二年、昭和六年の作物と被害状況異なり、又地方により地勢、地質、品種、栽培肥料、病害等との關係其の趣を異にし、甲地に良好なるもの乙地に悪しく、丙地にても成績を得たる方法が丁地にては必ずしも然らず。復雜錯綜して容易に結論を得べからざる有様にして、根本的に研究する必要あり。

本年は氣候の不良なる事、明治卅八年の大凶作と殆ど伯仲の間あり、卅八年には八月に於て雨量甚だ多かりしも、九月に入りて天候恢復し晴天多かりしが、本年は九月に於ても恢復せず梅雨状態續き、陰冷にして卅八年より甚だ不良なり。然るに拘らず卅八年の收穫歩合、岩手縣にて平年の三割四分なりしに、本年は第一回豫想五割、第二回豫想四割一分の收穫を得たるは、品種の改良、栽培法の改良によるものといふべく、今後一層科學的研究をなせば將來凶作を克服する事蓋し難きにあらざるべし。

人或は氣候長期の豫想により凶作を救済し得べく、又豫想も可能なりといふものもあるも、今日の學術にては豫想し得べしと思はれず。假令氣候の良否を豫想し得たりとするも適確ならざれば、對策を講じて却へて農家の怨恨を買ふべく、生育期間の氣温、日照、雨量等によりて生育の早晚、良否を生ずる作物に對し、何時頃抽穂開花に適當なる晴天になるや等を初春に於て豫想することの不可能はいふまでもなかるべし。而して凶年の瀕發することは歴史に明らかにして、玉利博士は三十年周期説を唱へられ、又太陽の黒點と關係して十一年説を唱ふるものあり。火山の爆發に伴ふと説くものあり。海流の影響なりといふものありて歸一するところなし。兎に角崇神天皇より明治に至るまで二千年間の歴史に現れた全国各地の不良氣候は、大略暴風二百二十四回、氣候不良百二十五回、洪水百十四回、旱魃百十一回、霖雨五十五回、虫害の記録あるものにして、内飢饉と稱せらるゝもの約四十回にして平均五十年に一回位の割合なり。

舊南部藩記録によれば、寛文年間より慶應二年迄約二百年間に於て凶作は十二回、十六ヶ年に一回來る割合にして、困窮の度激烈なるもの九回にして、十九年に一回來れる割合なりといふ。記録の精粗程度の大小はあるならんも、當地方は凶作の瀕發甚だ多きことは明らかなりといふべし。明治維新以來農業教育、農事試験、研究、盛におこり、農學の進歩及農事の改良發達著しく、以て今日の盛運を見るに至れるも、それ等の多くは生産増殖の方面にして、特に凶作對策に關する試験研究に至りては殆ど顧りみられず。進歩の見るべきものなくして凶作に再會し、應急の救済策を講ずるに過ぎず。斯の如きは聖世の一大缺陷にして、平生に於て霖雨、陰冷、降雹等當地方に瀕發する不良天候に抵抗性強き品種對應的栽培法、救荒作物、應急代用作物、養蠶恐慌對策、特殊氣候に適應する農業組織並に經營法、副業等、各般の試験研究をなし之を普及徹底せしめて人心の不安を一掃し、疲弊困憊せる農家の經濟を安定せしめ、東北地方振興を圖るは刻下の急務なり。

而して岩手縣は東北地方に於ても最も天惠薄く凶作の中心地にして、被害甚大なること本年の實狀にても知り得べく、本校は此の中心地にありて常に各般の研究實驗を怠らず、各方面の研究者、實驗家を網羅せるも如何にせん經費寡少にして經常の用に足らず、前記の如き研究の必要を痛感しながら充分の力を盡す能はざるは遺憾とするところなり。近時教育の實際化、地方化の必要は盛に唱へられる所にして、殊に農

業の教育等に於て緊要なるが、斯る國家重要の問題を本校に於て研究し、一は以て生徒の訓育に資し、一は以て東北地方農家に普及徹底せしめることは邦家の要務にして、特殊氣候の地に設立せらるゝ本校の使命の一と思惟せられ、又當地方民の大いに要望する所なりとす。希くは本問題研究に要する左記經費を御審議あらんことを。

昭和十年八月三十一日印刷
昭和拾年九月拾五日發行

(非賣品)

岩手縣上閉伊郡上郷村大字板澤土地割五三番地ノ一

著作者

上郷村教員會

代表 鈴木

木陽

岩手縣上閉伊郡上郷村役場内

發行者

上郷村教育會

代表 佐々木

三和吉

岩手縣上閉伊郡遠野町十四地割三十五番地

印刷所

秀盛舎印刷株式會社

印刷者 伊藤

藤金藏

振替東京三八四一四番
電話 一三三三番

土曜科編五類表

頁	目次	頁
1	全編	1
2	一、	2
3	二、	3
4	三、	4
5	四、	5
6	五、	6
7	六、	7
8	七、	8
9	八、	9
10	九、	10
11	十、	11
12	十一、	12
13	十二、	13
14	十三、	14
15	十四、	15
16	十五、	16
17	十六、	17
18	十七、	18
19	十八、	19
20	十九、	20
21	二十、	21
22	二十一、	22
23	二十二、	23
24	二十三、	24
25	二十四、	25
26	二十五、	26
27	二十六、	27
28	二十七、	28
29	二十八、	29
30	二十九、	30
31	三十、	31
32	三十一、	32
33	三十二、	33
34	三十三、	34
35	三十四、	35
36	三十五、	36
37	三十六、	37
38	三十七、	38
39	三十八、	39
40	三十九、	40
41	四十、	41
42	四十一、	42
43	四十二、	43
44	四十三、	44
45	四十四、	45
46	四十五、	46
47	四十六、	47
48	四十七、	48
49	四十八、	49
50	四十九、	50
51	五十、	51
52	五十一、	52
53	五十二、	53
54	五十三、	54
55	五十四、	55
56	五十五、	56
57	五十六、	57
58	五十七、	58
59	五十八、	59
60	五十九、	60
61	六十、	61
62	六十一、	62
63	六十二、	63
64	六十三、	64
65	六十四、	65
66	六十五、	66
67	六十六、	67
68	六十七、	68
69	六十八、	69
70	六十九、	70
71	七十、	71
72	七十一、	72
73	七十二、	73
74	七十三、	74
75	七十四、	75
76	七十五、	76
77	七十六、	77
78	七十七、	78
79	七十八、	79
80	七十九、	80
81	八十、	81
82	八十一、	82
83	八十二、	83
84	八十三、	84
85	八十四、	85
86	八十五、	86
87	八十六、	87
88	八十七、	88
89	八十八、	89
90	八十九、	90
91	九十、	91
92	九十一、	92
93	九十二、	93
94	九十三、	94
95	九十四、	95
96	九十五、	96
97	九十六、	97
98	九十七、	98
99	九十八、	99
100	九十九、	100
101	一百、	101



上郷村誌正誤表

頁	行	誤	正
目次	一	……(衆議院……)	二二行ノ下ニアルヘキモノナリ
全	四	二括弧内	過程
凡例	一	文類	分類
	六	六角牛神社	六神石神社
	二	朝橋閣七	朝橋倉七
	三	菊池長三郎	菊池長佐
	三	一筆	一等
	三	菊池長三郎	菊池長佐
	三	議長選舉	村長の選舉
	三	席次	缺席
	三	先勳村	前村長
	三	(一行脱落)	太字「昭和三年」ヲ入ル
	三	占める	占むる
	三	「年次」	「年度」
	三	設ける	設くる
	三	加により	功により
	三	いで	次いで
	三	歩上菊池長助	歩上勳八菊池長助
	三	森ノ下小學校東細越	森ノ下小學校は東細越
	三	女子部後期ノ最下欄中英語ヲ削ル	
	三	卒業生昭和九年欄「男一、女二三」計二四ヲ入ル	計二四ヲ入ル
	三	上郷村女子青年團	上郷村女子青年團
	三	及金箱に	及金箱を
	三	伊勢兩宮社ヲ伊勢兩宮神社トシテ無	格社ノ項ニ引上ゲ
	三	數行	「不定」ヲ追記ス
	三	本線	本線
	三	中紙を心として	「中」ヲ削ル
	三	構造ノ下ニ	「土堰堤及鉄筋コンクリート伏樋並堅樋」ヲ入ル
	三	徳田博士ノ次	「の」字ヲ入ル
	三	「縣道」「村道」	夫々「府縣道」「町村道」
	三	香掛驛	仙人峠驛
	三	敬次郎	外 啓次郎
	三	(一)(二)(三)ヲ次ノ如クニス	(一)町村道改修 農道延長九、〇三米及來内線 總工費五、三〇圓 (二)溜池(板澤) 修築工事一ヶ所三、〇〇圓 (三)護岸工事(猫川築) 二ヶ所延長九〇米總工費三、二〇圓 (四)堤防工事(早瀬川筋) 一ヶ所總工費三、三〇圓 (五)牧野改良作業 面積九〇ヘクタールニ總工費三、三〇圓